２０２５年　３月　５日

第7回中央委員会

報告・議案書

報告の部

第４６回執行委員会	２０２５年　１月２０日
第４７回執行委員会	２０２５年　１月３０日
第４８回執行委員会	２０２５年　２月１２日
第４７回執行委員会	２０２５年　２月２７日

第３・四半期　決算報告・会計監査報告

議案の部

第１号議案　　2025 春季生活闘争方針（案）

神戸交通労働組合

＝会議・行動日誌＝

２０２４年

１２月２１日　青年女性委員会第３回幹事会

２０２５年

１月　９日　市労連小委員会交渉

１０日　第 44 回財政組織検討委員会

１７日　自治労兵庫県本部都市公共交通評議会第１回幹事会

２０日　**第 46 回執行委員会　第６回中央委員会**

２２日　事務連絡　都市公共交通評議会 2025 年度第１回幹事会　市労連対市団体交渉

２８日　パレスチナ自治区ガザでの戦闘の即時停止を求める緊急街頭宣伝行動（車両支部参加）

２９日　事務連絡　対局交渉　本部会議

３０日　本部会議　**第 47 回執行委員会**　第 45 回財政組織検討委員会　事務連絡

３１日　自治労兵庫県本部第５回執行委員会

２月　３日　事務連絡　市労連小委員会交渉

４日　自治労共済単組執行部・共済担当者会議

６日　青年女性委員会第４回幹事会　第１回選挙管理委員会

７日　自治労兵庫県本部第 217 回中央委員会

８日　自治労兵庫県本部 2025 春闘討論集会

１０日　本部会議　「令和７年度神戸市当初予算の概要」及び「令和７年度組織改正の概要（案）」の説明

１２日　**第 48 回執行委員会**　交通局からの「予算説明、職制改正」

１３日　事務連絡

１４日　2025 年度第１回平和・人権・環境委員会

１８日　第３・四半期会計監査

１９日　対局交渉

２１日　事務連絡

２５日　本部会議

２７日　**第 49 回執行委員会**

2024年度第7回中央委員会報告内容

報告事項	報告事項	日付	頁
事務連絡	市バス運転士会計年度任用職員の募集について	2025.1.22	1～2
	令和6年度運輸事務職員転任選考合格内定者について	2025.1.24	1,3
	令和6年度運輸技術職員転任選考合格内定者について	2025.1.24	1,4
	自動車運輸現業に従事する運行管理者（運輸事務職員）への転任選考実施について	2025.1.30	1,5～6
	令和6年度交通局職員アンケートについて	2025.1.30	1
	懲戒処分の指針の改正について	2025.1.30	1, 7～10
	新規採用選考日程（市バス運転士）について	2025.2.3	1,11～12
	交通局 人事・給与制度改革 キャリアプランの策定について	2025.2.13	1,13～24
	令和6年度運輸現業係長昇任選考最終合格者について	2025.2.21	1,25
対局交渉	人事・給与制度改革（案）について	2025.1.29	26
	西神中央駅の仮泊場所について	2025.1.29	27～28
	地下鉄ダイヤ改正に伴う勤務時間の見直しについて	2025.1.29	29～30
	西神・山手線のワンマン運転化の方向性について	2025.1.29	31～32
	地下鉄乗務員の仕業表の変更について	2025.2.19	33～35
自治労関係	自治労兵庫県本部都市公共交通評議会第1回幹事会	2025.1.17	36
	都市公共交通評議会2025年度第1回幹事会	2025.1.22	37～47
	自治労兵庫県本部第5回執行委員会	2025.1.31	48～51
	自治労兵庫県本部第217回執行委員会	2025.2.7	52
	自治労兵庫県本部2025春闘討論集会	2025.2.8	53～57
	2025年度第1回平和・人権・環境委員会	2025.2.14	58～63
市労連関係	市労連小委員会交渉	2025.1.9	64～65
	市労連対市団体交渉	2025.1.22	66
	市労連小委員会交渉	2025.2.3	67～70
	「令和7年度神戸市当初予算の概要」及び「令和7年度組織改正の概要（案）」の説明	2025.2.10	71～140
組織内関係	2024年度青年女性委員会第3回幹事会	2024.12.21	141～144
	2024年度青年女性委員会第4回幹事会	2025.2.6	145～148
	第44回財政組織検討委員会	2025.1.10	149
	第45回財政組織検討委員会	2025.1.30	150～160
	2025年度第1回選挙管理委員会	2025.2.6	161～167
	組合脱退について		168
	各種選挙の単組推薦について		168
	自治労2025春闘ストライキ批准投票について		168
	自治労大会代議員の選出について		168
	2024年度年末カンパの集約と寄託について		169
	支部委員・中央委員合同懇談会について		169
	定年退職者への取り組みについて		170
その他	記者資料提供「リノベーション・神戸～名谷活性化プラン～tete名谷×須磨パティオ　グランドオープン合同記念式典開催！		171～172
	記者資料提供「さようなら西神車庫」開催！		173
	記者資料提供「2025年（令和7年）3月15日（土曜）神戸市営地下鉄西神・山手線、北神線でダイヤ改正を実施します」		174～175
	記者資料提供「職員の懲戒処分」		176
	記者資料提供「須磨区古川町2丁目用地活用事業　優先交渉権者の決定」		177～178
	記者資料提供「神戸市営地下鉄とJR西日本のICOCA連絡定期券の発売開始～神戸市営加地下鉄とJRが1枚のICOCA定期券で乗車可能になります」		179～180
	記者資料提供「関西の鉄道事業者19社局による共同マナーキャンペーン『乗降時のマナー（出入口ふさぎ）』を共通テーマとしてポスターを掲出します」		181
	記者資料提供「さようなら西神車庫開催記念「市バス弁当」発売！		182

対局関係（事務連絡）

事務連絡 2025.1.22

１．市バス運転士会計年度任用職員の募集について（**2 頁**）

事務連絡 2025.1.24

１．令和６年度運輸事務職員転任選考合格内定者について（**3 頁**）
２．令和６年度運輸技術職員転任選考合格内定者について（**4 頁**）

事務連絡 2025.1.30

１．自動車運輸現業に従事する運行管理者（運輸事務職員）への転任選考実施について（**5～6 頁**）
２．令和６年度交通局職員アンケートについて
３．懲戒処分の指針の改正について（**7～10 頁**）

事務連絡 2025.2.3

１．新規採用選考日程（市バス運転士）について（**11～12 頁**）

事務連絡 2025.2.13

１．交通局　人事・給与制度改革　キャリアプランの策定について（**13～24 頁**）

事務連絡 2025.2.21

１．令和６年度運輸現業係長昇任選考最終合格者名簿について（**25 頁**）

経第３６６９号
令和７年１月22日

営業所長　各位

経営企画課課長（業務改革担当）

市バス運転士 会計年度任用職員の募集について

標記の件について、令和７年１月23日(木)より令和７年４月１日採用の募集を開始します。

現在、市バス運転業務に従事している会計年度任用職員、および、令和６年度で期間満了となる暫定再任用職員（令和７年４月１日時点で65歳の職員）において、令和７年４月１日から会計年度任用職員としての勤務を希望される場合は、本募集への申込が必要となりますので、ご案内いただきますようお願いします。

また、一般応募も令和７年１月23日（木）から開始いたしますので、営業所内にて周知いただきますようお願いします。

記

１．選考の申込について

（１）申込対象者

令和７年４月１日より、会計年度任用職員（フルタイム・週31時間・週20時間）の市バス運転士として勤務を希望する職員。

（２）申込方法・期限について

別添様式「採用選考申込書」に必要事項を記入し、**令和７年２月17日（月）【必着】**までに経営企画課職員担当に提出ください。

※「採用選考申込書」の記入にあたっては、「申込書記入注意事項」をご確認ください。

（３）選考内容について（予定）

選考日程：２月22日（土）・23日（日）

選考内容：「口頭試問」「実技試験」「筆記試験」「適性検査」

・口頭試問　人物について面接により行います。
・運転技能　自動車運転の実技について行います。
・筆記試験　交通法規及び自動車構造等について行います。
・適性検査　乗合自動車運転士としての適性の有無について行います。

担当：経営企画課　寺尾
電話：078-984-0111

令和7年1月23日

経 営 企 画 課

令和6年度 助役(運輸事務職員)転任選考 合格内定者名簿

所　　属	職　　種	職員番号	氏　　名
運輸課名谷乗務区	高速鉄道指導運転士	193004	森 良太
運輸課苅藻乗務区	高速鉄道指導運転士	199567	川崎 直彦
運輸課苅藻乗務区	高速鉄道指導運転士	199570	岡崎 大介
運輸課苅藻乗務区	高速鉄道指導運転士	200355	森本 孝行
運輸課名谷乗務区	高速鉄道指導運転士	200602	平岡 敦史
運輸課名谷乗務区	高速鉄道運転士	213383	田邉 司
合格内定者 6 名			

令和7年1月23日
経 営 企 画 課

令和6年度 運輸技術職員転任選考 合格内定者名簿

所　　属	職　　種	職員番号	氏　　名
交通局自動車部市バス車両課	技術職員(自動車整備技士)	222345	北國 春樹
合格内定者 1名			

交経第 3711 号
令和７年１月 30 日

所 属 長　様

経営企画課課長（業務改革担当）

自動車運輸現業に従事する運行管理者（運輸事務職員）への転任選考実施について

このたび、みだしの転任選考を別紙公告により実施することになりましたので、貴所属職員に周知をお願いいたします。

また、選考を受けることを希望する者について、下記のとおり必要書類の提出及び内申書の記載をよろしくお願いいたします。

記

１．日　程

(1)募集	１月 30 日(木)～２月７日(金)
(2)所属長への申込書提出	２月６日(木)　午後５時まで
(3)内申書提出	２月７日(金)
(4)第１、２次選考	２月 11 日(火)御崎Ｕビル中会議室
(5)合格発表（内定）	２月 28 日(金)　所属長を通じて発表
(6)研修予定	３月中旬～３月下旬
(7)本務予定	４月１日(火)

２．選考について

実施内容：筆記考査（小論文）・面接

・日時：令和７年２月 11 日（火）　午前 10：00　集合
・場所：御崎Ｕビル１階中会議室
・携行品：職員証　筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

※今回の選考は第１、２次選考を同日に実施します。

選考会場へは公共交通機関を利用してお越しください。

３．提出書類及び内申書について

(1)申込書　・　希望者より提出された申込書は、認証印を押印して２月７日(金)午後５時までに経営企画課職員担当へ提出してください。

(2)内申書　・　記載方法に基づき２月７日(金)午後５時までに経営企画課職員担当へ提出してください。

４．その他

選考を受験できるように、所属で受験者について勤務調整をお願いいたします。

なお、今回の選考について、選考の受験日が勤務日と重なっている場合は、次の公休日との入替を行うなど配慮をお願いします。

（担当｜経営企画課職員担当　局内線：2221　直通：984-0111）

運行管理者（運輸事務職員）転任選考公告

令和７年１月30日
経　営　企　画　課

１．選考対象職

自動車運輸現業に従事する事務職員の職

営業所において、市バスの運行管理、安全管理や運転士の指導監督を行う運行管理者の役割を担うほか、本庁では、ダイヤ編成・お客様サービス・安全管理などの業務を担います。

市バスの運行に関する知識の習得や現場管理監督能力の強化を図り、本庁及び各営業所の様々な業務に携わっていくことで、将来の交通局を担う管理職を目指す人材として、位置づけられる重要な職です。

２．選考を受ける手続き

申込用紙は令和７年１月30日(木)から所属長を通じて交付します。必要事項を記入のうえ、令和７年２月６日(木)午後５時までに所属長へ提出してください。

３．選考を受けられる者

選考区分		運行管理者（自動車運輸事務職員）
転任人員		若　干　名
資格要件	選考を受けることができる職員	乗合自動車指導運転士 乗合自動車運転士
	在職年数（経験年数）	乗合自動車の運転士業務　　３年 ※
	年　　齢	２５歳以上（令和７年４月１日現在）
選考方法		第１、２次選考 ① 筆記考査（小論文） ② 評　　定（書面審査） ③ 面　　接（人物・適性等を評価します。） 運輸現業職に従事した期間並びに過去１年間（R6.1.1～R6.12.31）の勤務成績について評価します。 上記１年間に、地公法上の懲戒処分、休職、事故欠、無届欠があれば不合格とします。なお、病気休暇31日以上あれば不合格とします。但し、上記判定について、個別の事情を鑑みて事業管理者が認める場合は、この限りではありません。

※在職年数（経験年数）について令和７年３月31日現在で満計算し１月未満は切り上げます（採用日が令和４年４月30日以前であれば該当します。）。

病気休職及び学術調査研究等の休職期間は１／２に換算し、在職期間に通算します。

４．選考を受けられない者

休職中の者

５．選考の日時及び場所

筆記考査（小論文）・面接

令和７年２月11日(火)

※今回の選考は第１次、２次選考を同日に実施します。

６．その他

・運行管理者（運輸事務職員）に転任すると、一般事務職員・一般技術職員へは転任できません。

・合格内定後に実施される、転任者研修を全て受講し修了しない場合は運行管理者（運輸事務職員）に転任することができません。

詳しいことは、所属長又は経営企画課職員担当（078-984-0111）までお問い合わせください。

令和７年１月

懲戒処分の指針の改正について

１．趣旨

性犯罪に関する刑法改正等に伴い、他都市の動向も参考にしながら、指針の改正を行う。

２．改正内容

（１）刑法改正に伴うもの

わいせつ行為等

	事　例	処分量定
現行	ア．強制性交等、強制わいせつなどの行為をした職員	免職
	イ．18 歳未満のものに対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職
	ウ．わいせつ物を頒布、陳列した職員	免職又は停職
	エ．痴漢行為若しくはわいせつな行為(盗撮、のぞき等)をした職員	免職又は停職
改正案	ア．不同意性交等又は不同意わいせつなどの行為をした職員	免職
	イ．18 歳未満のものに対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職
	ウ．わいせつ物を頒布、陳列した職員	免職又は停職
	エ．痴漢行為若しくはわいせつな行為(盗撮、のぞき等)をした職員	免職又は停職

（２）その他

休暇等の虚偽申請（制度改正に伴う文言修正）

【現行】病気欠勤　　→　　【改正案】病気休暇

３．改正年月日

令和７年２月１日

令和7年2月1日 改正

懲 戒 処 分 の 指 針

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおいて懲戒処分のめやすとなる処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

①非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか

②故意又は過失の度合いはどの程度であったか

③非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

④他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

⑤速やかに職場に報告を行ったか、あるいは非違行為を隠蔽しようとしたか

⑥過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。また、個別の事案の内容によっては、めやすとなる処分量定に掲げる量定以外とすることもあり得る。

具体的には、下記により処分の加重又は軽減等を考慮する。

①処分の加重について

ア．職員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、処分量定で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができることとする。

イ．懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、処分量定で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができることとする。

（ア）職員が行った行為の態様等が悪質であるとき

（イ）職員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が特に高いとき

（ウ）職員が過去に懲戒処分を受けたことがあるとき

②処分の軽減について

懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、処分量定で規定する最も軽い懲戒処分よりも軽い処分を行うことができるか、処分を行わないことができることとする。（処分を軽減する場合において、処分量定で規定する最も軽い懲戒処分が停職の場合は減給、減給の場合は戒告、戒告の場合は文書訓戒を原則とする。）

（ア）職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき

（イ）職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

（ウ）職員が行った行為の非違の程度が極めて軽微であるとき

なお、この指針に掲げられていない信用失墜行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては、この指針に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 めやすとなる処分量定

		事由	事例	処分量定
1 服務規律違反等非違行為関係	1	無許可欠勤	ア．正当な理由なく7日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
			イ．正当な理由なく8日以上14日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
			ウ．正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
	2	休暇等の虚偽申請	特別休暇等について虚偽の申請をした職員 病気休暇や病気休職中などに遊興する、又は通院を怠るなど、療養に専念していないと認められる職員についても同様とする	停職、減給又は戒告
	3	勤務態度不良	ア．勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職務遂行にあたって上司の命令等に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
			イ．アの場合において、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	4	職場内秩序びん乱	ア．暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
			イ．暴言又は虚偽の風説の流布等により、職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
			ウ．職務命令違反により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
			エ．内部通報制度に関して、意図的に違反通報をした職員、通報者に対し不当に不利益な取扱をした職員	停職又は減給
	5	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行い、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告

		事由	事例	処分量定
1 服務規律違反等非違行為関係	6	守秘義務違反	ア．職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
			イ．アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	免職
			ウ．過失により職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
	7	個人情報の不適正な取扱	ア．職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を閲覧又は収集した職員	減給又は戒告
			イ．過失により個人情報を漏えいし、若しくは紛失又は盗難により、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
			ウ．職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員	免職、停職又は減給
	8	営利企業等への従事制限	任命権者の許可なく営利企業等に従事した職員	停職、減給、又は戒告
	9	セクシュアル・ハラスメント	ア．脅迫的行為又は職務上の影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
			イ．わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員	免職、停職又は減給
			ウ．わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	停職、減給又は戒告
	10	その他ハラスメント	ア．職務上の地位や権限又は職場内での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えた人格と尊厳を侵害する言動により、身体的・精神的苦痛を与え、職務に専念できなくなる等その能率の発揮が損われる程度に就業環境を害するなどの不利益を与えた職員	免職、停職、減給又は戒告
			イ．妊娠・出産したこと、又は育児・介護のための制度の利用に関する言動により、就業環境を害するなどの不利益を与えた職員	免職、停職、減給又は戒告
2 公務上非違行為関係	1	横領	公金又は官物を横領した職員	免職
	2	収賄	職務に関して賄賂を収受、要求、約束した職員	免職
	3	窃取	公金又は官物を窃取した職員	免職
	4	詐取	人を欺いて公金又は官物を交付させた職員	免職
	5	公文書偽造・隠ぺい等	ア．公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、若しくは公文書を隠ぺいし、又は公文書を毀棄した職員	免職又は停職
			イ．過失により公文書を紛失又は廃棄した職員、その他不適正に取り扱った職員	減給又は戒告
			ウ．イの場合において、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職又は減給
	6	官物損壊	故意に職場において官物を損壊した職員	停職、減給又は戒告
	7	諸給与等の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与等を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与等を不正に受給した職員	停職、減給又は戒告
	8	公金官物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員	停職、減給又は戒告
	9	紛失	公金又は官物を紛失した職員	戒告
	10	盗難	重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員	戒告
	11	出火・爆発	過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
	12	コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータ又は電磁的記録等を職務に関連しない目的で使用し、又は不適正に使用したことにより公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
	13	公務中の事故	公務中の無謀運転等により、公用車を著しく損壊したり、同乗者に傷害を負わせた職員	減給又は戒告
	14	不適切な事務処理	故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告

		事由	事例	処分量定
3 公務外非違行為関係	1	放火	放火をした職員	免職
	2	殺人	人を殺した職員	免職
	3	強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
	4	麻薬、覚せい剤等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	免職
	5	横領	ア．自己の占有する他人の物(公金及び官物を除く)を横領した職員	免職又は停職
			イ．遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員	減給又は戒告
	6	窃盗	他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	7	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
	8	傷害	人の身体を傷害した職員	免職、停職又は減給
	9	脅迫	人を脅迫した職員	停職又は減給
	10	暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	停職、減給又は戒告
	11	器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	停職、減給又は戒告
	12	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	停職、減給又は戒告
	13	賭博	ア．賭博をした職員	停職、減給又は戒告
			イ．常習として賭博をした職員	免職又は停職
	14	わいせつ行為等	ア．不同意性交等又は不同意わいせつなどの行為をした職員	免職
			イ．18歳未満のものに対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職
			ウ．わいせつ物を頒布、陳列した職員	免職又は停職
			エ．痴漢行為若しくはわいせつな行為(盗撮、のぞき等)をした職員	免職又は停職
	15	ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした職員	免職、停職又は減給
	16	その他公務外非違行為	ア．自らの帰責事由により、破産法第30条第1項の規定により破産手続開始の決定を受けた職員又は民事再生法第33条第1項の規定により再生手続の開始の決定を受けた職員等で、公務に対する信用を失墜させ、又は公務に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
			イ．公的債権に関して給与の差し押さえを受けた職員等で、公務に対する信用を失墜させ、又は公務に支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
4 交通事故・交通法規違反関係	1	飲酒運転	ア．酒酔い運転をした職員	免職
			イ．酒気帯び運転をした職員	免職又は停職
			ウ．飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた職員、飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員又は同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した職員	免職、停職又は減給
	2	飲酒運転以外での交通事故	ア．過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	免職、停職、減給又は戒告
			イ．人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職又は停職
			ウ．重大な過失により人に傷害を負わせた職員	停職、減給又は戒告
			エ．重大な過失により人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職、停職又は減給
	3	交通法規違反関係	ア．過失により物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした職員	停職、減給又は戒告
			イ．無免許運転をした職員	停職又は減給
	※　処分を行うに際しては、公務中であるか、公務外であるか、また過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。			
5 監督責任関係	1	指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合	減給又は戒告
	2	非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給

神戸市交通局職員（市バス運転士）採用選考案内

令和７年２月
神戸市交通局

第１次選考（筆記試験）：令和７年３月８日（土）
受付期間：令和７年２月３日（月）～令和７年３月３日（月）正午まで
※受付はインターネット申込のみです。

１．募集人員

市バス運転士　　10名程度

２．受験資格

(1)　次のア～オの各条件を備えている人は受験できます。

選考区分 / 条件	市バス運転士
ア　年齢	採用日時点の年齢が**19歳以上50歳未満の人** ※採用日が令和７年 ６月１日の場合 ：昭和50年 ６月２日から平成18年 ６月１日生の人 ※採用日が令和７年10月１日の場合 ：昭和50年10月２日から平成18年10月１日生の人 ※採用日が令和７年12月１日の場合 ：昭和50年12月２日から平成18年12月１日生の人
イ　資格	大型自動車第２種免許を有し、過去３年間の交通違反の点数の合計が４点以下の者
ウ　学歴	不問
エ　住居	勤務に支障がないところに居住している人 （採用確定の際、この条件を備えることができる人はこの限りではありません。）
オ　身体	視力（**両眼で1.0以上、かつ、1眼でそれぞれ0.7以上の人（矯正視力を含む）**）、視野、聴力、言語・運動機能等に障害がなく、赤色・青色・黄色の識別ができる人

(2)　次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ　神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
エ　応募認定退職制度により神戸市交通局を退職した人

なお、日本国籍を有しない人も受験できます（就職が制限されている在留資格の人は除く）。

３．選　考

第２次選考の受験対象者は、第１次選考の成績により決定します。最終合格者は、第１次選考及び第２次選考の成績の総合判定により決定します。

	第１次選考	第２次選考
日　時	令和７年３月８日(土)午前10時15分集合	身体検査：令和７年３月25日（火）予定 口頭試問：令和７年３月25日（火）予定 運転技能・適性検査：令和７年３月22日（土）・23日（日） ※いずれか１日を予定 ※選考日時は変更となる可能性があります。予めご了承ください。
場　所	神戸市外国語大学　第２学舎 兵庫県神戸市西区学園東町９－１	神戸市交通局研修所等　　※ 身体検査のみ別会場で実施 神戸市須磨区西落合2−3−1
科　目	筆記　一般教養、交通法規及び自動車構造等について行います。 適性検査　乗合自動車運転士としての適性の有無について行います。	口頭試問　人物について面接により行います。 運転技能　自動車運転の実技について行います。 （実際にバスを運転します。） 適性検査　乗合自動車運転士としての適性の有無について行います。 身体検査　身体機能及び健康状態についての医学的検査を行います。
合格発表	令和７年３月中旬予定	令和７年４月中旬予定
	神戸市交通局ホームページ（裏面参照）で、合格者の受験番号を掲載します。 なお、**第１次選考の結果については、合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いません。** ※採用選考の成績開示について 不合格となった人は、それぞれの合否発表の翌日から１年間に限り、総合ランクの開示請求をすることができます。 なお、電話での問い合わせにはお答えできません。	

４．採用予定日

令和７年６月１日　または　令和７年10月１日　または　令和７年12月１日

５．最終合格者について

最終合格者は、採用される資格を取得します。最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）も最終合格者とします。採用待機者については、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

※受験資格がないこと又は申込記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

６．待　遇

(1)　給　与

年齢によって異なりますが、例えば 25 歳では本務発令後の基準給が約 233,800 円（現行給料表の 10%カット）となる見込であり、その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが支給されます。（約１ヶ月半程度の研修期間を経て本務発令となります。研修期間中は支給されない諸手当もあります。）

(2) 勤務時間　　1 日あたり実働 7 時間 45 分程度（勤務ローテーションに基づき、早朝・深夜勤務があります。）

(3) 福利厚生　　神戸市職員共済組合、地方公務員災害補償法等

(4) 試用期間　　6 ヶ月

７．申込手続

インターネット申込

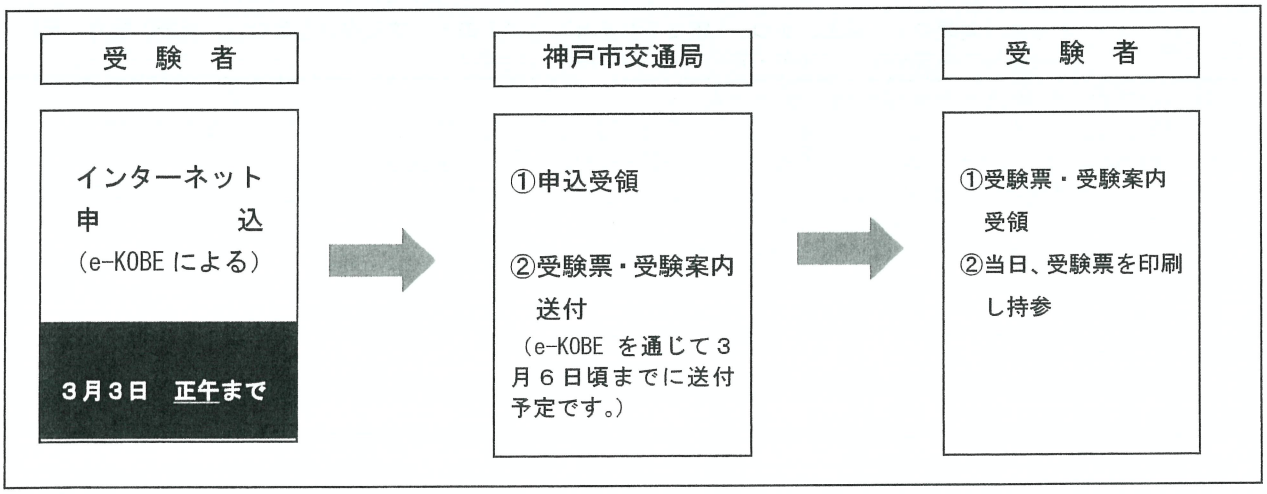
e-KOBE （神戸市スマート申請システム）による申込にて受付けます（下記 URL、QR コード参照）。申込には、受験票に使用する顔写真データ（上半身、脱帽、正面向で申込前 6 ヶ月以内に撮影したもの）の添付が必要です。

［受付期間　令和７年２月３日(月)から令和７年３月３日(月)　正午］

●e-KOBE の QR コード

● e-KOBE URL：https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/0e47e873-e863-4f78-8e33-d8b9d090bfb6/start

８．受験までのながれ



９．緊急時の対応

新型コロナウイルス感染症の影響、台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず選考日程等を変更する場合があります。日程変更等の場合は神戸市交通局ホームページ（下記参照）にて公表しますので、最新情報をご確認ください。

10．採用選考にかかる情報掲載

合格者の受験番号の掲載や緊急時には、神戸市交通局ホームページ「交通局職員採用選考情報（URL・QR コード参照)」にて案内しますので、適宜ご確認ください。

●神戸市交通局 HP URL：　https://www.city.kobe.lg.jp/a89954/shise/shokuinsaiyou/kotsu/index.html

●神戸市交通局 HP QR コード

11．問い合わせ先

神戸市交通局経営企画課（採用担当）　〒652-0855　神戸市兵庫区御崎町１丁目２番１号（御崎Ｕビル３階）
電話(078)984－0111
kotsu-saiyou@city.kobe.lg.jp

経 第 3878 号
令和７年２月 12 日

所属長　様

経営企画課課長
（業務改革担当）

交通局　人事・給与制度改革　キャリアプランの策定について（通知）

「交通局 人事・給与制度改革の方針（令和６年４月 26 日付）」に基づき、今後の中長期的に安定した経営基盤の維持と、交通局が今後新しく生まれ変わっていくために不可欠となる「組織改革」と「人材戦略」の実現に向けて、取り組みを進めています。

改革の３本柱の１つである、「求められている役割や責任をきちんと果たす職員が報われるキャリアプランの確立」のうち、令和７年度より実施予定の項目について、以下のとおり制度内容を通知いたします。

つきましては、取り組みの趣旨や制度の変更点について所属職員に十分周知いただきますようお願いいたします。

１．求められている役割や責任をきちんと果たす職員が報われるキャリアプランの確立

役割を明確にしたキャリアプランを策定し適正な組織体制を構築することで、現場管理監督体制の適正化を図る。策定するキャリアプランは、求められている役割や責任をきちんと果たした職員が真に報われるものとなるよう、年功序列的な制度から、より職務職責に応じた制度へと見直す。

※キャリアプランの具体的なイメージは別紙１参照。

２．現行の班長職・指導職に替わる職位の新設（令和７年度より実施）

○職種ごとに新たに班長職・指導職を新設（以下「新班長職等」）し、下記の通り昇給上の処遇を行う。

・任命後の次の査定昇給時に、下記のとおり通常の昇給に加算する。
・ただし、現行の指導職経験者が任命された場合は加算しない。
・また、任を解かれた場合には、次の査定昇給時において号給の調整（次の査定昇給時に調整ができない場合は、その次以降の査定昇給時に調整）を行うものとする。

新班長職等	加算する号給数
師範運転士	４号給
主任運転士	２号給
主任技士	
グループリーダー	
乗務主任	４号給（※令和５年度より導入済み）
乗務副主任	２号給（※令和５年度より導入済み）

※新班長職等の制度概要及び職務の役割は別紙２参照

○現行の班長職・指導職は廃止し、その役割は新班長職等や４級職員が担うこととする。

（経過措置）

現行の指導職任命時に付与された４号給は維持することとする。

○高速鉄道部の技士について、スキルの習熟度に応じて技士から「巧技士補」へステップアップし、その後、新班長職であるグループリーダーとしての実績を踏まえて「巧技士」（４級）に昇格する形を構築する。また、一般職へ転任した技士を「監理技士」と位置づけ、それぞれの職に応じた役割を担うこととする。

３．級別標準職務表の改正（令和７年度より実施）

○現業職４級の級別標準職務表を改正し、４級職員としての役割を改めて明確にする。

現行	1　多数の職員の技能的業務を指揮監督する職務 2　高度の知識、長期にわたる経験及び能力の実証を必要とし、困難な技能的業務を行う職務
改正後	高度の知識、長期にわたる経験及び能力の実証を必要とし、下位の職務の級に属する職員に対して指導・助言を行いながら、困難な技能的業務を行う職務

４．一般職４級昇格選考の導入（令和７年４月１日付昇格より実施）

○令和３年度に実施した神戸市の市長部局の人事・給与制度の見直しの取り組みとあわせて、４級昇格選考を導入する。

○選考にあたっては、本人意向、所属からの内申、人事評価等の勤務成績を総合的に判断して決定する。

○４級昇格選考の導入に伴い、現業職４級から一般職へ転任した場合は一般職３級に格付けすることとし、一般職４級へ昇格するにあたっては４級昇格選考を必要とすることとする。

※転任後の給与等の取扱いは別紙３参照

５．現業職４級昇格要件の見直し（令和７年４月１日付昇格より実施）

○４級への昇格要件のうち、勤務実績要件に次の要件を追加する。

【現在要件】

・昇格日時点で次のいずれかに該当する者

Ａ．満 40 歳以上で、本市職員としての在職年数（実歴）22 年以上の者

Ｂ．満 50 歳以上で、本市職員としての在職年数（実歴）21 年以上の者

【追加要件】

①昇格日以前に、１年を超える期間、次の新班長職等としての勤務実績があること。

「師範運転士・主任運転士・主任技士・グループリーダー・乗務主任」

②ただし、昇格日以前に１年を超える期間、上記の新班長職等としての勤務実績がある者であっても、新班長職等としての勤務実績があった以降に人事評価の総合評価で２年連続「あと一歩の改善を期待する」以下の評価があった者は除く。その場合であっても、その後再度新班長職等として任命され、１年を超える期間の勤務実績がある者については、昇格できるものとする。

③また、昇格日以前に、１年を超える期間、上記の新班長職等としての勤務実績がない者であっても、昇格日の前年度及び前々年度の人事評価の総合評価がともに「期待を大幅に上回る」評価であった者については、昇格できるものとする。

④なお、主任運転士、師範運転士については、両方の職としての勤務実績の期間を通算して判定するものとする。

（経過措置）

令和６年４月１日時点において４級昇格の要件を満たしている者については、令和８年４月１日付昇格の判定までは、見直し前の基準で行う。

（参考）昇任・昇格可能年数の短縮・追加（令和６年９月17日より制度変更済み）

○一般職５級（係長）への昇任

【変更前要件】

・昇格日時点で次のいずれかに該当する者

Ａ．運輸現業に従事する事務職員としての在籍年数９年以上の者で、そのうち同種の職における在籍年数（実歴）３年以上を有する者

Ｂ．選考区分に対応する職に在職する運輸現業に従事する事務職員、指導乗務職員又は指導駅務職員、技術職員、自動車整備技士、技士長、電気技士、保線技士、検車技士又は電気機械技士であって、在職年数17年以上の者

【変更後要件】

・昇格日時点で次のいずれかに該当する者

Ａ．運輸現業に従事する事務職員としての在籍年数９年以上の者で、そのうち同種の職における在籍年数（実歴）３年以上を有する者

Ｂ．選考区分に対応する職に在職する運輸現業に従事する事務職員、指導乗務職員又は指導駅務職員、技術職員、自動車整備技士、技士長、電気技士、保線技士、検車技士又は電気機械技士であって、在職年数**13.5年**以上の者

○一般職４級への昇格

【変更前要件】

・昇格日時点で次のいずれかに該当する者

Ａ．満40歳以上で、本市職員としての在職年数（実歴）22年以上の者

Ｂ．満50歳以上で、本市職員としての在職年数（実歴）21年以上の者

【変更後要件】

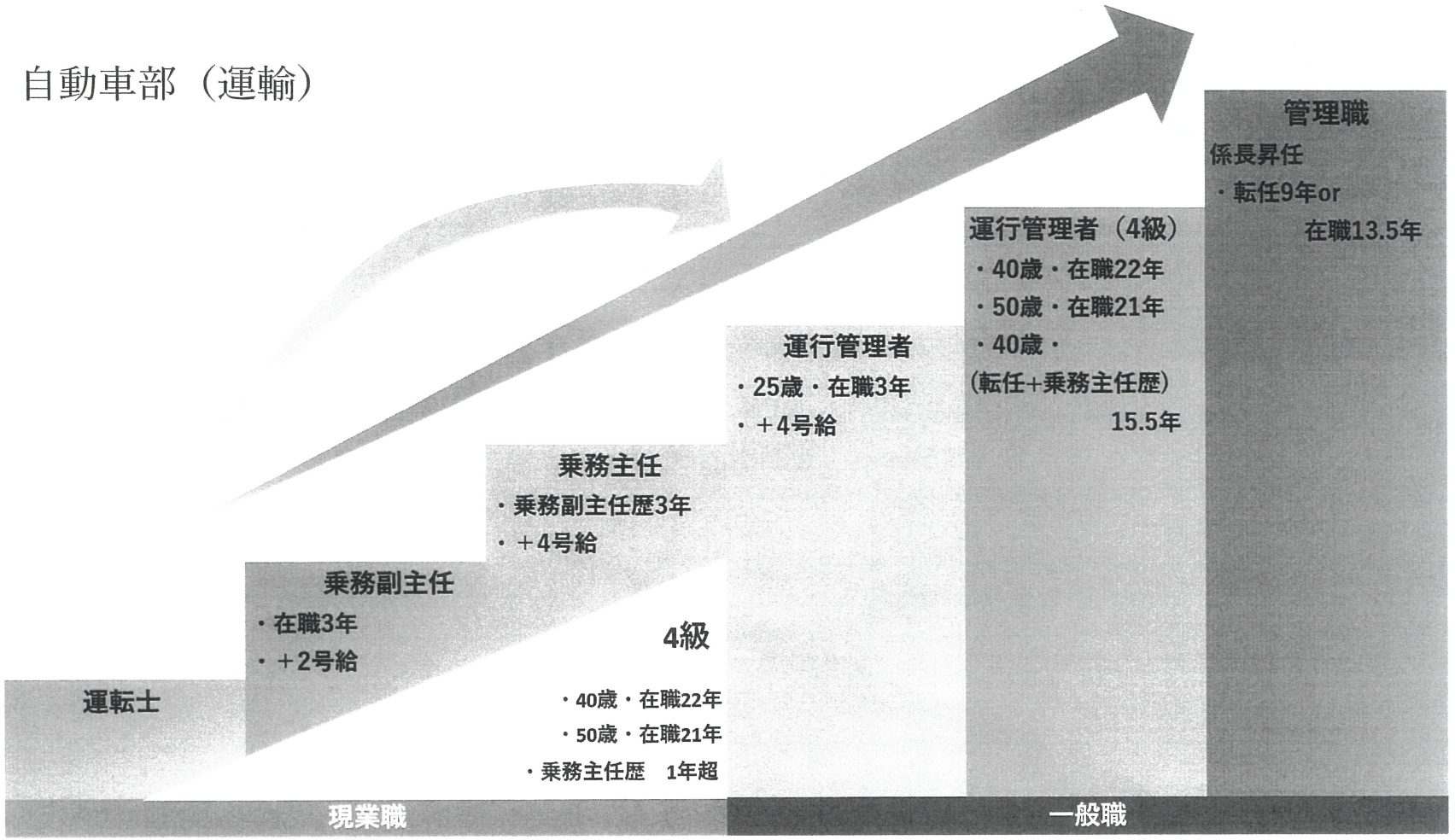
・昇格日時点で次のいずれかに該当する者

Ａ．満40歳以上で、本市職員としての在職年数（実歴）22年以上の者

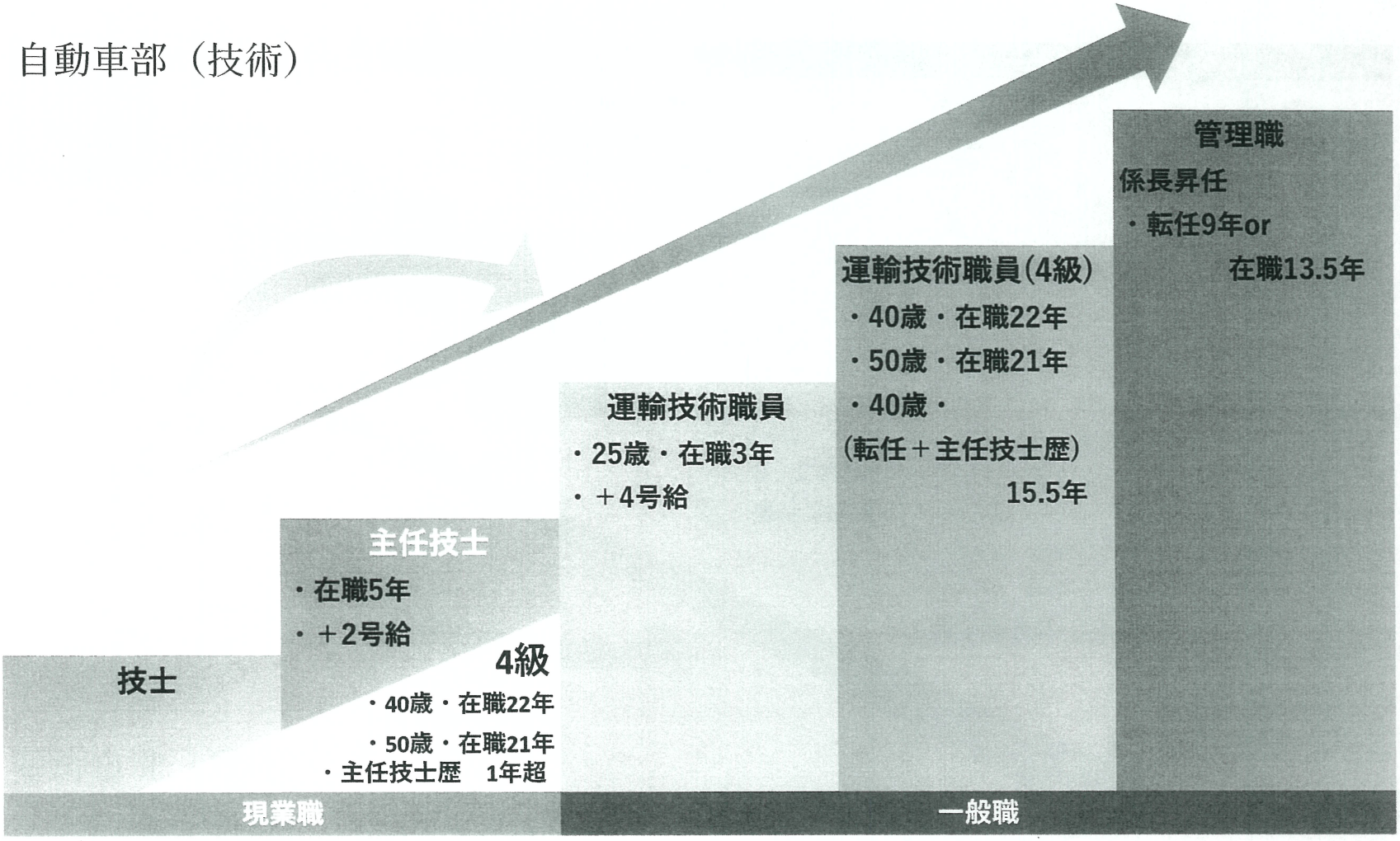
Ｂ．満50歳以上で、本市職員としての在職年数（実歴）21年以上の者

Ｃ．満40歳以上で、運輸事務職員・運輸技術職員としての在籍年数及び新班長職等としての経験年数の合計が15.5年以上を有する者

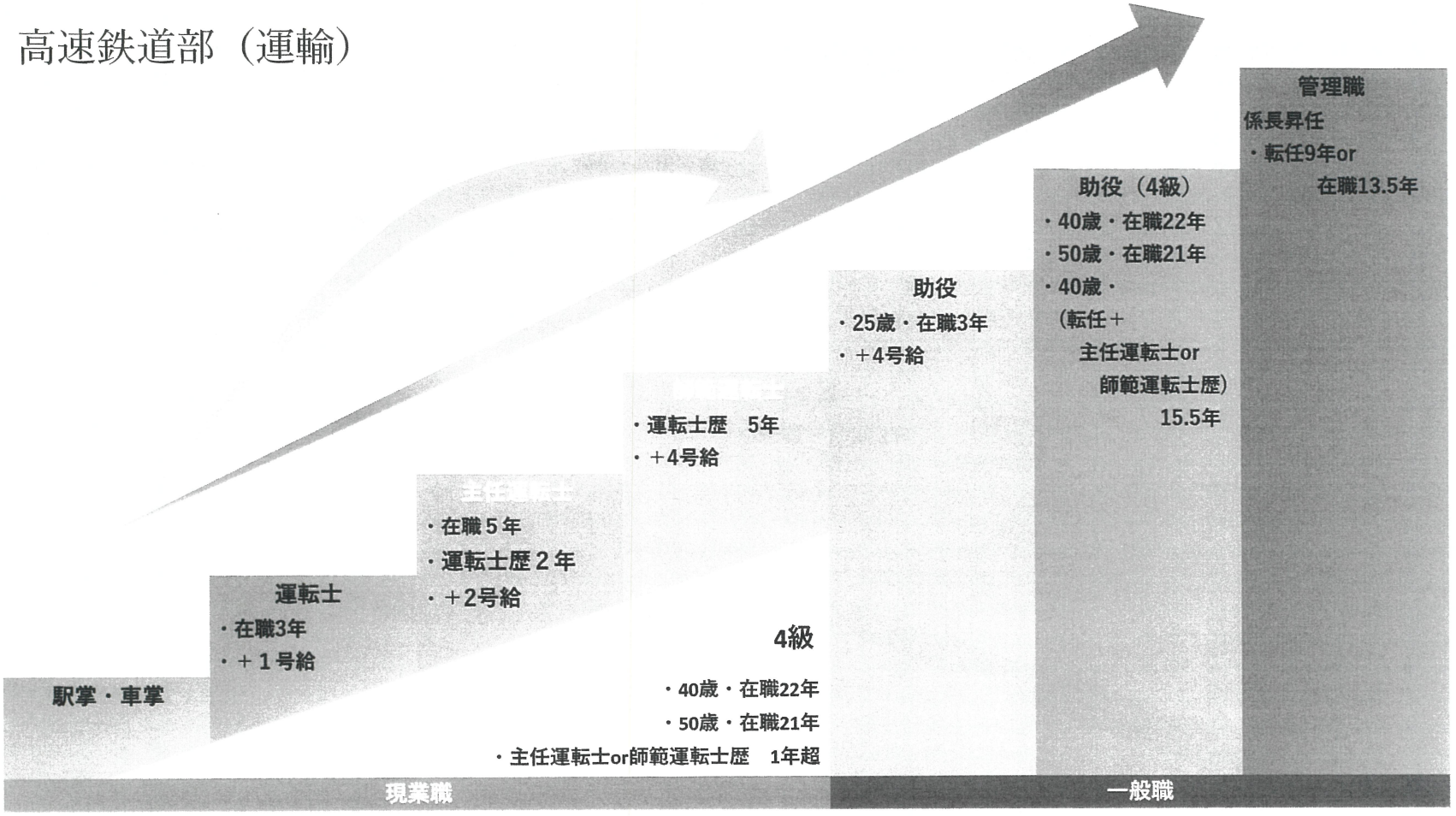
自動車部（運輸）


運転士
乗務副主任
・在職3年
・＋2号給
乗務主任
・乗務副主任歴3年
・＋4号給
4級
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・乗務主任歴　1年超
運行管理者
・25歳・在職3年
・＋4号給
運行管理者（4級）
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・40歳・
(転任+乗務主任歴)
15.5年
管理職
係長昇任
・転任9年or
在職13.5年
現業職
一般職

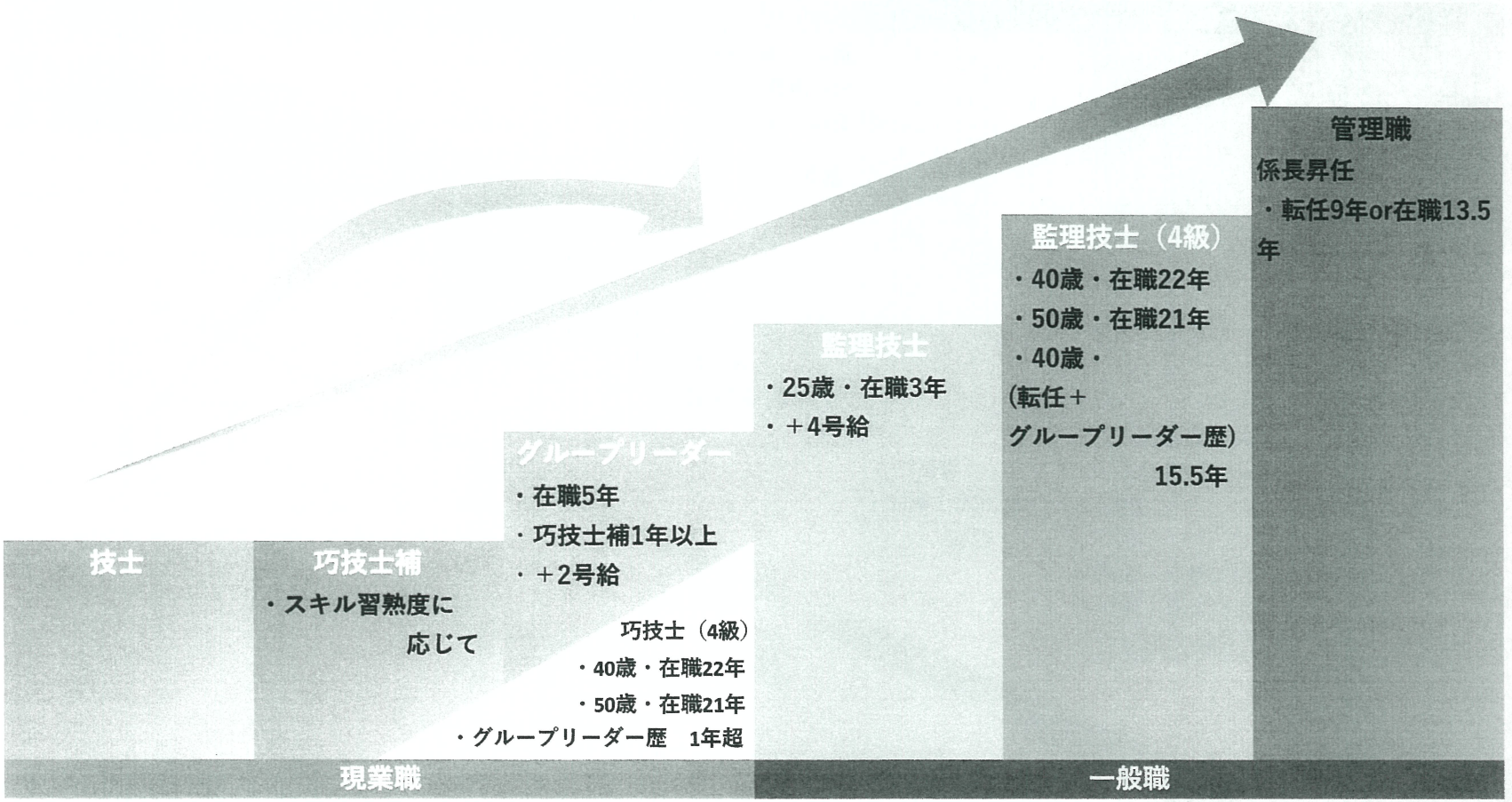
自動車部（技術）


技士
主任技士
・在職5年
・＋2号給
4級
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・主任技士歴　1年超
運輸技術職員
・25歳・在職3年
・＋4号給
運輸技術職員(4級)
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・40歳・
(転任＋主任技士歴)
15.5年
管理職
係長昇任
・転任9年or
在職13.5年
現業職
一般職

高速鉄道部（運輸）


駅掌・車掌
運転士
・在職3年
・＋１号給
・在職５年
・運転士歴２年
・＋2号給
・運転士歴　5年
・＋4号給
4級
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・主任運転士or師範運転士歴　1年超
助役
・25歳・在職3年
・＋4号給
助役（4級）
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・40歳・
（転任＋
主任運転士or
師範運転士歴）
15.5年
管理職
係長昇任
・転任9年or
在職13.5年
現業職
一般職

高速鉄道部（技術）


技士
巧技士補
・スキル習熟度に
応じて
グループリーダー
・在職5年
・巧技士補1年以上
・＋2号給
巧技士（4級）
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・グループリーダー歴　1年超
監理技士
・25歳・在職3年
・＋4号給
監理技士（4級）
・40歳・在職22年
・50歳・在職21年
・40歳・
(転任＋
グループリーダー歴)
15.5年
管理職
係長昇任
・転任9年or在職13.5年
現業職
一般職

別紙２

新班長職等の制度概要

	師範運転士	主任運転士	主任技士	グループリーダー	乗務主任（参考） ※令和５年度より実施済	乗務副主任（参考） ※令和５年度より実施済
発令日	毎年７月１日（４月～６月頃の選考を想定）				毎年７月１日	
選考方法	立候補形式ではなく所属長からの内申を経て、選考（面接試験及び勤務評定）を経て任命				立候補形式ではなく所属長からの内申を経て、選考（面接試験及び勤務評定）を経て任命	
年齢要件	年度末時点で60歳以下の者 ※年度末時点で60歳に達する者は年度末に任を解く。		年度末時点で60歳以下の者 ※所属長が職場の状況により特に必要であると認める場合はこの限りではない。		年度末時点で60歳以下の者 ※年度末時点で60歳に達する者は年度末に任を解く。	
在籍要件（発令日時点）	高速鉄道運転士歴５年以上	①在籍５年以上 ②高速鉄道運転士歴２年以上	在籍５年以上	①在籍５年以上 ②巧技士補歴１年以上	①在職６年以上 ②乗務副主任歴３年以上	①在籍３年以上 ②免許取得後５年以上
人事評価要件	前年度または前々年度の人事評価で、能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「期待を上回る」以上の評価があり、かつ「あと一歩の改善を期待する」以下の評価がないこと。 ただし、令和７年度実施の選考においては、前々年度（令和５年度）の人事評価に限り、添乗調査・職務遂行状況の結果等を鑑み、所属長が同等以上と認める場合も含む。				前年度または前々年度の人事評価で、能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「期待を上回る」以上の評価があり、かつ「あと一歩の改善を期待する」以下の評価がないこと。	
任期	任期１年（再任可） （毎年度、選考を実施し、任期は７月１日から翌年６月30日までの１年間。年度途中に任命された場合には、直近６月30日までとする。）				任期１年（再任可） （毎年度、選考を実施し、任期は７月１日から翌年６月30日までの１年間。年度途中に任命された場合には、直近６月30日までとする。）	任期なし
資格喪失要件	・人事評価「あと一歩の改善を期待する」以下 〔能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「あと一歩の改善を期待する」以下の評価がある場合〕 ・懲戒処分等を受けた者 ・新班長職等としての適格性を欠くと認められる者				・人事評価「あと一歩の改善を期待する」以下 〔能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「あと一歩の改善を期待する」以下の評価がある場合〕 ・懲戒処分等を受けた者 ・乗務主任、乗務副主任としての適格性を欠くと認められる者	
処遇	２号給 （主任運転士を経ず、師範運転士へ任命された場合は４号給）	２号給	２号給 （60歳以上の職員が任命された場合は昇給しない。）		２号給 （乗務副主任を経ず、乗務主任へ任命された場合は４号給）	２号給
	・令和６年度以前に指導職として任命された経験のある者は昇給しない。 ・任を解かれた場合には、次の査定昇給時において、上記号給の調整を行うものとする。 〔次の査定昇給時に調整ができない場合は、その次以降の査定昇給時に調整を行う。〕				・令和６年度以前に指導職として任命された経験のある者は昇給しない。 ・任を解かれた場合には、次の査定昇給時において、上記号給の調整を行うものとする。〔次の査定昇給時に調整ができない場合は、その次以降の査定昇給時に調整を行う。〕	
配置数 （各職種の職員数の概ね２割の人数を基本とする）	運転士全体で14名 ※上記の配置数を基本に、運転士研修生の1.5倍の人数になるように決定	名谷乗務区：７名 苅藻乗務区：２名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	車両工場　：２名 石屋川車庫：１名 中央車庫　：１名 垂水車庫　：１名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	検車区　　：５名 御崎検修係：２名 電気区　　：６名 変電区　　：５名 保線区　　：５名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	石屋川営業所：７名 中央営業所　：８名 垂水支所　　：１名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	乗務主任・乗務副主任の合計が職員の一定数の割合となるよう配置（概ね２割を上限）

職務の役割

師範運転士	高速鉄道運転業務の中で、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、高速鉄道運転士の指導等にあたる。 ・運転士研修生の養成業務 ・研修所との調整業務 ・研修生の勤務調整 ・師範運転士間の連絡調整 ・HE 事象を発生させた乗務員の実務再教育(運転士養成期間を除く) ・経験浅薄者を中心とした運転士への運転指導全般
主任運転士	高速鉄道運転業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。 ・班長会議への出席 ・乗務上の問題点についての課題解決 ・乗務員の意見の収集、集約 ・乗務助役の補助（教育訓練、事務連絡周知、服務規律確認等） ・班会議の開催（適宜開催）
主任技士	自動車整備業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。 ・作業グループにおけるリーダー的な役割 ・補修内容・整備内容の方針の詳細作業分担決定 ・技士として模範となる整備作業の実施と新人技士等の教育 ・運輸技術職員との連絡調整（グループ内への作業指示）
グループリーダー	班長設置規程、保守係員規程、保守係員服務規程における役割を担うとともに、保守業務の安全及び円滑な運営を図るため、グループ（現在の「班」を想定）員の指導及び連絡調整にあたる。 ・一定の規模のグループを代表する。 ・グループ員への情報伝達、グループ員からの意見のとりまとめ。 ・グループで実施した業務の結果や対応が必要な内容等の報告。 ・グループ員の技能的業務の指揮監督、技術習熟度判定、行動管理及び服務に関する指導監督。 ・グループにおけるヒヤリハット及び注意事象等の分析・職場内情報共有及び再発防止策まとめ。
乗務主任 （参考） ※令和５年度より実施済	乗合自動車運転業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。 ・班員に対する指導・カウンセリング、教育、小集団活動 ・運行管理者の補助業務 ・班員の資質向上に関すること ・事故苦情の再発防止策の実施 ・班会議の開催 ・管理職及び運行管理者と班員との連絡調整
乗務副主任 （参考） ※令和５年度より実施済	乗合自動車運転業務の中で、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、乗合自動車運転士の指導等にあたる ・乗合自動車運転士に対する指導・カウンセリング、教育 ・乗務主任の補助業務 ・管理職及び運行管理者と班員との連絡調整

別紙３

現業職４級から一般職へ転任した場合の取扱いについて

「交通局 人事・給与制度改革」の取り組みの一つとして行う一般職４級への昇格選考の導入に伴い、現業職４級から一般職へ転任した場合の取扱いについて、以下のとおりとする。

１．級号給の決定方法

級は一般職３級とし、号給は転任前の給料月額と同額となる号給とする。なお、同額となる号給がない場合は直近上位の額の号給とし、転任前の給料月額が転任後の級の最高号給の額を超えるときは最高号給とする①。なお、令和３年度に実施した現業職給料表の見直しに伴う経過措置は、転任後も適用し②、令和４年度に路線バス整備経験者の採用選考により採用された職員については、転任前の給料月額と転任後の級号給に基づく給料月額を比較して高い方を適用する③。

（例）※給与改定等により給料月額や級号給は変わる可能性あり

①現業職４級 60 号（給料月額：310,900 円）の場合

同額となる号給がないため、直近上位となる一般職３級 74 号が適用

・一般職３級 73 号：310,700 円（▲200 円）

・一般職３級 74 号：311,400 円（＋500 円）

②現業職４級 60 号（給料月額：310,900 円）だが、
経過措置により給料月額 315,900 円（経過措置額：5,000 円）が現給保障されている場合

転任後級号給に基づく給料月額が現給保障額を上回らない限り、現給保障額が適用

・転任後級号給：一般職３級 74 号（①と同様の考え方）

・給 料 月 額：315,900 円（経過措置額：4,500 円）

③給料明細に現業職４級特別号給（給料月額：320,000 円）と記載されている場合
（転任前級号給：現業職４級 60 号（給料月額：310,900 円）の場合）

転任後級号給に基づく給料月額が転任前の給料月額を上回らない限り、転任前の給料月額が適用

・転任後級号給：一般職３級 74 号（①と同様の考え方）

・給 料 月 額：320,000 円

※転任前級号給は職員ごとに異なりますので、経営企画課職員担当に確認してください。

２．期末勤勉手当の役職段階別加算

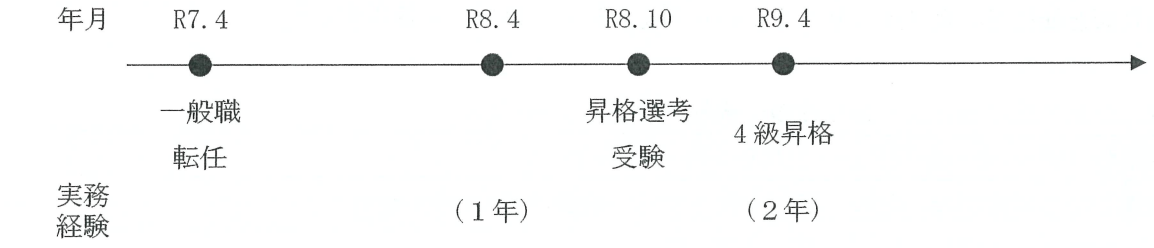
転任後の級号給に基づく期末勤勉手当の役職段階別加算の割合が、転任前の直近の賞与支給期における割合を下回る場合は、転任前の直近の賞与支給期における割合を適用する。なお、本経過措置は従来の定年年齢（60 歳）に到達する年度までの適用とする。

３．一般職４級昇格選考の受験資格

一般職４級への昇格には選考受験年度を含む直近２ヵ年の人事評価要件を満たす必要があることから、昇格予定日現在で転任後の実務経験が 2 年以上を有することとする。（最短で転任後３年目での４級昇格を可能とする）

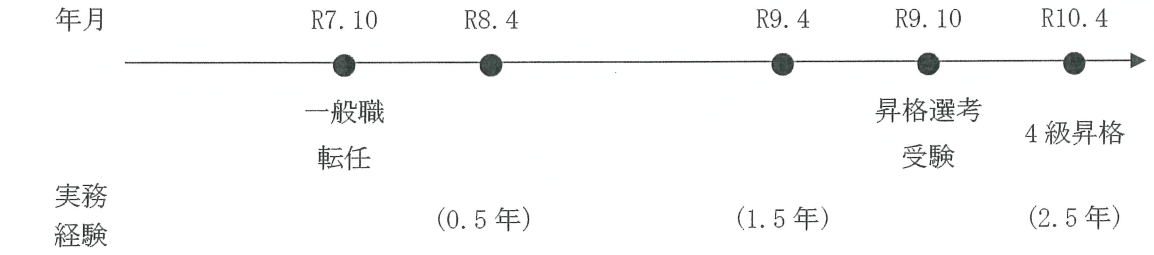
（例１）令和７年４月１日付転任の場合

最短昇格可能年月：令和９年４月１日



（例２）令和７年 10 月１日付転任の場合

最短昇格可能年月：令和 10 年４月１日



４．実施時期

令和７年４月１日付転任より実施

令和６年度　運輸現業係長昇任選考　最終合格者名簿

選考区分	氏　名	所　属
（事務）		１名
高速運輸現業	川崎　浩一	高速鉄道部運輸課

対局関係（対局交渉）

対局交渉　　2025.1.29／PM3:00～

１．人事・給与制度改革（案）について

【組合】　「交通局　人事・給与制度改革（案）」で示された、キャリプランの確立のうち、現業職４級の期末勤勉手当の役職段階別加算について、４級在職８年以上（50歳以上は４年以上）の職員に7.5%が加算されている部分について、乗務主任・師範運転士・主任技士・主任運転士・グループリーダーの職員のみ7.5%とすると提案されている。

今回のキャリアプランの提案において、現行の班長職・指導職を廃止し、その役割は新班長職等や４級職員が担うこととされている。また、４級職員は、下位の職務の級に属する職員に対して指導・助言を行うこととされており、ベテラン４級職員が果たす役割は、引き続き大きいと考えられることから、従前どおり４級在職８年以上の職員が7.5%となるよう、改めて検討してもらいたい。

【当局】　「交通局　人事・給与制度改革（案）」のキャリアプランの確立について申し入れされた内容につきまして、私どもの考え方を示させていただく。

「現業職４級の期末勤勉手当の役職段階別加算の見直し」については、令和７年度からの実施を見送り、引き続き協議させていただきたいと考えている。

私どもとしましても、労使合意に向けて検討した結果でございますので、最終の内容としてご了承いただきたい。

【組合】　内容について持ち帰り協議する。

対局交渉　　2025.1.29／PM3:00～

１．西神中央駅の仮泊場所について

【当局】　西神中央駅のリニューアル工事に伴う仮泊場所の変更について、説明及び提案させていただく。資料の下線部分が提案事項、それ以外は説明事項である。

本年２月３日から９月下旬まで予定されている西神中央駅のリニューアル工事に伴い、騒音等の影響が考えられることから、乗務員及び駅係員について、一時的に西神車庫で仮泊することとする。

「２．対象者」は、乗務員、駅係員（Ａ助役を除く）とする。

「３．期間」は、令和７年２月３日～９月下旬を予定している。なお、乗務員はすべての日で仮泊場所を変更することとし、駅係員は土休日で夜間工事がない場合は駅長室で仮泊することとする。

「４．移動時分」については、片道11分とする。

【組合】　西神中央駅のリニューアル工事が行われ、一時的に仮眠環境を整備する必要があることは理解するが、乗務員や駅係員は約８カ月、西神車庫で仮泊することとなり、ただでさえ少ない仮眠時間が往復で22分削られることになる。駅舎の工事や作業等で、その都度仮眠環境や仮眠時間を変えられることが、当局が提案している健康管理に繋がるのか疑問である。どんな状況でも、安心して仮眠できる環境を整備する必要があるのではないか。

【当局】　仮眠環境の確保は、局としても重要であると認識している。今回の対応は、西神中央駅のリニューアル工事に伴う騒音により、駅内の仮眠室では仮眠が阻害される恐れが高いことから、一時的に仮眠場所の変更を行うものである。ご指摘の通り、西神車庫への往復の移動で睡眠時間が短くなるが、騒音の影響は少なくなると考えており、西神車庫内で安心して仮眠が取れるよう、ベッドやリネンなどの必要な準備を進めてまいりたい。

【組合】　内容について持ち帰り協議する。

提案・説明資料

西神中央駅の仮泊場所について

１．概要

西神中央駅のリニューアル工事（工事期間２月３日～９月下旬）に伴い、騒音等の影響が考えられることから、乗務員及び駅係員について、一時的に西神車庫で仮泊することとする。

２．対象者

乗務員、駅係員（A助役を除く）

３．期間

令和７年年２月３日～９月下旬（予定）

※工期・資材搬入等の時期により変更有り。

※乗務員はすべての日で仮泊場所を変更する。駅係員は、土休日で夜間工事がない場合は駅長室で仮泊する。

４．移動時分

片道 11 分

対局交渉　　2025.1.29／PM3:00～

１．地下鉄ダイヤ改正に伴う勤務時間の見直しについて

【当局】　西神・山手線、北神線のダイヤ改正を令和７年３月15日（土）の始発より実施する。

このダイヤ改正は、西神車庫の廃止及び谷上車庫の運用開始に伴う車庫体制の見直しに伴い、運行本数を変更するとともに、ワンマン運転の際に必要となる運転士の作業時間と、乗降客の利用実態に即した乗降時間を確保するために実施するものであり、西神中央駅から三宮駅までの所要時間が朝夕ラッシュ時間帯等において約１分長くなる。

今回のダイヤ改正に伴い、最終電車の西神中央駅到着が約１分遅くなることから、隔勤勤務者の勤務終了時間を見直す。具体的な各所属の勤務時間の見直しの内容については、提案資料のとおりである。実施時期は、ダイヤ改正にあわせて、令和７年３月15日（土）とする。

なお、ダイヤ改正に伴う乗務員の仕業表の変更については、現在、詳細な勤務時間の変更案について検討中であり、改めてお示しする。

【組合】　西神・山手線、北神線の全駅に可動式ホーム策が設置されて以降、ツーマン運行していても、朝夕のラッシュ時間帯でお客様の乗降だけで2～3分遅れている状況がある。ワンマン運転の作業時間も含めて１分延長するとのことであるが、戸挟み等のお客様の安全を優先に考えるのであれば、もう少し余裕を持ったダイヤにすべきではないか。

【当局】　ダイヤ改正については、管理運営事項であるため、現在の考え方をご説明させていただく。今回のダイヤ改正は、西神・山手線のワンマン化も見据えての対応であり、現在ワンマン運転を実施している路線の標準作業手順等を鑑みて、必要な時分を確保している。

【組合】　西神・山手線、北神線の乗務員の仕業や勤務時間の見直し、隔勤勤務職員の勤務時間の変更など、勤務労働条件に関わる内容については、現場で十分に協議を行うよう申し入れる。

【当局】　現場できちんと説明するよう各所属長には伝えておく。

【提案資料】

地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しについて

西神・山手線、北神線のダイヤ改正に伴い、関連する地下鉄隔勤勤務者の勤務時間を以下のとおり見直す。

1．内容

所属	変更箇所		現行	変更後
運輸課 運転指令区 （西神・山手線、北神線）	勤務終了時間	平日	25時41分	25時42分
		土休日	25時12分	25時13分
運輸課 名谷乗務区	勤務終了時間	平日	25時48分	25時51分
		土休日	25時19分	25時22分
施設課 保線区	勤務終了時間	平日	25時25分	25時26分
		土休日	24時56分	24時57分
電気システム課 電力指令	勤務終了時間	平日	25時41分	25時42分
		土休日	25時12分	25時13分
電気システム課 変電区、電気区	勤務終了時間	平日	25時25分	25時26分
		土休日	24時56分	24時57分
地下鉄車両課 検車区	勤務終了時間	平日	25時30分	25時31分
		土休日	25時01分	25時02分
運輸課 新神戸駅	勤務終了時間	平日	25時15分	25時17分
		土休日	24時46分	24時47分
運輸課 三宮駅	勤務終了時間	平日	25時14分	25時15分
		土休日	24時45分	変更なし
運輸課 新長田駅	勤務終了時間	平日	25時25分	変更なし
		土休日	24時56分	24時57分
運輸課 名谷駅	勤務終了時間	平日	25時34分	25時35分
		土休日	25時06分	25時07分
運輸課 西神中央駅	勤務終了時間	平日	25時46分	25時47分
		土休日	25時17分	25時18分
運輸課 統合管区	勤務終了時間	平日	25時46分	25時47分
		土休日	25時17分	25時18分

2．実施時期

令和7年3月15日（土曜）

１．西神・山手線のワンマン運転化の方向性について

【当局】　西神・山手線のワンマン運転化の方向性について、説明させていただく。

「１．概要」であるが、西神・山手線のワンマン運転化については、経営計画 2025 の経営方針である「安定的な経営基盤の確立」を実現するため、必要なハード整備、準備を進めたうえで取り組んでいくこととしている。

ワンマン運転化にあたって、ハード面では、西神・山手線全駅へのホームドアの設置が令和５年度に完成済みであり、車両にワンマン運転に必要な機能の追加、車両の停止位置精度の向上、関連する地上設備の改造や設置について、令和７年末には完成する見込みである。これらのハード整備と合わせて、乗務員のワンマン運転化に向けた習熟等を図ったうえで、令和８年３月を目途にワンマン運転化を行うとともに、車掌業務の廃止に合わせた配置転換を行う。

「２．実施時期」は、令和８年３月を予定している。

「３．西神・山手線のワンマン運転化を見据えた対応」として、①車庫体制の見直し及びワンマン運転化を見据えたダイヤ改正、②運転士の習熟訓練の実施、③車掌業務の廃止に合わせた車掌及び高年齢者等を含めた運転士の駅への配置転換をそれぞれ実施していく。なお、かっこ書きに記載されている時期は、それぞれの実施予定時期である。

西神・山手線のワンマン運転化を見据えた対応に伴う勤務労働条件に係る内容については、必要な協議をさせていただく。

【組合】　７月 29 日の対局団体交渉において、組合から「北神線の直営化と西神・山手線のワンマン化について」の中で、高速対策委員会を開催するよう申し入れているが、あれから半年経過し、ようやく方向性の説明があること自体問題である。

西神・山手線のワンマン運転は、北神線や海岸線に比べると、精神的にも肉体的にも疲労が大きく増し、安全・安心な運行に大きく影響することを本当に理解しているのか。

また、ワンマン運転だけでなく、運輸関係では、車掌や高齢者等の運転士の配置転換や再任用職員の運輸事務職員の業務の見直し、技術関係では、車庫体制の見直しなど、勤務・労働条件に大きくかかわる内容も盛り込まれている。しかも、約１年後に実施する内容もあり、あまりにも安易に考えているのではないか。

【当局】　西神・山手線のワンマン化については、これまで内部で検討を重ねて議論を進めてきたところである。今回お示しした方向性をもとに、今後、勤務労働条件に関する内容については、関係する支部も含めて、協議を進めてまいりたい。

【組合】　関係支部で協議を進めていくためにも、早急に高速対策委員会を開催するよう申し入れる。

【当局】　関係する支部との協議の場については、今後調整させていただきたい。

【説明資料】

西神・山手線のワンマン運転化の方向性について

1．概要

経営計画 2025 の経営方針である「安定的な経営基盤の確立」を実現するため、必要なハード整備や準備を進めたうえで、西神・山手線のワンマン運転化を行う。

ワンマン運転化にあたって、ハード面では西神・山手線全駅へのホームドアの設置が令和 5 年度に完成済みであり、車両にワンマン運転に必要な機能の追加、車両の停止位置精度の向上、関連する地上施設の改造や設置について、令和 7 年中に完成する見込みである。これらのハード整備と合わせて、運転士の習熟等を図ったうえでワンマン運転化を行うとともに、車掌業務の廃止に合わせた配置転換を行う。

2．実施時期

令和 8 年 3 月（予定）

3．西神・山手線のワンマン運転化を見据えた対応（実施時期（予定））

①ダイヤ改正（令和 7 年 3 月～）

車庫体制の見直し、ワンマン運転化を見据えたダイヤ編成

②運転士の習熟訓練の実施（令和 7 年 11 月頃～）

③車掌業務の廃止に合わせた配置転換（令和 8 年 1 月頃から順次）

車掌及び運転士を駅へ配置

対局交渉　　2025.2.19／AM10:00～

１．地下鉄乗務員の仕業表の変更について

【当局】　3月15日（土）に実施予定の西神・山手線、北神線のダイヤ改正に伴う地下鉄乗務員の仕業表の変更について提案させていただく。

乗務員の仕業数（緊急、半休仕業及び仕業予備除く。以下、時間外勤務時間、平均乗務距離について同じ）について、運転士（西神・山手線、北神線。以下同じ）については、平日は55仕業から変更はないが、土休日は48仕業から50仕業に変更する。また、車掌（西神・山手線。以下同じ）については、平日は46仕業から48仕業に、土休日は44仕業から45仕業にそれぞれ変更する。

時間外勤務時間について、運転士については、平日は合計377分(平均6.9分)から合計274分(平均5.0分)とし、土休日は合計112分(平均2.3分)から合計162分(平均3.2分)とする。また、車掌については、平日は合計1079分(平均23.5分)から合計565分(平均11.8分)とし、土休日は合計258分(平均5.9分)から合計108分(平均2.4分)とする。

平均乗務距離について、運転士については、平日1仕業あたりで173.5kmから 173.9kmとし、土休日1仕業あたりで164.4kmから161.4kmとする。また、車掌については、平日1仕業あたりで173.8kmから 166.2kmとし、土休日1仕業あたりで154.6kmから152.3kmとする。

乗務付帯時分について、西神・山手線、北神線の駅泊車時の残留客確認を、現行の1分から3分に見直すとともに、谷上車庫の運用開始に伴い、谷上駅の出庫回送を6分、入庫回送を5分とする。

実施時期は、ダイヤ改正にあわせて、令和7年3月15日（土）とする。

【組合】　仕業数について、平日は車掌が2仕業、土休日は運転士が2仕業と車掌が1仕業増となるが、2025年度の人員計画において、必要数を確保するのか。

また、車掌の時間外勤務が大幅に減少した要因をお聞きしたい。

【当局】　必要数については、確保する予定であり、詳細は改めて人員計画で説明させていただきたい。

車掌の時間外勤務については、今般のダイヤ改正において列車運行ダイヤ全体にゆとりを持たせたことにより、新神戸駅での乗り継ぎ要員を確保するために仕業数が増となり、１仕業当たりの拘束時間が短くなったことで、時間外勤務が減少している。

【組合】　提案内容については、持ち帰り協議する。

【提案資料】

地下鉄乗務員の仕業表の変更について

西神・山手線、北神線のダイヤ改正に伴い、地下鉄乗務員の仕業を下記のとおり変更する。

記

1．仕業について

（1） 仕業数（緊急、半休仕業および仕業予備除く）

運転士		現行	変更後
西神・山手線、北神線	平日	55	55（変更なし）
	土・休日	48	50
車掌		現行	変更後
西神・山手線	平日	46	48
	土・休日	44	45

（2） 時間外勤務時間（緊急・半休仕業除く）

運転士		現行	変更後
西神・山手線、北神線	平日	377分 （平均6.9分）	274分 （平均5.0分）
	土・休日	112分 （平均2.3分）	162分 （平均3.2分）
車掌		現行	変更後
西神・山手線	平日	1079分 （平均23.5分）	565分 （平均11.8分）
	土・休日	258分 （平均5.9分）	108分 （平均2.4分）

（3） 平均乗務距離（緊急・半休仕業除く）

運転士		現行	変更後
西神・山手線、北神線	平日	173.5km	173.9km
	土・休日	164.4km	161.4km
車掌		現行	変更後
西神・山手線	平日	173.8km	166.2km
	土・休日	154.6km	152.3km

２．乗務付帯時分

			現行	変更後
西神・山手線、北神線	残留客確認		１分	３分
北神線	谷上	出庫回送	－	６分
		入庫回送	－	５分

３．実施日

令和７年３月 15 日（土）

自治労関係

自治労兵庫県本部　都市公共交通評議会　第１回幹事会

日　時　…　2025年1月17日（金）
場　所　…　書面開催

【協議事項】
１．2025年度の兵庫県本部都市交評の役員の変更について
　伊丹交通労働組合の役員改選に伴い、2025年度の兵庫県本部都市交評の役員について、下記の通り変更します。

副議長	宮城　辰人（伊丹交通）	→	岡本　好明（伊丹交通）
幹　事	木田　誠　（伊丹交通）	→	崎田　直哉（伊丹交通）

２．2025年度の近畿地連都市交評の役員の変更について
　伊丹交通労働組合の役員改選に伴い、2025年度の近畿地連都市交評の役員について、下記の通り変更します。

幹　事	宮城　辰人（伊丹交通）	→	岡本　好明（伊丹交通）
	岩川　法一（伊丹交通）	→	細羽　大輔（伊丹交通）
拡大幹事	木田　誠　（伊丹交通）	→	崎田　直哉（伊丹交通）

都市公共交通評議会 2025 年度第 1 回幹事会

日　時　　2025 年 1 月 22 日（水）　13:30～
場　所　　ウェブ開催

当日は、自治労本部をメイン会場として、各県本部や単組を結んでのＷＥＢによる都市交評幹事会が開催されました。

幹事会は、松岡副議長の司会で進められ、はじめに主催者を代表して都市交評福田議長から、直面する課題に触れた挨拶があり、福田議長から紹介された今年の 4 月に施行される松江市議会議員選挙に立候補する松江交通の石倉元委員長の決意表明の挨拶がありました。また、12 月に役員改選が行われた伊丹交通の岡本委員長からも挨拶が行われました。続いて、自治労本部山崎副委員長からの挨拶を受けた後、次第に沿って議事が進められ、報告、議案ともに特に質疑なく確認されています。

１．開会

２．主催者あいさつ

３．自治労本部あいさつ

４．事務局報告（議事日程・出席状況）

５．報告
　① 都市交評活動経過報告
　② 2023 年度 都市公共交通評議会年間行動計画（1 月 22 日現在）
　③ その他

６．議案
　① 2025 春闘方針（案）
　② 当面の闘争方針（案）

７．閉会

地域公共交通の現状と課題

1. 取りまく情勢

（1）日本経済の動向

日本経済は、穏やかな回復を持続しています。2023年度の実質ＧＤＰ成長率は前期比＋1.2％となり、前年、前々年からはペースを落としつつも、潜在成長率を上回る成長を維持しました。2024年度も、春闘の賃上げ率の高い伸びが徐々に賃金に浸透しつつあり、物価上昇圧力が徐々に鎮静化することから、個人消費も持ち直すとみられています。また、好業績や人手不足を背景に企業の設備投資意欲が強く、またインバウンド需要の増加が続くことも相まって、潜在成長率を上回る１％台の成長となることが見込まれています。

物価の先行きを展望すると、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2024 年度に２％台半ばとなったあと、2025 年度および2026 年度は、概ね２％程度で推移すると予想されます。また中長期的な物価上昇率は緩やかに上昇すると予想されます。これまでの物価上昇率の高まりは、家計や企業の中長期的な予想物価上昇率の上昇をもたらしてきており、企業の賃金・価格設定の動きに対して、従来よりも積極的な動きがみられ、名目賃金は増加しています。また、賃金の上昇を販売価格に反映する動きも引き続き強まってきています。このように、物価上昇を反映した賃上げが実現するとともに、賃金上昇が販売価格に反映されていくことを通じて、賃金と物価の好循環につながっていくことが期待されます。

金融政策については、現在の実質金利がきわめて低い水準にあることを踏まえると、以上のような経済・物価の見通しが実現していくとすれば、それに応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくことになります。そのうえで、米国をはじめとする海外経済の今後の展開や金融資本市場の動向を十分注視し、日本経済・物価の見通しやリスクに及ぼす影響を見極めていく必要があります。

（2）雇用環境の動向

雇用情勢はコロナ禍で悪化したものの、その後は改善が続いています。完全失業率は 2020 年 10 月に 3.1％まで高まった以降は低下し、2024 年９月は 2.4％となっています。また、有効求人倍率は 1.24 倍で前月を 0.01 ポイント上回りました。

2024 年９月の労働力調査によると、日本の就業者数は 6814 万人となり、前年同月と比べて 27 万人増加しました。これにより、26 か月連続で就業者数が増加している状況が確認されています。また、雇用者数は 6149 万人で、こちらも前年同月比で 25 万人の増加となり、31 か月連続の増加を記録しています。

しかし、今後は労働力人口が頭打ちとなり、増加は見込めない状況です。これまでの就業者数の推移をみると、2000 年までは男性（15～64 歳）が増加に寄与してきましたが、その後減少が続いています。足元の労働力は、2010 年代から女性と高

齢者の増加により賄われています。雇用形態別では、2000年代から「非正規労働者」と「15～64歳女性正規労働者」の寄与が大きくなっています。非製造業は製造業よりも一段と人手不足感が強くなっています。「宿泊・飲食サービス」はコロナ禍の影響で一気に人手が過剰な状況となりましたが、その後の経済活動の正常化に伴い、最も人手不足が深刻な業種となっています。

（３）交通運輸・観光サービス産業の動向

上場企業の2024年４～９月期決算は、純利益が前年同期比で7.6%減となり、４年ぶりにマイナスとなる見込みです。特に自動車などの輸送用機器や鉄鋼など製造業が足を引っ張る結果となりました。増益の業種では、機械は生成AI（人工知能）向け高性能半導体の需要拡大の追い風を受け、またインバウンド増加によりサービス業や小売業も堅調でした。

鉄道については、円安を追い風にした訪日客の鉄道・ホテル利用が増え、私鉄大手15社の2024年中間決算において、11社が通期の純利益予想を上方修正しました。上方修正額の合計は458億円と純利益全体の７%にあたります。また９社が通期の最終増益を見込み、13社がコロナ禍前の19年３月期実績を上回る見込みです。一方で、コロナ禍からの旅客回復には天井感もあり、オフィス開発などの不動産事業をどれだけ伸ばすことができるかが課題です。また、ＪＲ本州三社（ＪＲ東日本、ＪＲ東海、ＪＲ西日本）の2025年３月期の連結業績見通しによれば、三社合計の純利益は前期比２%増の6,910億円を見込んでいます。新幹線など定期外の需要が伸び、運輸収入はコロナ禍以前の水準に迫ります。

２．地域公共交通の現状と今後について

（１）2024春季生活闘争の総括

2024春季生活闘争は、行動制限の解除やインバウンドの復調に伴い人流が回復基調にある一方、燃油費等のエネルギー価格の高騰をはじめ、食料品などの物価上昇、さらには2022年来の円安を受け、生活が一段と厳しさを増す中で闘われました。

職場では、コロナ禍による将来不安から、多くの仲間が離職した結果、人材不足が続いており、需要回復に対して供給が不十分な「需要と供給のミスマッチ」が生じています。交通運輸・観光サービス産業にとって人材の確保と定着は待ったなしの状況にあり、2024春季生活闘争を魅力ある賃金をはじめとする訴求力のある労働条件を実現するための足掛かりとすべく闘うこととしました。加えて、国民生活・経済活動の安定確保のために、コロナ禍にあっても業務の継続を求められたキーワーカーに相応しい賃金・労働条件の確立をめざし、取り組みを展開しました。

厚生労働省の2024年「賃金引上げ等の実態に関する調査」によれば、「運輸業・郵便業」の「１人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は、全15業種中最下位となりました。交通運輸・観光サービス産業でも、産業間の熾烈な人材獲得

競争と離職者の増加を背景に、前年を上回る賃上げを勝ち取ることができたものの、私たちの産業を上回る賃上げ結果を他産業が出したことから、産業間の格差是正につなげることはできませんでした。

これ以上の産業間格差を拡大させないために、他産業に劣後することのない賃金水準を獲得していかなければなりません。

（2）2025 春季生活闘争の基本的な考え方

交通運輸産業にとって人材の確保・定着・離職防止の取り組みは待ったなしの状況にあり、2025 春季生活闘争において魅力ある賃金をはじめとする訴求力のある労働条件を獲得していかなくてはなりません。

2024 春季生活闘争における高水準の賃上げは、求職者から「選択される職業」となるためには賃上げは必須となったことを意味しています。逆説的に言えば、「賃上げもできない企業は持続可能ではない」ということであり、賃金が企業を選別する物差しとなり、企業が求職者に自社の賃金・労働条件をアピールする時代を迎えつつあるということです。

資本市場では企業の非財務情報への関心が高まり、従業員の研修や給与などを「経費」ではなく、人的資本を蓄えるための「投資」と見る考え方が拡がっています。かつての減量経営時代における「コストカット至上主義」から、従業員の処遇重視の賃金論へとパラダイムシフトしていかなくてはなりません。そのことが、コロナ禍にあっても業務の継続を求められた私たちキーワーカーに相応しい賃金・労働条件の確立のための一里塚となるのです。

（3）地域公共交通を取り巻く情勢

地域公共交通は、社会経済活動や住民の暮らしをささえるインフラとして重要な役割をはたしています。歴史的な円安を背景に好調のインバウンド増加により一部地域では、コロナ前を上回る状況ですが、依然としてコロナ禍における収益の減少や生産年齢人口の減少、新しい生活様式などによる利用者の減少など、取り巻く環境は厳しさを増しています。また、自動車運転者の労働時間規制（改善基準告示）が施行され、人員不足を要因とするバス路線の廃止・減便・縮小など住民の生活に関わる移動に深刻な影響を及ぼしています。

この間地域公共交通は、電気・ガス・水道などと同様な社会インフラであり「あって当たり前」として受け止められてきました。しかし、現状では、収益減少だけでなく、担い手の不足も深刻となり、経営上の厳しい判断を迫られている事業者も少なくありません。

このような状況を踏まえ、地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるため、地域の移動手段の確保・充実を図る取り組みの推進にむけ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され２０２３年１０月１日より

全面施行されました。

一方公営交通でも、バス運転者や技術職員の定員割れや応募者の減少が続いています。さらには今後迎える大量退職者への対応も重要な課題となります。交通職場特有の勤務体制、長時間の拘束、命を預かる職責の重さなどに見合った処遇・職場環境の改善を求め、新しい仲間を迎えましょう。そのためには、適正な価格転嫁が必要であり、エネルギー・資材の高騰などに対応し、20数年改定のない運賃の見直しをはじめ私たちの要求を当局、議会に反映させる取り組みが重要です。職場や地域の課題を洗い出し、要請書を作成し市議会議員をはじめ関係する機関に生の声を伝える行動を行い、雇用と職場を守っていかなければなりません。

また、地域の法定協議会、交通計画書に積極的に参画し、自治体労働者や組合の役割とし、地域公共交通の課題はまちづくり課題と一体ものとし、将来的な地域の発展をめざすうえで重要な政策と位置づけ、住民サービスの向上をはかり、誰もが安心して住み続けられる「まちづくり」にむけた運動の展開を進めていかなければなりません。

2025民間単組における春闘期の取り組み

民間交通単組

1.　交通職場は、交通事業従事者の処遇改善のため県本部に結集し、賃金、労働条件をはじめとした諸課題の要求に取り組みます。賃上げ目標については、2025連合および交運労協春闘方針を踏まえ、５％以上（定期昇給分２％プラス賃上げ分３％以上）の引き上げを要求します。また、単組は地域における中小企業や関連事業者への影響を考慮し、地方交運労協などと連携しながら交通労働者全体の処遇改善、底上げに取り組みます。

2.　交通職場の低賃金・長時間労働の実態が、担い手不足など地域公共交通サービスの存続に直接影響している現状から、交通事業全体の賃金・労働条件の改善を追求します。とりわけ、バス事業者については、改善基準告示で労働環境が改善したものの、人員不足が顕在化し、じょうきょうは深刻さを増しているため、処遇改善とともに、人員確保を強く求めます。

3.　女性職員の積極的な採用拡大を求めるとともに、安心して働き続けられるための職場環境の整備を強く求めます。

4.　委託職場や非正規職員の賃金・労働条件については、直営・正規職員との均衡・均等を基本に人件費の確保にむけた経営計画の見直しなどを求めます。

持続可能な公共サービスの実現をめざすための要求モデル

地域公共交通の確立

（1） 公共交通は住民生活のインフラのひとつと位置づけ、地域の活力の維持、医療や福祉・子育て・社会保障などとの連携を念頭に、まちづくりと連動した持続可能な公共交通の確立に取り組むこと。

（2） 公共交通政策担当部局・担当者の配置・充実をはかり、住民や交通事業者との連携を通じて、地域が一体となった公共交通政策の推進体制を構築すること。

（3） バス路線の維持・存続のため、バス運転者の人材を確保するための賃金・労働条件の底上げなど処遇改善を進めること。

- 住民・利用者のためだけでなく、公共交通は、くらしをささえる公共サービスであり、地域のあり方に重要な影響を与えるということを周知していく。
- 地域公共交通の維持には、地域で作成する「交通計画」が重要であり、地域の実情や将来像を含めた計画となるよう、自治体主導で取り組むため、専門部局や専任者の配置が不可欠である。
- バスの運転者不足から減便・路線廃止各地で生じている。公営私鉄を問わず、バス運転者の高年齢化と担い手不足が深刻化しており、地域公共交通サービスを維持・存続することが難しくなっている。サービスの維持・存続のためには、バス運転者の人員確保にむけた賃金・労働条件の底上げが不可欠である。事業の維持・存続にむけて、交通当局や自治体に対し、交付金制度等の活用を引き続き強く求めていく。

公共交通労働者の要求モデル

＜民間交通単組＞

（1） 賃金については、定期昇給相当分２％を確保することとし、さらにミニマム賃金水準への到達と格差是正および物価高騰対策の観点から、３％以上引き上げること。

（2） 一時金については、水準の向上・確保をはかること。

（3） 年間総労働時間の短縮をはかること。とくに、時間外労働の上限については、週15時間、月45時間、年間360時間以内を基本とし、それを上回る場合についても、休日労働を含め年間720時間以内とし、短縮がはかられるよう制度改正すること。

（4） 年間の休日付与数については、すべての職種で平準化し、少なくとも公休日を104日以上とすること。

（5） 諸手当について、特殊な勤務形態・環境による精神的、身体的負担を十分に考慮した適正な手当を定め確実に支給すること。

（6） 退職諸制度については、定年までの就業意欲につながるよう退職手当の拡充、福利厚生など諸制度の充実をはかること。

（7） 良質で安定した交通サービスの提供体制確立にむけて、継続した新規採用と離職防止策をはかること。また、男女別施設の設置を促進するなど、環境の整備により女性の就業機会を創出すること。

（8） ワークライフバランスの実現にむけて、仕事と育児・介護の両立が可能な諸制度の確立をはかること。

（9） 経常収益の減収分を、職員の賃金引き下げなど処遇の改悪に転嫁しないこと。

(10) 交通労働者への暴力行為や迷惑行為、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の撲滅にむけた広報・啓発活動等を強化すること。

＜公営交通単組＞

（1） 賃金については、自治体職員と同水準となるよう改善をはかること。

（2） この間の経営状況により実施した賃金カットなど、引き下げた賃金水準の回復をはかること。

（3） 委託職場の処遇の改善をはかること。とくに、委託職場の賃金水準の改善にむけて委託費の適正化をはかること。

（4） 委託職場を直営とした場合は、職員の継続雇用を原則とすること。

（5） 非正規雇用については、雇用形態の見直しを基本に、賃金水準の改善と正規職員への早期の雇用転換をはかること。

（6） 良質で安定した交通サービスの提供体制確立にむけて、継続した新規採用と離職防止策をはかること。また、男女別施設の設置を促進するなど、環境の整備により女性の就業機会を創出すること。

（7） ワークライフバランスの実現にむけて、仕事と育児・介護の両立が可能な諸制度の確立をはかること。

（8） 経常収益の減収分を、職員の賃金引き下げなど処遇の改悪に転嫁しないこと。

（9） 交通労働者への暴力行為や迷惑行為、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の撲滅にむけた広報・啓発活動等を強化すること。

安心・信頼の社会保障制度と公共交通の確立（案）

【公営・地域公共交通の存続・確立の取り組み】

1. 地域公共交通は、一部事業者を除きこの間の営業収益の減収から十分回復しきれず厳しい経営状況にあります。そのため、本部は、地域公共交通の維持・確保にむけ、その減収分の補填を含め、交付金制度の充実など必要な財政支援、補助を関係省庁に要請するとともに、政党対策などを通じて対策を強化します。あわせて、減収分を賃金・労働条件の改悪など職員に転嫁させないよう注視します。
2. 改正地域公共交通活性化再生法に基づき、地域公共交通の再生にむけて自治体の責任や役割が増していることから、地域の移動手段確保のために必要な財政措置や交通専門部署の設置等を自治体に求めます。
3. 自治体が中心となった交通政策の実現にむけ、健康・福祉・教育・環境等の課題と密接に結びつくクロスセクター効果を実現するため、関係単組・関係評議会と連携して取り組みを進めます。
4. 県本部・単組は、くらしをささえる地域公共交通キャンペーンを展開し、地域・住民との連携を強化するとともに、担い手不足や減収などによる地域公共交通の厳しい現状の周知や、インフラとしての重要性の理解を求める取り組みを行います。
5. 働き方改革による自動車運転者の労働時間規制（改善基準告示）の施行後、人員不足により減便や運休など市民生活に影響を及ぼしています。単組は、事業・路線の維持のため職員の人員確保とそのための大幅な処遇改善に加え、職場環境の整備などを要求します。
6. 本部は、公共交通労働者への暴力行為や迷惑行為、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の撲滅にむけて、交運労協と連携して関係省庁対策を強化します。また、単組は、自治体当局、事業者などと連携し、撲滅にむけた広報・啓発活動等を強化します。
7. 政府は、日本版ライドシェアの条件緩和を進めるとともに全面解禁にむけた検討を続けています。安全面の課題や、交通渋滞の発生などバスや路面電車などの地域公共交通への影響は大きく、これ以上の条件緩和を認めることはできません。安心・安全な運行を担ってきた職業運転者の専門性をも否定する施策であることから、反対の立場で国会・省庁対策を強化します。

　あわせて、交通空白地域の移動手段対策については、地域の法定協議会等により地域の実情に合った交通手段の確立をめざすため、協議会等の構成員に労働組合からの参画を求めていきます。

公共サービス労働者の総結集と組織強化

各部門・横断組織の取り組み

【公共交通労働者の取り組み】

1. 都市公共交通評議会の組織強化をめざし、単組の実情を把握するため、引き続き単組ヒアリングを進めるとともに、競合単組対策にも取り組みます。
2. 本部は、業種別部会活動を強化し、当面する公共交通政策課題や単組の先進的な取り組み事例の共有化をはかり、バス・地下鉄・路面電車固有の政策の前進に努めます。単組は業種別部会活動に積極的に参加し、政策課題の前進や事業の活性化に取り組みます。
3. 単組及び交通事業者の現状や今後の交通政策についての課題の把握とその対策等の議論を深めるとともに、都市交評内の運動強化を促すため、先進事例の共有化にむけて、５月14～15日に福岡で「交通政策研究集会」を開催します。
4. 単組は、入局時の組合説明会だけでなく、支部・職場に配属後も積極的に声掛けを強め、新規採用者等の組合加入にむけた取り組みを進めます。

自治労兵庫県本部　第5回執行委員会

日　時　…　2025年1月31日（金）
場　所　…　県本部6階会議室

【報告事項】
1.　主な日程の報告
（1）自治労兵庫県本部組織内議員団会議（1/8　ひょうご共済会館）

2.　その他

【協議事項】
1.　取り組みの強化・重点課題について
（1）会計年度任用職員制度の取り組み
①第58回対策会議（3/18）
（2）組織強化拡大チームの取り組み
①新規採用者の組合加入の取り組みの徹底
②「組織強化・拡大のための2024年次推進計画」について
③単組活動　底上げシートについて
（3）組織強化委員会（答申）を踏まえた協議について
①会計年度任用職員の組合費納入率の整備にむけた考え方を整理
②県本部の財政縮減にむけた取り組みについて

2.　2025予算要求闘争の推進について
（1）確定闘争の推進
①第3波にむけた取り組みについて
各ブロックの状況報告がありました。

3.　2025春闘にむけた取り組みについて
（1）2025春闘の推進にむけて
①春闘から人員確保、確定にむけて必要調査を行う。
（人員確保闘争にむけて）
・年休取得の実態調査（取得5日未満の割合など）
・夏期休暇取得状況の確認
・子の看護休暇の取得状況の確認
（確定闘争にむけて）

・本部賃金調査を活用

（その他）

・各調査については、統一した様式を作成しブロックで集約する。

・比較した資料等については、推進（案）とは別に交渉メモとして整理する。

(2) 2025 春季闘争勝利　県本部・ブロック全単組オルグについて

①オルグ強化にむけて

・全単組オルグの開催

・オルグ資料は「自治ひょうご」の春闘特集号とオルグメモを準備

・オルグの重点事項の確認

(3) 2025 春闘ストライキ批准投票の実施について

実施期間　　：　2025 年 2 月 5 日（水）～2 月 12 日（水）　単組ごとに設定

県本部集約日：　2 月 13 日（木）12 時必着

(4) 春闘討論集会の開催について

①日程について

日　時　：　2025 年 2 月 8 日（土）10 時 00 分

場　所　：　ひょうご共済会館

内　容　：　春闘方針の提起、記念講演、分科会など

②記念講演について

（講演 1）

「春闘から取り組みを始めることの必要性」（仮）

（講演 2）

「自治労共済のすすめ」（仮）

（基調提起）

「県本部 2025 春闘の取り組み」

自治労兵庫県本部　尾西書記長

③分科会

「みんなでさらに一歩前へ」

・人員確保闘争のススメ（組織強化にむけて）

・賃金闘争のススメ（基礎編）

・賃金闘争のススメ（応用編）

4. 県本部第 217 回中央委員会について

日　時　：　2025 年 2 月 7 日（金）13 時 00 分

場　所　：　あすてっぷ神戸

議　案　：　2024 現業・公企統一闘争の総括

2024 賃金確定闘争の中間総括

2025 春闘方針

役割分担：　第 217 回中央委員会議長は（神戸ブロック：　　）

その他　：　議案準備について、報告及び議案資料含め担当役員並びに各評議会等で準備を進める。

5.　連合兵庫、近畿地連への役員選出について

(1) 近畿地連　都市公共交通評議会
　　幹事　岡本　好明（伊丹交通労組）

(2) 近畿地連　都市公共交通評議会
　　幹事　細羽　大輔（伊丹交通労組）

(3) 近畿地連　都市公共交通評議会
　　拡大幹事　崎田　直哉（伊丹交通労組）

(4) 近畿地連　社会福祉協議会
　　事務局長　塩見　隆浩（神戸市従労組）

6.　2025 年度県本部スポーツ大会について

(1) 県本部卓球大会
　日　時　：　2025 年 3 月 8 日（土）
　場　所　：　八鹿総合体育館

(2) 県本部野球大会
　日　時　：　2025 年 6 月 21 日（土）または 22 日（日）　1 回戦、準決勝
　　25 日（水）　決勝
　　27 日（金）　予備日
　場　所　：　播磨ブロック

(3) 県本部バレーボール
　日　時　：　2025 年 6 月 14 日（土）
　場　所　：　丹波篠山市総合スポーツセンター

7.　70 周年記念事業について

(1) 国会見学＆中央本部見学ツアー

(2) 沖縄視察団 70 周年バージョン

(3) 能登半島支援事業（定期大会で物販、ボランティア派遣）
　定期大会で記念品、物販など企画、社協と調整しボランティア支援を企画

(4) ロングランコンペ
　一定期間を設定

(5) ハイキング＆ソロキャンプ教室

(6) 各ブロックで組織の活性化をめざした取り組み（上限 15 万県本部負担）
(7) ピンバッジ（300 個程度）

自治労兵庫県本部　第217回中央委員会

日　時　…　2025年2月7日（金）　13時
場　所　…　あすてっぷKOBE
出席者　…　五百旗頭・奥

県本部第217回中央委員会は、中川副委員長の司会で開会し、冒頭、議長として村上代議員（神戸ブロック・神戸市職労）が選出され議事に入りました。

まず、県本部を代表して山下委員長より、①給与のアップデートについて、②災害対策及び平和運動の取り組みについて、③2025春闘の取り組みについて、④次期参議院議員選挙における岸まきこへの支援の取り組みについて、⑤組織拡大の取り組みについてなどの挨拶がありました。

その後、代議員の出席状況が報告され、中央委員会の成立が宣言されました。

報告として、一般経過報告が松本書記次長から、2025年度第1四半期会計報告が戎副委員長から、監査報告が平田会計監査から報告され、質疑なく満場一致で承認されました。

議案として、第1号議案「2024現業・公企統一闘争（第1次・2次闘争）総括（案）」が小原副委員長から、第2号議案「2024賃金確定・一時金闘争中間総括（案）」が戎副委員長から、第3号議案「県本部2025春闘方針（案）」が尾西書記長から、第4号議案「当面の闘争方針（案）」が尾西書記長から、それぞれ一括して提案されました。

その後、休憩をはさんで質疑に入り、①地域手当の引き下げ対応について（伊丹市職労）、②会計年度任用職員の業務内容の見直しについて（作用ひまわり労組）、③会計年度任用職員制度の賃金改定の取り組みについて（豊岡市職労）、④小学校給食委託及び地域手当について、（尼崎嘱託労組）、⑤地域手当の見直しについて（豊岡病院労組）、⑥職場環境改善の取り組み、給料表の見直しの取り組みについて（いたみ指労）などの意見が出されました。その後、執行部からの答弁を受け、全議案についてそれぞれ議案ごとに採決、すべての議案が承認されました。

続いて、第5号議案「規則等の一部改正について（案）」が森副委員長から提案され、満場一致で承認されました。

最後に山下執行委員長の発声で「団結ガンバロー」を三唱し、第217回中央委員会は終了しました。

自治労兵庫県本部　2025 春闘討論集会

日　時　…　2025 年 2 月 8 日（土）
場　所　…　ひょうご共済会館
出席者　…　坂倉・藤野

県本部 2025 春闘討論集会は、松本書記次長の司会で開会し、冒頭、山下執行委員長より主催者挨拶があり、各講義に移りました。

１．講演Ⅰ
「２０２５春闘と単組活動からはじまる諸課題の前進に向けて」
講師：自治労本部　亀瀧真人　労働条件局長

２．講演Ⅱ
「自治労共済のススメ」
講師：共済　石井希佳　県支部事務局長

３．基調提起
「県本部 2025 春闘の取り組み」
提起者：自治労兵庫県本部　尾西　亮太郎　書記長

４．分科会
第 1 分科会　人員確保闘争のススメ
第 2 分科会　賃金闘争のススメ（基礎編）
第 3 分科会　賃金闘争のススメ（応用編）

2025 春闘討論集会基調

1．　公共サービス労働者を取り巻く情勢

（1）　自治体の現場では、2005 年の集中改革プランにより定員削減して以降、減少した定員管理は見直されておらず、そのような中、これまで職場の労働者の努力や職員間の連携によって、かろうじて職場を維持し、公共サービスの提供を継続してきています。しかし、年々さまざまな行政ニーズが増え続ける現状では、対応する人員が不足しているため、離職や休職の増加が懸念され、逼迫した状況が続いています。とりわけ、資格職などにおいては、人員不足が深刻化しています。こうした状況下で、近年は豪雨災害などの大規模災害も頻発しており、他の自治体からの応援で急場をしのいでいるものの、応援する側の自治体にも人的余裕はなく、非常時に対応できる体制の構築が喫緊の課題となっています。

（2）　一方、労働人口が減少する中において、総務省「地方公務員の退職状況調査」では、40 歳未満の普通退職者数が年々増加傾向にあり、さらに自治体職員の採用試験応募者が減少する状況が続くなど、人員確保が容易ではない状況に陥っており、人員不足に拍車がかかっています。こうした背景には、自治体でも賃金・労働条件等の改善は行われてきたものの、民間企業における人材確保を目的とした賃金の引き上げや働き方改革がより進んでいることも一因と考えられ、公務職場での賃金改善や働きやすい職場づくりなどは急務です。しかしながら、この人員確保が喫緊である中において、春闘期・人員確保闘争期での取り組みは低調であり、改めて、各単組での人員確保における取り組みの意義や重要性を再確認し、取り組みを推進していかなければなりません。あわせて、地方公務員の離職増加の状況を踏まえれば、人員確保だけにとどまらず、当局とともに離職防止対策も進めていくことが必要です。

（3）　その上で、2024 人事院勧告では、３年連続の月例給・一時金の引き上げとなりました。しかし、若年層と中高年層の改定率には大きな格差が生じており、引き続き、全世代での引き上げが課題となっています。

（4）　さらに、2025 年４月に実施予定の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」においては、人材確保に主眼を置いた評価できる内容が示された一方、地域・職員によっては、地域手当や扶養手当の廃止・削減も示されていることからも、地方における自主的な給与決定を前提に取り組みを強化していくことが求められます。

（5）　また、パワハラやセクハラなどのハラスメントに加え、昨今ではカスハラも大きな問題となっています。とくに、カスハラについては、報道等により社会的認知度が向上しつつあるものの、自治体の職場では住民や議員からのハラスメントも依

然として多く、安心して働き続けられる職場環境に改善していくためにも、労働組合の立場から予防・防止対策を早急に講ずるよう求めていく必要があります。

（6） 安定的かつ充実した公共サービスを提供していくためには、必要な人員確保と同時に、その裏付けとなる財源の確保が不可欠です。地方財源一般総額の確保と人員確保に必要な財源の確保にむけ、本部・県本部は国や地方団体への要請など取り組みを強化するとともに、単組においては、職場点検を踏まえた要求を積み上げて労使交渉に取り組むなど、それぞれの段階から取り組んでいく必要があります。

（7） あわせて、原材料費やエネルギー価格の高騰による行政運営にかかる経費の増大への対応や、公共サービスに携わる民間労働者の賃上げを支援するためにも、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいた適切な価格転嫁が必要であり、そのための財源の確保も求めていかなければなりません。

２． すべての単組が「人員確保」について要求・交渉

最重点課題は、すべての単組の共通課題である「人員確保」とし、職場の人員配置の実態を踏まえ、すべての単組が春闘期から要求します。その後、４月以降の職場の人員配置の状況を再点検し、６月期の人員確保闘争につなげていきます。

（１）「賃金の運用改善」「働き続けられる職場の実現」について

１単組１要求

働き続けられる職場づくり、人材が集まる魅力ある職場づくりのためには、「賃金の点検・運用改善」、「長時間労働の是正・適切な労働時間管理」、「働きやすい職場への改善（ハラスメント対策）」が不可欠です。「賃金の運用改善」「働き続けられる職場の実現」についても、重点課題として各単組が実態を踏まえて、１単組１要求の上、交渉に取り組みます。

（２）ジェンダー平等の観点から点検、要求・交渉

同時に、ジェンダー平等の観点を踏まえた課題の解決や男女間賃金の格差の解消も重要な課題であり、そうした観点からの職場点検を通じて要求・交渉に取り組みます。

（３）労務費の適切な価格転嫁を推進

公共サービスに携わる民間労働者の賃上げ原資の確保、物価高による行政運営にかかる経費の増大への対応として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた適切な対応を推進します（指定管理料・委託料の上乗せ）。

＜兵庫県本部 2025 春闘「取り組み指標」＞

(1) 事前協議制をはじめとする労使間における基本的ルールを遵守する取り組み

(2) 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使合意による自主決着をめざす取り組み

(3) 賃金引上げについて、労使交渉・協議を基本とする取り組み
(4) 時間外労働・時間外勤務の上限規制、条例、規則および36協定、準ずる協定に基づく運用など、安易に例外規定の対象としない取り組み
(5) 公共サービスの提供体制を拡充するため、直営を基本とし、必要な職種と業務量に見合った適正な人員配置を任期の定めのない常勤職員により確保をめざす取り組み
(6) 会計年度職員等に係る、職の新設・変更・廃止について、労使交渉・協議をめざす取り組み
(7) 地域を支える医療・福祉・公共交通に関わる諸課題に対し、自治体の行政責任に基づき、関係機関と連携をめざす取り組み
(8) 定年の段階的引上げにについて、制度設計・運用の制度全体を労使合意により確立し、継続協議をめざす取り組み
(9) 単組独自課題の獲得・前進

＜春闘から「各産別闘争へ」、県本部は年間闘争サイクルの確立をめざす＞
(1) ６月期の人員確保闘争にむけた要求
６月の人員確保闘争にむけて、年度当初となる2025年４月時点での各職場の人員配置計画は適正であることを確認する。とくに定数職場である現業職場では会計年度職員を除く正規職員の欠員数を確認する。あらためて春闘で最低でも過重労働をさせないとする労使確認を締結し、時間外労働縮減のための人員の確保をめざす。
(2) ６月期の夏期一時金闘争むけた要求
春闘では、中途採用者の賃金改善、地域手当見直しにむけた取り組み、人員確保にむけた賃金改善等、確定期を目指して取り組みを進める。そのためには人事院勧告前の取り組みとして賃金の決定は労使交渉が基本であることを確認し、継続協議となるよう進める。
(3) ６月期の現業・公企統一闘争にむけた要求
現業・公企統一闘争にむけて、第１次交渉ゾーンでは人員要求を基本に闘いを進めるため、４月当初の正規職員の欠員数の労使確認をめざす。
あわせて10月期の第２次交渉ゾーンにむけて継続して協議を行うことを確認し、取り組みを進める。
(4) ６月期のジェンダー平等推進の取り組み
ジェンダー平等推進の取り組みとして、子の看護休暇や通勤緩和、若手職員の育成、継続した新規採用、やる気のでる賃金改正や職場改善、採用が困難になっている技術職採用の問題を引き続き取り組み、人員確保、確定期闘争をめざし取り組みを進める。そのためにはあらためてアンケート調査を行い、権利の取得（各種休暇制度）状況の把握を行い、組合員が抱える問題を明らかにし、取り組みを進める。
(5) 会計年度任用職員の取り組み
会計年度任用職員制度が導入されて５年が経過し、節目の年となる。少なくない単組で雇用の見直し提案が出ているため、あらためて継続雇用の要求を最重点課題として取り組み、人員確保闘争、現業・公企統一闘争に結集して取り組みを進める。

春闘では、継続雇用の第一となる、「本人の意思を尊重する」等の労使確認をめざす。

(6) 11月期の確定一時金闘争に向けた取り組み

賃金要求は各単組でそれぞれ問題があるが、「給与の決定原則」を春闘期に確認し、当局に対し一方的に実施させない取り組みを進める。

そのためには、春闘期から単組の独自要求を提出し、継続した取り組みになるよう交渉を進める。まず要求の提出と賃金学習会の実施を。

【春闘にむけた闘争日程について】

○要求書提出ゾーン

2025年2月7日（金）～2月14日（金）

○県本部・ブロック全単組オルグ

2025年2月19日（水）～2月28日（金）

○連合兵庫2025春季生活闘争・政策制度要求実現総決起集会

2025年3月1日（土）10：15～（アクリエ姫路）

○春闘キャンペーン統一行動日（ポケットティシュ配布行動）

2025年3月6日（木）

○集中取り組み期間

2025年3月10日（月）～3月14日（金）

○全国統一行動日

2025年3月14日（金）　早朝29分時間内食い込み集会

きしまきちゃんねるの登録



2025年度 第1回平和・人権・環境委員会

2025年2月14日（金）

中川（ウェブ）・森・尾西・松本・中野・坂倉・山本・福永・木田・北川・山中・岡野・水田・藤田・大原・永井・今村・竿尾　　※網かけは欠席者

1．経過報告（2024年9月3日以降）

9月10日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
9月14日	高校生平和大使ノルウェー派遣＆ジュネーブ派遣報告会（神戸婦人会館）
9月18日	県本部人権研修会（共済会館）
9月20～21日	部落解放地方共闘近畿九州第35回交流会
9月24日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
10月8日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
10月20日	人権教育ひょうごスタディツアーin尼崎（尼崎朝鮮初中級学校）
10月22日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
10月31日	部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会（東京）
11月1日	狭山事件の再審を求める市民集会（東京・日比谷野外音楽堂）
10月22日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）　中止
11月19～20日	部落解放研究第57回全国集会（神戸国際展示場）
11月24～26日	憲法理念の実現をめざす第61回大会＝護憲大会（岡山市）
11月26日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
12月3日	戦争させない！9条壊すな！12・3 兵庫憲法集会（長田区文化センター）
12月9日	部落解放人権政策第27回総会（のじぎく会館）
12月10日	部落解放共闘第41回全国交流会 部落解放地方共闘全国連絡会議第41回総会
12月10日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
12月14日	「水俣・京都展」と「ウトロ平和祈念館」を訪ねるフォーラムひょうご・フィールドワーク（京都）
12月24日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
12月25日	人権教育ひょうご第3回事務局会議（ラッセホール）
1月14日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）
1月28日	ガザでの戦闘の即時停止を求める街宣行動（JR元町）

２．2025 年度の委員会体制の確認

（１） 平和・人権・環境委員会

委員体制（2024/12/1 時点）

委員長	中川　敬市（県本部副委員長）
副委員長	森　　哲二（県本部副委員長）
事務局長	尾西亮太郎（県本部書記長）
事務局次長	松本　賀仁（県本部書記次長）
委　　員	中野由香理（県職ブロック・県職労）
同	【調整中】（県職ブロック・　　）
同	坂倉　正和（神戸ブロック・神戸交通労組）
同	山本由美子（神戸ブロック・神戸市従）
同	福永　大吉（阪神淡路ブロック・事務局長）
同	~~木田　　誠（阪神淡路ブロック・伊丹交通労組~~　→交代委員選出
同	北川　寿一（播磨ブロック・事務局長）
同	山中　一慶（播磨ブロック・担当書記）
同	岡野　公一（但馬丹波ブロック・新温泉町職労）
同	水田　載久（但馬丹波ブロック・香美町職）
同	**【調整中】→藤田　直樹（公営企業評議会・神戸市職労）**
同	大原　　猛（現業評議会・宝塚市職労）
同	**藤原　潤子（明石市職労）→永井　美咲（女性部・豊岡病院労組）**
同	今村龍乃介（青年部・稲美町職）
同	竿尾　敦子（県本部事務

３．協議事項

（１） 自治体での人権研修実施要請について

- 県が作成した「部落差別等差別事象対応マニュアル」の活用および職員への研修状況等について、再度発文を発出し、2024 年８月９日締め切りで事前調査しました。（2024 年発文 480 号）
  →回答状況は別紙集約表をご参照ください。まだ未回答の単組がありますので、ブロック、委員からも改めて要請をお願いします。
- 申し入れ書は３者連名（解放同盟、解放共闘、自治労兵庫県本部）
- 事前調査の結果がある程度まとまった段階（年内を目途）で日程調整を進める。
- 日程調整は各ブロックの単代・幹事会でブロックが行う。

現在の回答状況

対象単組　　44 単組（基本単組）
回答あり　　26 単組（59.1%）

未回答　　18単組（40.9%）

調査１：職員へ向けた差別の現実や部落問題に対する正しい知識を学ぶ取り組みを行っていますか？

「はい」　18単組（回答単組の69.2%）

「いいえ」　８単組（回答単組の30.8%）

調査４：部落差別等差別事象対応マニュアルは活用されていますか？活用予定はありますか？

「はい」　11単組（回答単組の42.3%）

「いいえ」　14単組（回答単組の53.8%）

★調査１・調査４ともに「いいえ」

（神戸）・~~西宮市~~・小野市・養父市（八鹿病院）・朝来市・香美町

※ 西宮は再確認したところ調査１・４ともに「はい」との回答があった為、除外となりました。

第１回申し入れ・オルグ要請単組

- まずは今回調査１・４ともに「いいえ」と回答のあった小野市、養父市、朝来市、香美町へ、申し入れを行うべく準備を進める。
- 播磨ブロック、但馬丹波ブロックはブロック会議等で周知し、対象単組へオルグおよび申し入れの事前説明および日程等の調整をお願いします。

播磨ブロック：単組打診中

但丹ブロック：ブロック単組代表者会議で申し入れに向けて日程調整をすると説明済。

第１回申し入れに向けて

まずは春闘オルグで単組に申し入れについて説明し、単組状況を把握する

対応者は下記のとおり

- 小野市：北川
- 養父市：中川
- 朝来市：中川
- 香美町：尾西

（２）　今年度の平和・人権・環境を考えるつどいについて

- 今年度のメインテーマは「平和」です。
- 具体的なテーマ、講演や講師等の案を募集しましたが、応募がありませんでしたので事務局案として下記の内容での開催を提案させていただきます。（参考資料の過

去の開催地・テーマ一覧は別紙に添付）

開催日時　　2025年6月7日（土曜日）　※毎年6月第1土曜日に開催
場　　所　　ひょうご共済会館　5階　ツツジ
内　　容　　①高校生平和大使・兵庫のメンバーから活動報告
※高校生平和大使の都合が悪い場合はOB（大学生）に来ていただく。
②タイとカンボジア自立支援についての報告
（講師:特定非営利活動法人サンタピアップ代表の古川沙樹さん）
※講師よりカンボジアの自立支援の一環として取り扱っている品を物販してほしいと言われています。

（3）　今年度の人権研修会（案）について

・　テーマ
　次回までに案を募集
・　講師候補
　次回までに案を募集
・　開催日時
　2025年9月以降に執行委員の参加しやすい日程で開催する
・　場所
　次回までに出た案で決定していく

＜参考＞

・　2024年度は9月18日にひょうご共済会館で「技能実習から育成就労へ　～人権問題は解決するのか？～」をテーマにした講演会を開催。
・　2023年度は前年の人権研修（「職場の人権研修について」のワークショップ）を踏まえ、参加者がマイノリティに寄り添った目線や当事者がどう考えている、どのような思いなどか等、もう少し踏み込んだ内容のワークショップを開催。

（4）　県本部沖縄視察団

・　県本部が企画する沖縄視察団（仮）へ積極的に参加していく
~~（今年は県本部70周年記念事業として取り組む。詳細が決まり次第にご案内します。）~~70周年は2025/2で終了しました。
・　2025年9月実施向けて協議していく。(9/23.24が青年部女性部の総会があるので、9月中旬を予定)
・　平和について学び、若年層の参加を促し、次世代育成につなげたい。
・　2泊3日で参加費は10万程度となる見込み。
・　次回までに事務局で具体案を検討する。（若年層に企画してもらってはどうか）

4．その他

（1） 会議・集会等の参加要請について

① ガザでの戦闘の即時停止を求める街頭宣伝行動（発文 118 号）

日　　程　　毎月第２・４火曜日　18：00～19：00　JR 元町南側広

【確定】２月 25 日、３月 11 日、３月 25

参加状況

2024 年 9 月 10 日	5 人
2024 年 9 月 24 日	3 人
2024 年 10 月 8 日	7 人
2024 年 10 月 22 日	中止
2024 年 11 月 12 日	中止
2024 年 11 月 26 日	中止
2024 年 12 月 10 日	8 人
2024 年 12 月 24 日	5 人
2025 年 1 月 14 日	8 人

会議メモ・委員発言（過去発言含む）

- 若い子が関心を持てる工夫が必要。
- インパクトがある頻度ではないように思う。
- 開催方法については改めて検討が必要ではないか。

② 2024 年度「人権教育ひょうご」春季学習会（発文 132 号）

と　　き　　２月 16 日（日）　14：00～16：00（予定）　※受付 13：30～

と こ ろ　　ラッセホール　５階「サンフラワー」

内　　容　　講演会「人権としての性教育」（仮題）

講　　師　　柳谷　和美さん（「おやこひろば桜梅桃李」代表）

→尾西・松本・中野・坂倉・大原・竿尾　参加予定（別途 2 単組 3 人の申込み有）

（2） 署名の取り組みについて

① 袴田事件の無罪判決に対して控訴しないよう検察庁に求める要請電報、オンライン署名等の取り組み（緊急）（2024 年度発文 621 号）

→検察が控訴せず「無罪確定」　※とりくみ終了

② アメリカ兵の性暴力を終わらせたい‼オンライン署名（発文 137 号）

→オンライン署名につき集約なし　※とりくみ終了

③ 奄美大島から辺野古埋立のための石材・土砂を調達しないことを求める署名（発文 138

号）
→２/13 時点の集約状況は別紙のとおり　※受付中　最終期限２/21 まで

④ 関西生コン・加茂生コン事件・団体署名（発文 139 号）
→２/13 時点の集約状況は別紙のとおり　※受付中　第１次２/17・第２次３/17

⑤ ノーモア・ミナマタ第２次訴訟「すべての水俣病被害者を一刻も早く救済することを求める署名」（発文 195 号）
→２/13 署名用紙単組到着。　※受付中　３/21 集約

（３） その他

① 狭山市民集会、狭山事件現地調査について
県本部組織集会と同日開催となる為、対応を検討する。

・ 狭山市民集会
日　程　2025 年５月 23 日（金）
場　所　東京・日比谷公園大音楽堂

・ 狭山事件現地調査　※市民集会から引き続き参加
日　程　2025 年５月 23 日（金）～24 日（土）
場　所　埼玉県狭山市

② 平和フォーラムのとりくみについて

・ 平和フォーラム総会
日　程　2025 年８月３日（日）
動員数　自治労 20 人

・ 護憲大会（自治労が責任団体）
日　程　2025 年 11 月８日（土）～10 日（月）
場　所　神奈川県横浜市内

次回の委員会の日程

2025 年４月８日（火）16 時 30 分～ウェブ開催

市労連関係

市労連　小委員会交渉

日　時　…　2025年1月9日（木）　8時45分・18時15分
場　所　…　市役所1号館13階　行財政局会議室
出席者　…　奥、藤野

市労連は、提案を受けていた「係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大及びこれに伴う昇給制度の見直しについて（案）」について、各単組での討議や職場への意見集約を行い、提案に対する修正意見をまとめ、1月9日の8時45分から山川行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で市労連は、55歳昇給停止制度の実施に伴う経過措置の継続と新規採用者の号給調整の廃止時期を再考するよう申し入れました。その後、事務折衝を重ね、18時15分から2回目の小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、経過措置の継続と新規採用者の号給調整の廃止時期を修正すると回答しました。これに対し市労連は、回答内容について持ち帰り協議することとしました。

（8時45分～）
【市労連】　本日は、昨年10月31日に提案がありました「係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大及びこれに伴う昇給制度の見直しについて（案）」に関して、現場で働く各単組組合員の声を踏まえて、2点について申し入れたい。

1点目は、「係長級職員に対する55歳昇給停止制度の実施に伴う経過措置」についてですが、この経過措置は令和6年7月からの55歳昇給停止制度の導入に際して、苦渋の決断の中で、令和9年度までの取り扱いとして、労使合意のもとで実施しているものです。昇給制度の見直し等の経過措置の廃止ではなく、経過措置を設けた当時の状況や経緯を踏まえ、激変緩和が必要な昇給停止となるものに対する配慮を継続してもらいたい。

2点目は、「給与構造の見直し及び査定昇給制度の導入に伴う号給調整」についてですが、すでに入庁している新規採用者にとっても、見直しの影響が大きいことから、廃止時期について再考することを強く求める。

以上、2点について、労使合意にむけて、また、職員のモチベーション向上のためにも再検討してもらいたい。

【当　局】　ただいま皆さま方より、「係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大及びこれに伴う昇給制度の見直しについて」の申し入れにつきまして、2点の内容の説明をいただきました。私どもといたしましては、現在の提案内容につきましては、十分に検討した上でお示ししているものではありますが、皆さま方からの強いご要望もお受けしたところでございますので、改めて上司にも相談させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（18時15分～）
【当　局】　平素より、皆さま方には、様々な取り組みに対しましてご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

前回の交渉において、皆さま方より申し入れをいただいておりました「係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大及びこれに伴う昇給制度の見直しについて（案）」につきまして、私どもの考え方を改めてまとめてまいりましたので、ただいまよりお示しさせていただきます。

まず、「係長級職員に対する 55 歳昇給停止制度の実施に伴う経過措置の廃止」についてでございますが、令和 7 年度以降の給与改定において必要となる原資を確保した上で、令和 8 年 7 月の実施は見送り、引き続き協議をさせていただきたいと考えております。

また、「給与構造の見直し及び査定昇給制度の導入に伴う号給調整の廃止」にかかる実施時期についてでございますが、当初案の「令和 7 年 7 月査定昇給より」を改め、「令和 8 年 7 月査定昇給より」に修正させていただきます。

我々といたしましても、労使合意にむけて検討した結果でございますので、最終の内容としてご了承いただきたいと考えております。

【市労連】　提案については、持ち帰り協議します。

＊ 交渉終了後、企画調査部会メンバーで、「係長級職員に対する 55 歳昇給停止制度の実施に伴う経過措置の廃止」並びに「給与構造の見直し及び査定昇給制度の導入に伴う号給調整の廃止」についての当局回答を確認し、それぞれ前進した回答が示されたことから了承することとしました。

市労連　対市団体交渉

日　時　…　2025年1月22日（水）　17時30分
場　所　…　市役所1号館13階　行財政局会議室
出席者　…　五百旗頭・坂倉・藤野

市労連は、1月22日に西尾行財政局長ほか当局代表と団体交渉を行いました。この交渉で当局は、令和7年度の地域手当の支給については現状維持とし、令和8年度以降については、今後、他都市の情勢など見極めながら引き続き検討を進めると回答しました。これに対し市労連は、令和7年度の現状維持については評価するが、令和8年度以降についても現状維持で継続するよう申し入れました。

【当局】　本年度の給与改定に係る交渉におきまして、国の地域手当の見直しに対する本市での取扱いに関して他都市の動向も踏まえながらあらゆる状況を総合的に勘案して判断する必要があることから引き続き検討し、改めて協議をさせていただきたいと申し上げておりました。

本日は本市の地域手当の取扱いにつきましてお話をさせていただきたいと思います。

以前にも申し上げておりましたとおり、この間、本市人事委員会の報告のほか他都市の動向等を踏まえ職員の給与水準に影響を与えないよう検討を進めてまいりました。その結果、令和7年度においては現行の12％を維持することといたします。

なお、令和8年度以降の取扱いにつきましては、今後のあらゆる状況等を踏まえながら、引き続き検討する必要があると考えており、その取扱いにつきましては皆さま方と協議させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【市労連】　来年度、地域手当を現行の12％に維持するとの回答については評価します。再来年度以降も現状維持で継続できるよう検討してもらいたい。

市労連　小委員会交渉

日　時　…　2025年2月3日（月）　18時00分
場　所　…　市役所1号館13階　行財政局会議室
出席者　…　奥、藤野

市労連は、2月3日に山川行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、勤勉手当における新たな加算制度と会計年度任用職員の病気休暇の有給化を提案しました。これに対し市労連は、提案内容について持ち帰り協議することとしました。

【当　局】　皆さま方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解.ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、「勤勉手当における新たな加算制度」及び「会計年度任用職員の病気休暇の有給化」について、ご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「勤勉手当における新たな加算制度について（案）」をご覧ください。

まず「1．概要」でございますが、次世代育成支援推進のため、育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算するものでございます。また、年度内退職等についても、代替職員の配置がない所属においては、業務を代替する職員の負担を考慮し、勤勉手当の支給額を加算いたします。

「2．内容」でございますが、対象者は、「産前産後休暇・育児休業を取得している職員がいる」、「年度内に退職した職員がいる」または「その他、各種休業制度の取得等で上記に準じる職員がいる」所属において、代替職員の配置等がなされない場合に、所属長が応援職員として認める者といたします。算定期間は4月～3月の年1回とし、勤勉手当への反映時期については、算定期間の翌年度の6月期といたします。加算金額につきましては、代替職員の配置等がない期間1月につき24,000円を付与し、所属長により、応援職員に1人1月あたり6,000円を上限に1,000円単位で配分いたします。

最後に「3．実施時期」につきましては、令和7年度の算定結果について、令和8年6月期より勤勉手当への反映を実施することといたします。

続きまして、「会計年度任用職員の病気休暇の有給化（案）」をご覧ください。

「1．改正内容」でございますが、会計年度任用職員の病気休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更するものです。なお、付与日数等につきましては変更ございません。

「2．実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

【市労連】　提案については、持ち帰り協議します。

＊ 交渉終了後、企画調査部会メンバーで、「勤勉手当における新たな加算制度」及び「会計年度任用職員の病気休暇の有給化」についての当局回答を確認し、それぞれの内容について協議しました。
「会計年度任用職員の病気休暇の有給化」については、無給から有給へ変更される内容であるため了承することで確認しました。
「勤勉手当における新たな加算制度」については、産前産後休暇、育児休業などの代替職員の配置がない場合に応援した職員に加算される制度であることから、内容については了承することで確認しました。ただし、代替職員の配置方法が職場実態により異なるため、各単組で協議することで確認しました。

【提案資料】

勤勉手当における新たな加算制度について（案）

1．概　　要

次世代育成支援推進のため、育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員（以下、「応援職員」）に対して、勤勉手当の支給額を加算する。

また、年度内退職等についても、代替職員の配置がない所属においては、業務を代替する職員の負担を考慮し、勤勉手当の支給額を加算する。

2．内　　容

対 象 者	以下に該当する所属（以下、「対象所属」）において、代替職員の配置等がない期間について、所属長が応援職員として認める者 ・産前産後休暇・育児休業を取得している職員がいる ・年度内に退職した職員がいる ・その他、各種休業制度の取得等で上記に準じる職員がいる
算定期間	４月～３月の年１回
反映時期	算定期間の翌年度の６月期
加算金額	対象所属に、代替職員の配置等がない期間１月につき 24,000 円を付与。 所属長により、応援職員に１人１月あたり 6,000 円を上限に加算する。 ※配分は 1,000 円単位

3．実施時期

令和７年度より（令和７年度の算定結果について、令和８年６月期の勤勉手当へ反映）

【提案資料】

会計年度任用職員の病気休暇の有給化について（案）

１．改正内容

会計年度任用職員の病気休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更する。

※付与日数等については変更なし

【参考】会計年度任用職員の病気休暇

（１）対象

６月以上の任期が定められている 又は６月以上継続勤務している職員

（２）付与日数

勤務日数等に応じ、最大 10 日付与

２．実施時期

令和７年４月１日

「令和７年度神戸市当初予算の概要」及び「令和７年度組織改正の概要（案）」の説明

日　時　…　2025年2月10日（月）　18時00分
場　所　…　市労連会議室
出席者　…　奥、藤野

市労連は、2月10日に神戸市当局より、「令和７年度神戸市当初予算の概要」及び「令和７年度組織改正の概要（案）」について説明を受けました。

「令和７年度神戸市当初予算の概要」では、ＳＤＧｓ（持続可能性）の視点に基づく「神戸2025ビジョン」の最終年度にあたり、ビジョンに掲げる施策を積極的に展開することにより、市民一人一人が幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めることとしています。また、豊かな自然に近接した都市としての強みを生かし、多様な主体の参画を促進しながら、森林・里山の再生やまちの緑化に取り組むなど、暮らしの質・都市の価値を高めていくこととしています。

令和７年度予算の企業会計の収支状況では、自動車事業会計が約1,500万円の黒字、高速鉄道事業会計が約57億円の赤字となっています。

「令和７年度組織改正の概要（案）」では、①戦略的な国際交流の推進と政策発信力の強化、②危機対策・防犯対策の更なる推進、③多様な主体との連携による持続可能なまちづくりの推進、④児童福祉の向上に向けた支援体制の強化、⑤森林関係施策の推進の５つを重点項目としています。

それぞれの詳細については資料を参照してください。

BE KOBE

令和７年度 当初予算の概要

神 戸 市

（解禁日）
○テレビ・ラジオ・インターネット
2月17日（月）会見開始時
○新聞
2月18日（火）朝刊以降

目　　次

令和７年度予算編成にあたって　・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ．令和７年度予算の概要

1．予算の規模　・・・・・・・・・・・・2

2．一般会計歳入予算の概要　・・・・・・・・・・・・3

3．一般会計歳出予算（性質別）の概要　・・・・・・・・・・・・8

4．特別会計予算の概要　・・・・・・・・・・・・12

5．企業会計予算の概要　・・・・・・・・・・・・13

6．財政健全化の状況　・・・・・・・・・・・・15

7．中期財政収支見通し　・・・・・・・・・・・・16

Ⅱ．令和７年度予算における事務事業の見直し　・・・・・・・・・・・・19

Ⅲ．使用料手数料の改定等　・・・・・・・・・・・・24

Ⅳ．令和７年度予算 主な新規・拡充事業　・・・・・・・・・・・・25

Ⅴ．参考資料

1．会計別予算額　・・・・・・・・・・・・95

2．一般会計歳入内訳（款別）　・・・・・・・・・・・・96

3．一般会計歳出内訳（款別）　・・・・・・・・・・・・97

4．一般会計歳出内訳（性質別）　・・・・・・・・・・・・98

5．会計区分別基金残高　・・・・・・・・・・・・98

※予算額等の各数値は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているものがあるため、合計等と一致しない場合があります。
　また、計数整理の結果、数値の異動が生じる場合があります。
※説明文中の（　）内の金額は、令和６年度当初予算との増減を示します。

令和７年度予算編成にあたって



神戸市長　久元喜造（ひさもと　きぞう）

本年１月に阪神・淡路大震災から 30 年を迎えました。神戸はこれまで市民が力をあわせて助け合うとともに、国内外からたくさんの支援をいただくことで復興を果たし、災害に強いまちづくりを進め、市外の被災地支援にも積極的に取り組んできました。次の世代においても、神戸が他の地域に貢献できる都市であり続けるため、阪神・淡路大震災の経験、知見、教訓を継承してまいります。

また、４月には神戸空港で国際チャーター便の運用が開始されます。2030 年前後の国際定期便の就航も見据え、国際化という新たなポテンシャルを最大限活用し、市内経済のさらなる活性化を図るなど、国際都市としての価値を高め、神戸を「さらなる高み」へ押し上げてまいります。

全国的な少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速し、本市においても人口減少の傾向が顕著になっています。そのため、人口増加時代とは異なる新たな価値観、斬新な発想や、本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案（ＥＢＰＭ）により、オールドタウン化の進行や都市のスポンジ化に対応するなど、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

令和７年度は、ＳＤＧｓ（持続可能性）の視点に基づく「神戸 2025 ビジョン」の最終年度にあたります。ビジョンに掲げる施策を積極的に展開することにより、市民一人一人が幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めます。また、豊かな自然に近接した都市としての強みを生かし、多様な主体の参画を促進しながら、森林・里山の再生やまちの緑化に取り組むなど、暮らしの質・都市の価値を高めていきます。さらに、果敢な成長戦略による投資の好循環の創出などにより、将来世代が過度な負担を背負い込むことがないよう、未来を見据えた循環型社会を創造し、持続可能な大都市経営を行うことで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしていきます。以上の考えのもと、「６つの柱」に沿って、常に時代をリードする施策を積極的に展開します。

≪６つの柱≫

１　市民のくらしと安全を守る
２　人間らしい温かい街を創る
３　持続可能な神戸を創る
４　活気と魅力あふれる神戸を創る
５　新しい国際都市　神戸を創る
６　DX の活用による参画を進める

Ⅰ．令和７年度予算の概要

１．予算の規模

（単位：百万円，％）

会計別	令和７年度	令和６年度	増△減	伸率
一般会計	1,005,913	905,694	100,219	11.1
特別会計	711,905	671,100	40,805	6.1
企業会計	315,247	350,195	△34,948	△10.0
合計	2,033,064	1,926,989	106,075	5.5

（１）一般会計

○ＳＤＧｓの視点に基づき「神戸2025ビジョン」に掲げる施策を積極的に展開することで、暮らしの質・都市の価値を高めるとともに、果敢な成長戦略による投資の好循環を創出し、将来世代が過度な負担を背負い込むことがない「持続可能な大都市経営」を実現するための予算を編成した。

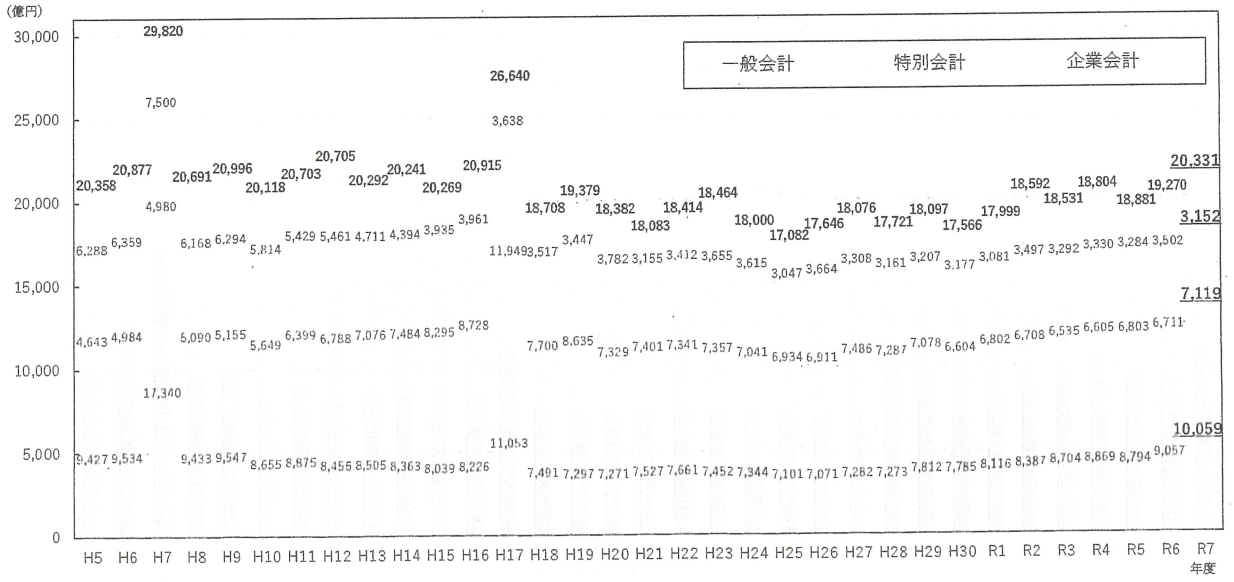
（２）特別会計

○神戸空港第２ターミナル等の整備完了に伴い空港整備事業費が減少した一方で、超高齢社会の進展に伴い介護保険事業費及び後期高齢者医療事業費が増加した。

（３）企業会計

○土地処分や企業債償還の見通しが立ったことから新都市整備事業会計を廃止した一方で、西神戸ゴルフ場跡地に新たな産業団地を整備するため、産業団地整備事業会計を新設した。

（参考）会計別当初予算額の推移



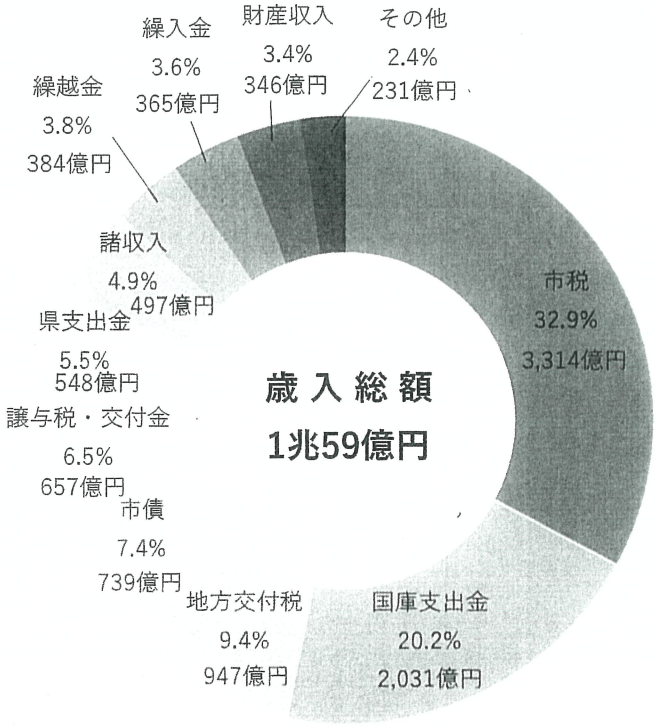
※平成17年度予算額は、一般会計・特別会計それぞれ、阪神・淡路大震災復興基金への出捐・貸付金にかかる市債償還額（約3,000億円）を含む数値

2．一般会計歳入予算の概要

（単位：百万円，％）

	令和７年度		令和６年度		増△減	
		構成比		構成比		伸率
市税	331,392	32.9	313,296	34.6	18,096	5.8
譲与税・交付金	65,663	6.5	68,005	7.5	△2,342	△3.4
地方交付税	94,713	9.4	91,541	10.1	3,172	3.5
分担金及負担金	894	0.1	905	0.1	△11	△1.2
使用料及手数料	13,710	1.4	13,521	1.5	189	1.4
国庫支出金	203,065	20.2	186,407	20.6	16,658	8.9
県支出金	54,832	5.5	52,369	5.8	2,463	4.7
財産収入	34,561	3.4	17,688	2.0	16,873	95.4
寄附金	8,603	0.9	7,925	0.9	678	8.6
繰入金	36,467	3.6	29,212	3.2	7,255	24.8
繰越金	38,400	3.8	0	0.0	38,400	-
諸収入	49,714	4.9	50,202	5.5	△488	△1.0
市債	73,898	7.4	74,621	8.2	△723	△1.0
合計	1,005,913	100.0	905,694	100.0	100,219	11.1

（参考）款別歳入予算の構成比



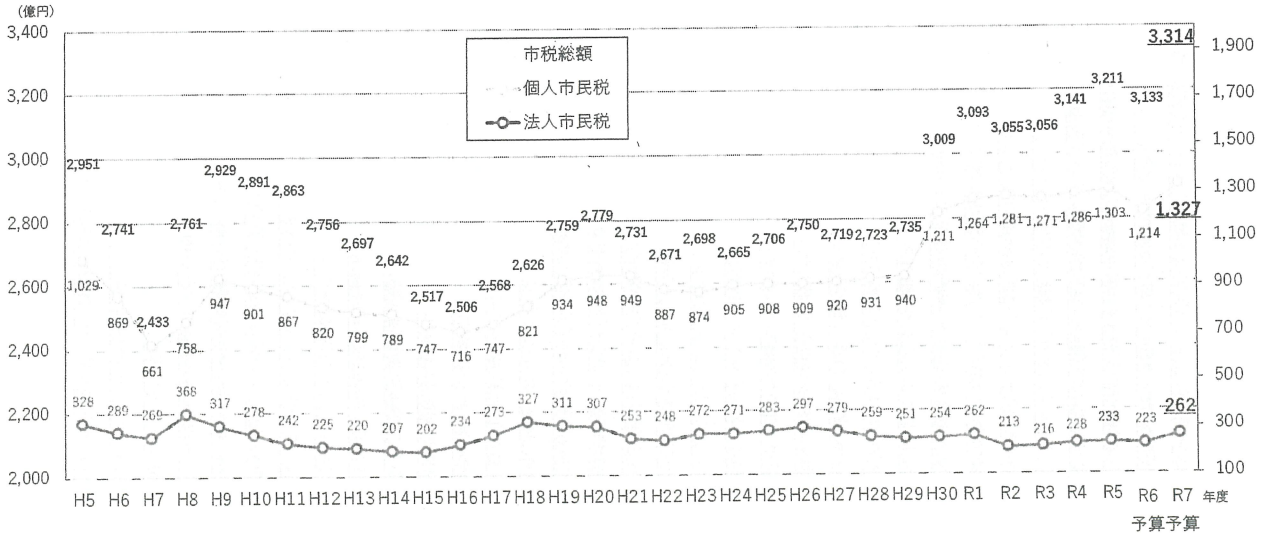
（1）市税

○定額減税の終了等により個人市民税が1,327億円（＋113億円）、企業業績の向上等により法人市民税が262億円（＋40億円）、家屋の新増築等により固定資産税が1,252億円（＋22億円）と、それぞれ増加したことなどにより、市税収入総額は、3,314億円（＋181億円）となった。

（単位：百万円，％）

	令和７年度	令和６年度	増△減	
				伸率
市民税	158,909	143,651	15,258	10.6
個人市民税	132,673	121,382	11,291	9.3
法人市民税	26,236	22,269	3,967	17.8
固定資産税	125,239	123,089	2,150	1.7
軽自動車税	2,109	2,052	57	2.8
市たばこ税	9,866	9,918	△52	△0.5
特別土地保有税	0	0	－	－
入湯税	310	294	16	5.4
事業所税	10,117	9,889	228	2.3
都市計画税	24,842	24,402	440	1.8
合計	331,392	313,296	18,096	5.8

（参考）市税収入の推移



77

（２）譲与税・交付金

○消費の堅調な推移により地方消費税交付金（＋31億円）が増加した一方で、定額減税の終了に伴い地方特例交付金（△83億円）が減少したことなどにより、譲与税・交付金の合計は、657億円（△23億円）と減少した。

（単位：百万円，％）

	令和７年度	令和６年度	増△減	伸率
地方譲与税	4,833	4,749	84	1.8
利子割交付金	193	133	61	45.1
配当割交付金	2,819	2,403	416	17.3
株式等譲渡所得割交付金	4,423	2,570	1,853	72.1
分離課税所得割交付金	322	322	-	-
法人事業税交付金	4,565	4,237	328	7.7
地方消費税交付金	38,807	35,734	3,073	8.6
ゴルフ場利用税交付金	339	356	△17	△4.8
特別地方消費税交付金	0	0	-	-
環境性能割交付金	1,069	956	113	11.8
軽油引取税交付金	6,383	6,355	28	0.4
地方特例交付金	1,568	9,822	△8,254	△84.0
交通安全対策特別交付金	342	369	△27	△7.3
合計	65,663	68,005	△2,342	△3.4

（３）地方交付税等

○令和７年度の地方財政対策では、一般財源総額について前年度を上回る額が確保され、地方税の増加等により、臨時財政対策債は制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなった。また、市税収入等の増加が見込まれることから、実質的な地方交付税は947億円（△68億円）となった。

（単位：百万円，％）

	令和７年度	令和６年度	増△減	伸率
実質的な地方交付税　合計	94,713	101,493	△6,780	△6.7
普通交付税	92,413	89,241	3,172	3.6
特別交付税	2,300	2,300	-	-
臨時財政対策債	-	9,952	△9,952	皆減

（4）市債

○市役所１号館－中央区役所の連絡棟の工事完了等により減少した一方で、駅周辺のリノベーションや王子公園再整備の事業進捗等により、建設地方債（+92億円）が増加した。

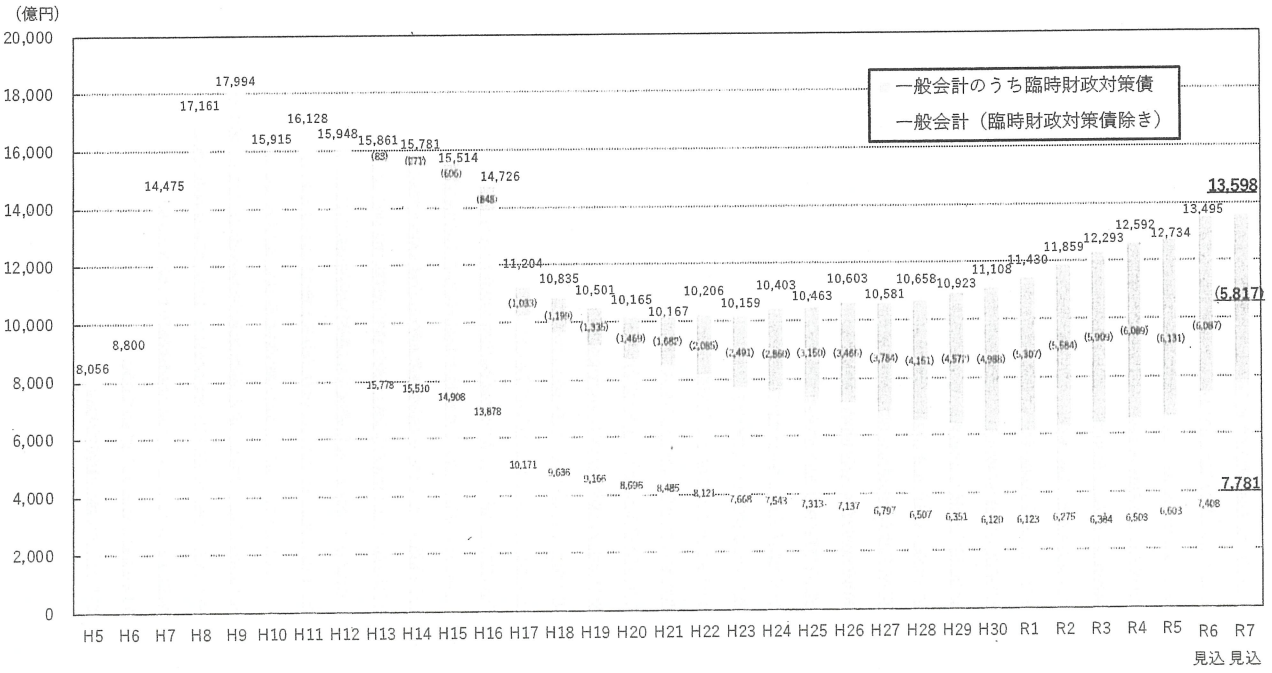
○国税収入が増加したことに伴い、地方交付税の振替である臨時財政対策債（△100億円）の新規発行額はゼロとなった。

○この結果、市債の合計は、739億円（△７億円）となった。

（単位：百万円，％）

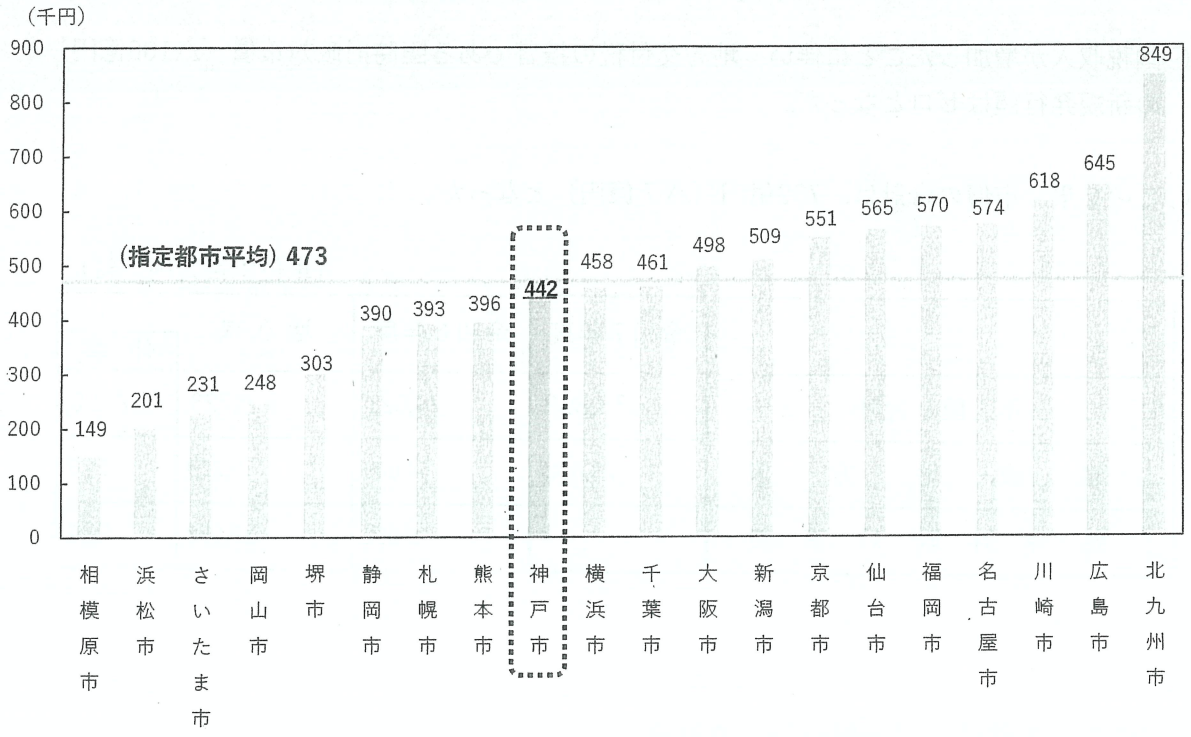
	令和７年度	令和６年度	増△減	伸率
市債合計	73,898	74,621	△723	△1.0
建設地方債	73,898	64,669	9,229	14.3
臨時財政対策債	-	9,952	△9,952	皆減

（参考１）市債残高（一般会計）の推移



※令和６・７年度末見込は、令和６年度における補正予算（２月補正予算案まで）及び令和７年度当初予算案を反映した見込額

（参考２）市民１人あたり市債残高比較（令和５年度決算）



※臨時財政対策債を除いた市債残高

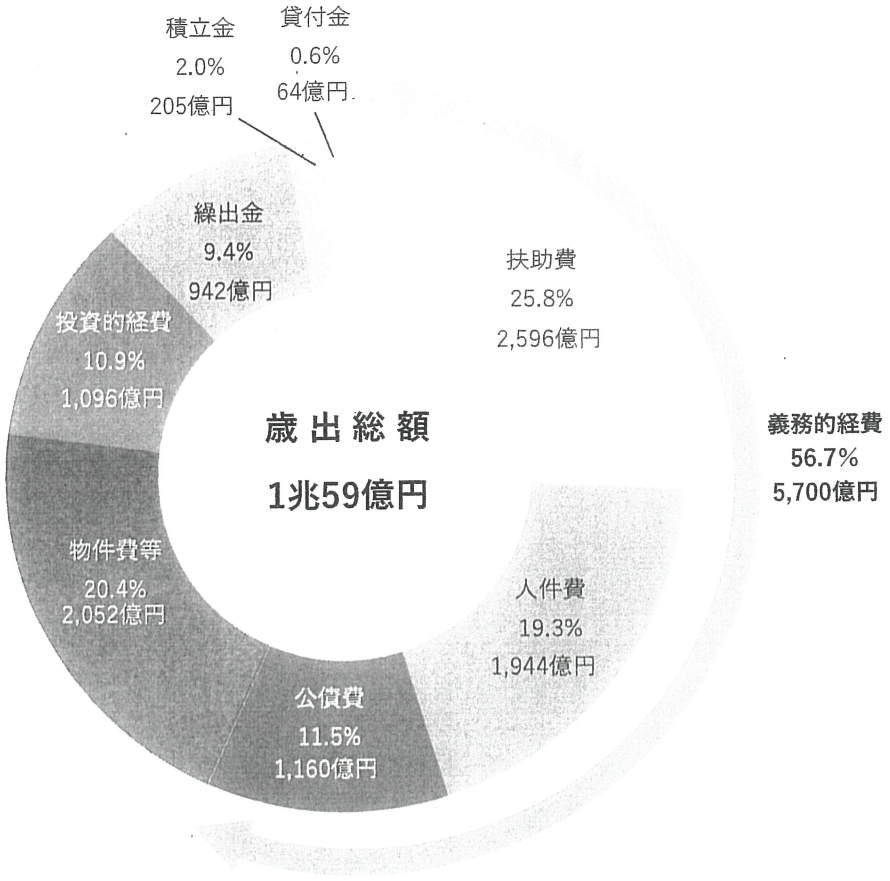
3．一般会計歳出予算（性質別）の概要

（1）性質別予算の対前年度比較

（単位：百万円，％）

	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	増△減	伸率
義務的経費	569,950	56.7	535,002	59.1	34,948	6.5
人件費	194,368	19.3	193,933	21.4	435	0.2
扶助費	259,585	25.8	244,177	27.0	15,408	6.3
公債費	115,997	11.5	96,892	10.7	19,105	19.7
投資的経費	109,642	10.9	95,182	10.5	14,460	15.2
補助事業	47,159	4.7	41,149	4.5	6,010	14.6
単独事業	62,483	6.2	54,033	6.0	8,450	15.6
繰出金	94,162	9.4	90,082	9.9	4,081	4.5
貸付金	6,420	0.6	7,075	0.8	△656	△9.3
積立金	20,495	2.0	13,709	1.5	6,785	49.5
物件費等	205,243	20.4	164,643	18.2	40,600	24.7
合計	1,005,913	100.0	905,694	100.0	100,219	11.1

（2）性質別歳出予算の構成比



（３）性質別予算の特徴

○定年延長に伴い退職手当が減少した一方で、給与改定により、人件費（＋４億円）が増加した。

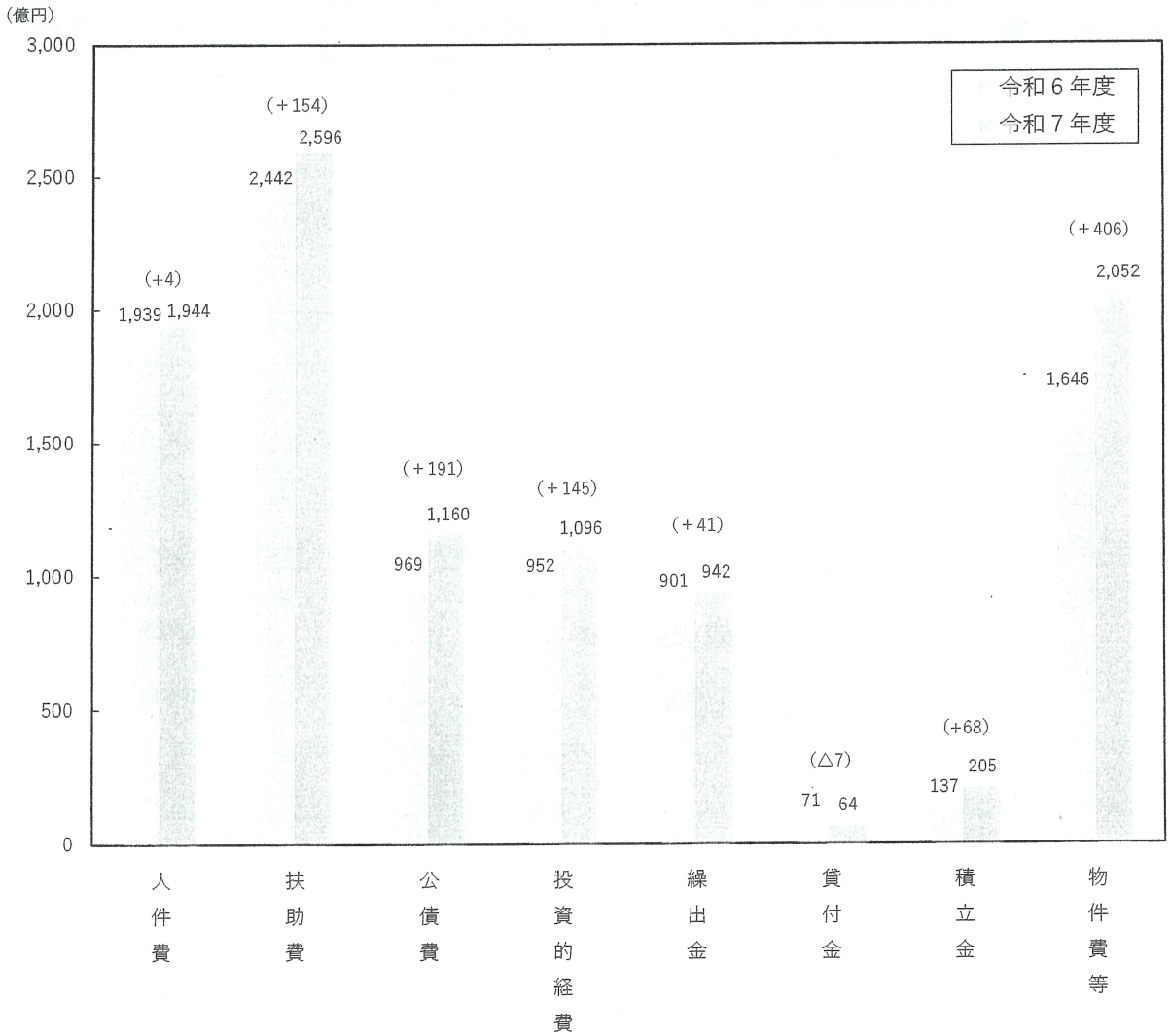
○第３子の増額等の制度改正の通年化に伴う児童手当の増や、利用者数の増による障害者自立支援給付の増等により、扶助費（＋154億円）が増加した。

○元利償還金の増により、公債費（＋191億円）が増加した。

○市役所１号館－中央区役所の連絡棟の工事完了等により減少した一方で、駅周辺のリノベーションや王子公園再整備の事業進捗等により、投資的経費（＋145億円）が増加した。

○世界パラ陸上競技選手権大会の開催に伴う経費が減少した一方で、産業団地整備事業会計の新設に伴う出資金の増により、物件費等（＋406億円）が増加した。

（参考１）性質別歳出予算の対前年度比較

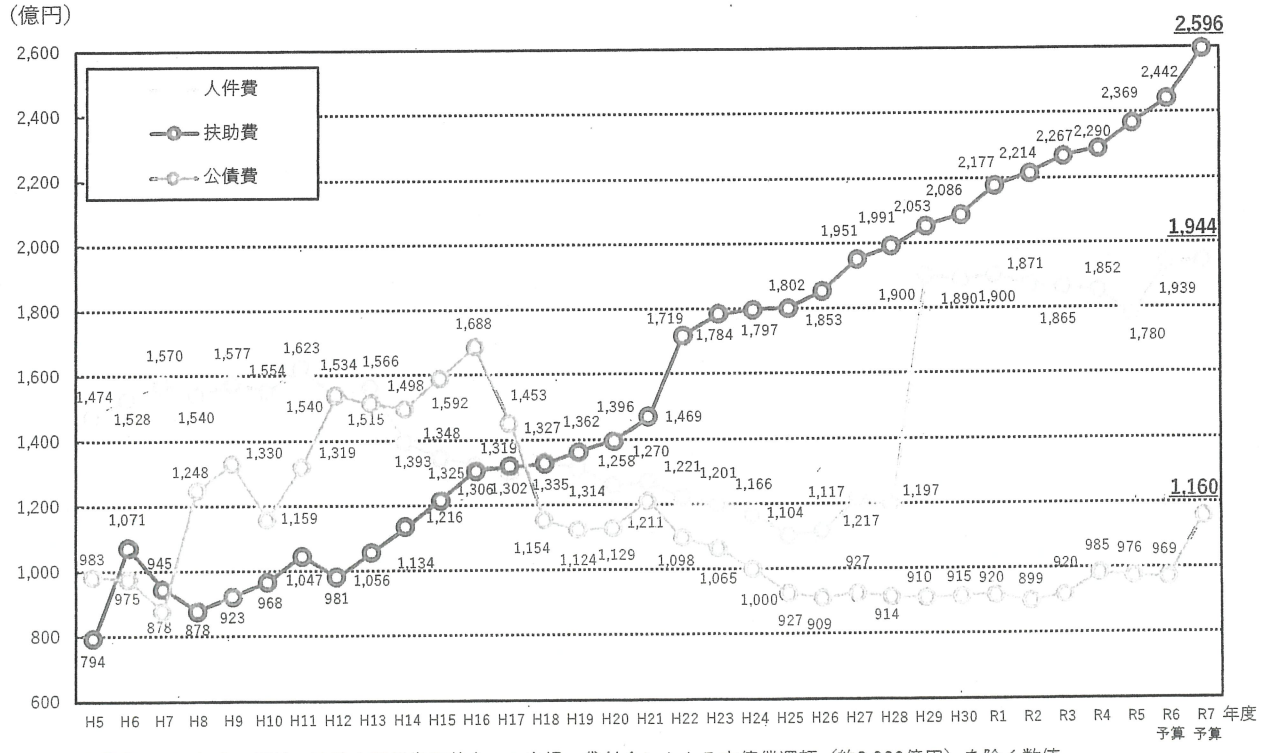


（参考２）扶助費の増減（主な事業）

（単位：億円）

生活保護 752→748（△4）	・生活扶助	221 →	216（	△5）	衣食、その他日常生活に要する経費
	・住宅扶助	128 →	125（	△3）	借家の家賃等、居住に要する経費
	・医療扶助	370 →	373（	+3）	診察、投薬、手術、入院等に要する経費
児童福祉 881→974（+92）	・教育・保育給付等	497 →	515（	+18）	民間保育所等の運営に要する経費
	・児童養護施設等措置	51 →	57（	+6）	児童養護施設等の運営に要する経費
	・児童手当費	221 →	279（	+58）	児童手当の支給に要する経費
	・児童扶養手当費	55 →	56（	+1）	児童扶養手当の支給に要する経費
	・こども医療費	53 →	61（	+8）	乳幼児等に係る医療に要する経費
障害者福祉 725→779（+54）	・自立支援給付	520 →	559（	+39）	居宅介護、重度訪問介護、生活介護等に要する経費
	・障害児通所入所・措置	129 →	142（	+13）	放課後等デイサービス等に要する経費
	・地域生活支援事業	26 →	29（	+3）	地域の実情に応じたガイドヘルパー派遣等に要する経費
老人福祉 20→19（△1）	・養護老人ホーム施設措置	20 →	19（	△1）	養護老人ホーム等の入所に要する経費
衛生・教育等 63→76（+12）	・難病医療費助成	40 →	44（	+4）	指定難病に係る医療に要する経費
	・就学援助	15 →	16（	+1）	小・中学校の給食・学用品等に要する経費

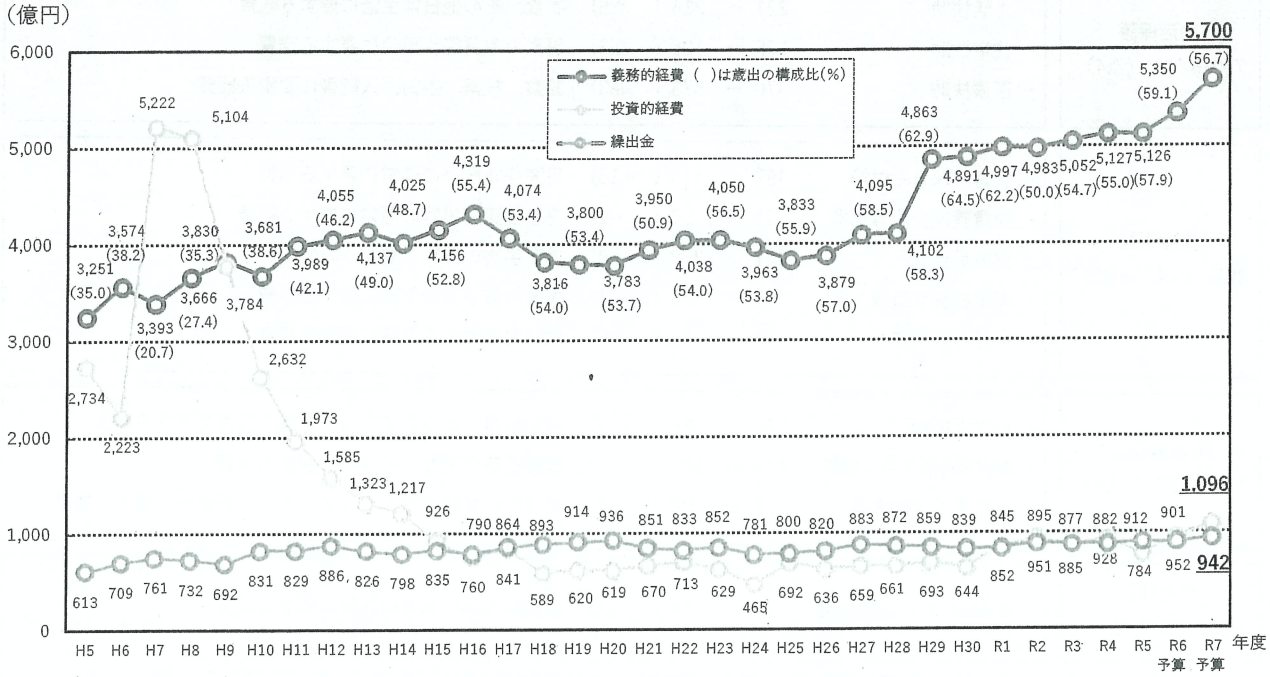
（参考３）人件費・扶助費・公債費の推移



※公債費のH17年度は阪神・淡路大震災復興基金への出捐・貸付金にかかる市債償還額（約3,000億円）を除く数値

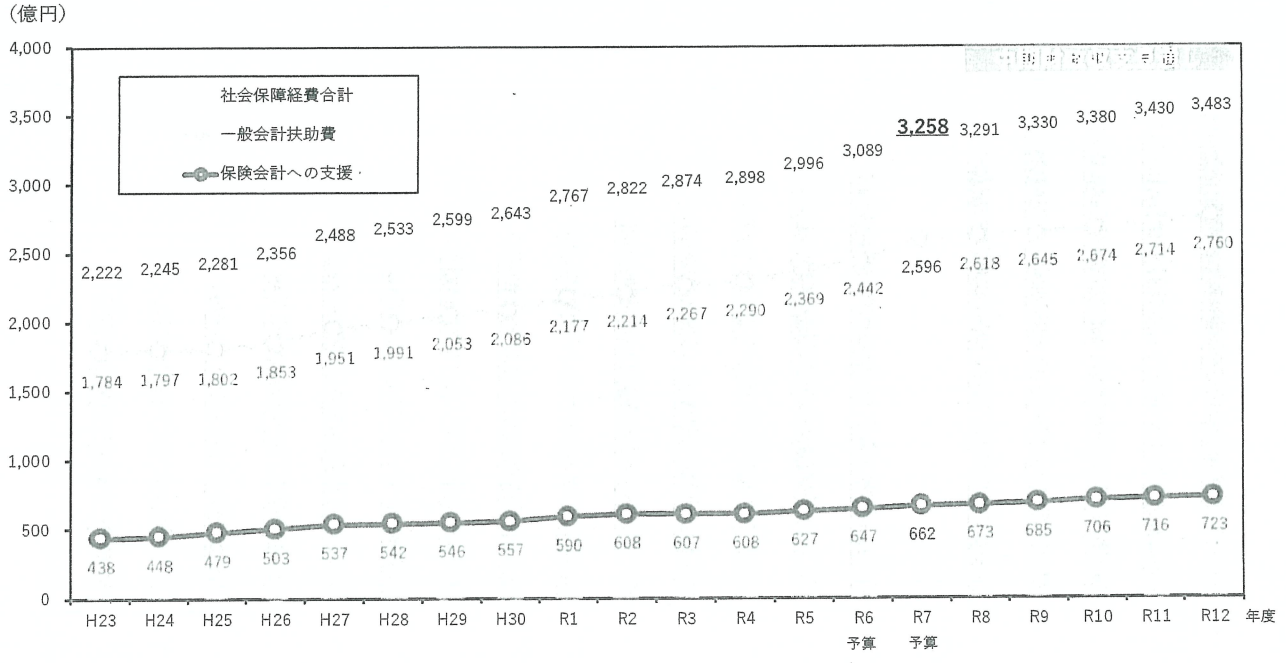
※人件費はH27年度より臨時的任用職員及び嘱託職員を、R2年度より会計年度任用職員を含む
また、H29年度より県費負担教職員制度の権限移譲に伴い大幅に増加

（参考４）性質別歳出・義務的経費の推移



※義務的経費はH29年度より県費負担教職員制度の権限移譲に伴う人件費の増により大幅に増加

（参考５）社会保障経費（扶助費及び保険会計への支援）の推移



4．特別会計予算の概要

○神戸空港第２ターミナル等の整備完了により空港整備事業費（△146億円）が減少した一方で、要介護認定者数の増加により介護保険事業費（＋47億円）が、一般会計にかかる元金償還等の増加により公債費（＋465億円）がそれぞれ増加した。

○この結果、特別会計11会計の合計では、7,119億円（＋408億円）と増加した。

（単位：百万円，％）

会　計	事業費				一般会計繰入金			
	７年度	６年度	増△減	伸率	７年度	６年度	増△減	伸率
市場事業費	3,924	2,822	1,102	39.1	516	393	123	31.2
食肉センター事業費	990	962	28	2.9	451	422	29	7.0
国民健康保険事業費	146,378	147,736	△1,358	△0.9	16,276	15,827	449	2.8
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	307	308	△1	△0.3	4	4	-	-
駐車場事業費	1,109	990	119	11.9	-	-	-	-
市街地再開発事業費	3,919	4,014	△95	△2.4	1,407	1,315	92	7.0
市営住宅事業費	30,181	26,410	3,771	14.3	713	658	55	8.4
介護保険事業費	156,208	151,532	4,676	3.1	24,842	23,781	1,061	4.5
後期高齢者医療事業費	50,430	49,726	704	1.4	25,106	25,049	57	0.2
空港整備事業費	3,329	17,923	△14,594	△81.4	930	1,276	△346	△27.1
公債費	315,129	268,677	46,452	17.3	115,997	96,892	19,105	19.7
特別会計　合計	711,905	671,100	40,805	6.1	186,241	165,616	20,625	12.5
保険３会計	353,016	348,994	4,022	1.2	66,223	64,657	1,566	2.4

5．企業会計予算の概要

（1）企業会計の予算規模

○土地処分や企業債償還の見通しが立ったことから新都市整備事業会計を廃止（△515億円）した一方で、西神戸ゴルフ場跡地に新たな産業団地を整備するため、産業団地整備事業会計を新設（＋63億円）した。

○水道施設の整備等により水道事業会計（＋66億円）が増加した一方で、空港整備事業費への貸付金の減により港湾事業会計（△60億円）が減少した。

○この結果、企業会計の合計では、3,152億円（△349億円）と減少した。

（単位：百万円，％）

会　計	事業費				一般会計繰入金			
	7年度	6年度	増△減	伸率	7年度	6年度	増△減	伸率
下水道事業会計	73,324	66,251	7,073	10.7	5,179	5,286	△107	△2.0
新都市整備事業会計	-	51,461	△51,461	皆減	-	-	-	-
産業団地整備事業会計	6,300	-	6,300	皆増	-	-	-	-
港湾事業会計	86,254	92,289	△6,035	△6.5	9,897	6,515	3,382	51.9
自動車事業会計	15,142	14,138	1,004	7.1	1,089	1,099	△10	△0.9
高速鉄道事業会計	65,610	64,237	1,373	2.1	7,580	7,970	△390	△4.9
水道事業会計	65,667	59,050	6,617	11.2	172	486	△314	△64.7
工業用水道事業会計	2,950	2,768	182	6.6	1	1	0	15.8
合　計	315,247	350,195	△34,948	△10.0	23,918	21,357	2,561	12.0

（２）企業会計収支の状況

○水道事業会計において料金改定の通年化により水道料金収入が、自動車事業会計において乗車人数の回復や料金改定の通年化により乗車料金収入が、それぞれ増加したこと等から、４会計で増収となった。

○水道事業会計において水質試験所の修繕等により事業費が、高速鉄道事業会計において変電所施設等の更新・除却の進捗により事業費が、それぞれ増加したこと等から、５会計で収益的支出が増加した。

○この結果、企業会計全体の単年度収支（税抜）は、32億円の赤字だが、昨年度の単年度収支からは16億円の改善となった。

（単位：百万円）

会　　計	収益的収入	収益的支出	収　　支
下水道事業会計	(34,008) 33,889	(35,215) 34,723	(△ 1,207) △ 834
新都市整備事業会計	(13,772) -	(13,314) -	(458) -
産業団地整備事業会計	- 14	- 43	- △ 29
港湾事業会計	(27,897) 28,645	(27,875) 28,573	(22) 72
自動車事業会計	(10,538) 11,175	(11,023) 11,160	(△ 485) 15
高速鉄道事業会計	(23,923) 25,048	(29,849) 30,667	(△ 5,926) △ 5,619
水道事業会計	(35,863) 38,766	(33,515) 35,480	(2,348) 3,286
工業用水道事業会計	(1,621) 1,582	(1,673) 1,678	(△ 52) △ 96
合　　計	(147,622) 139,119	(152,464) 142,324	(△ 4,842) △ 3,205

※（　　）上段は、令和６年度当初予算、下段は令和７年度当初予算案でいずれも税抜

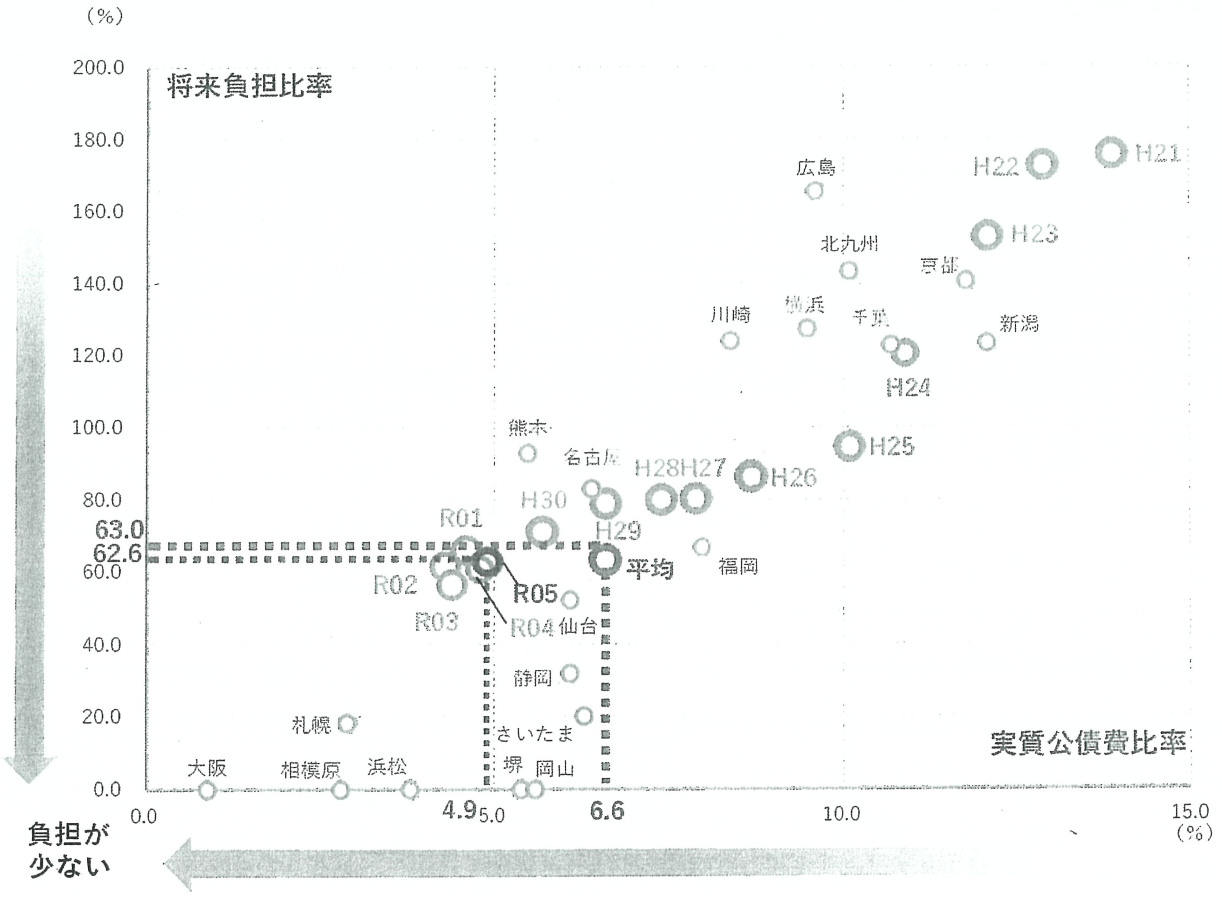
6．財政健全化の状況

（1）財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況（令和５年度決算）

財政指標	令和５年度	令和４年度	増△減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.25%	20%
連結実質赤字比率	-	-	-	16.25%	30%
実質公債費比率	4.9%	4.8%	+0.1	25%	35%
将来負担比率	62.6%	60.9%	+1.7	400%	

・実質赤字比率　　：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
・連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
・実質公債費比率　：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
・将来負担比率　　：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

（2）実質公債費比率・将来負担比率の他都市比較（令和５年度決算）



88

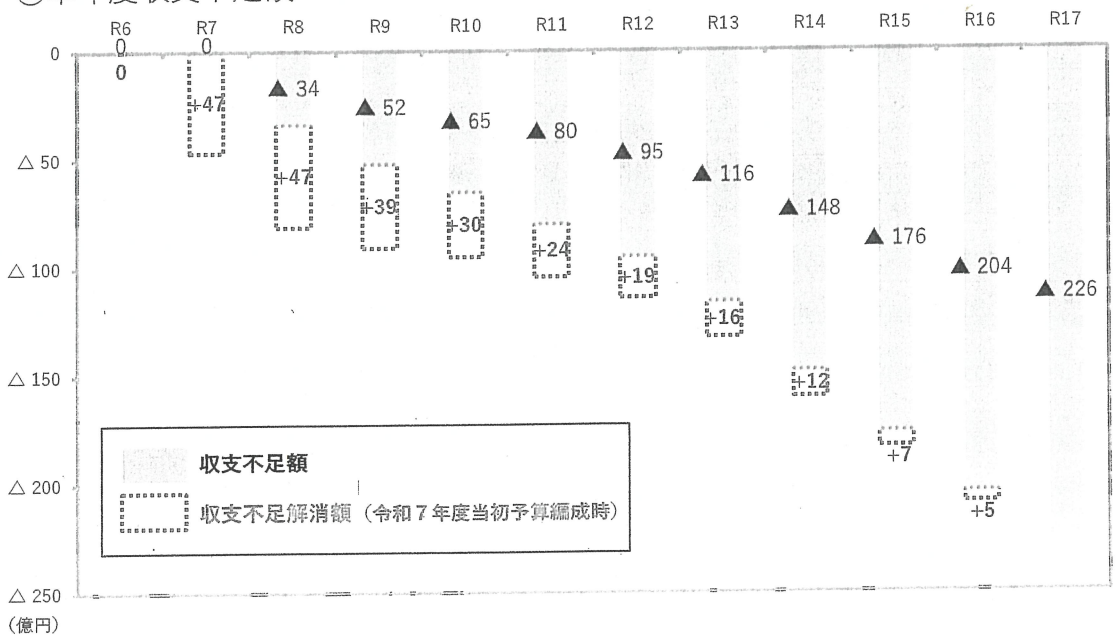
7．中期財政収支見通し

○国の示す名目経済成長率や本市の将来人口推計、社会保障関係経費の伸びなど、現時点で想定する一定の条件を前提に試算した結果、何ら対策を講じなければ、令和８年度には収支不足額が34億円となる見通しである。

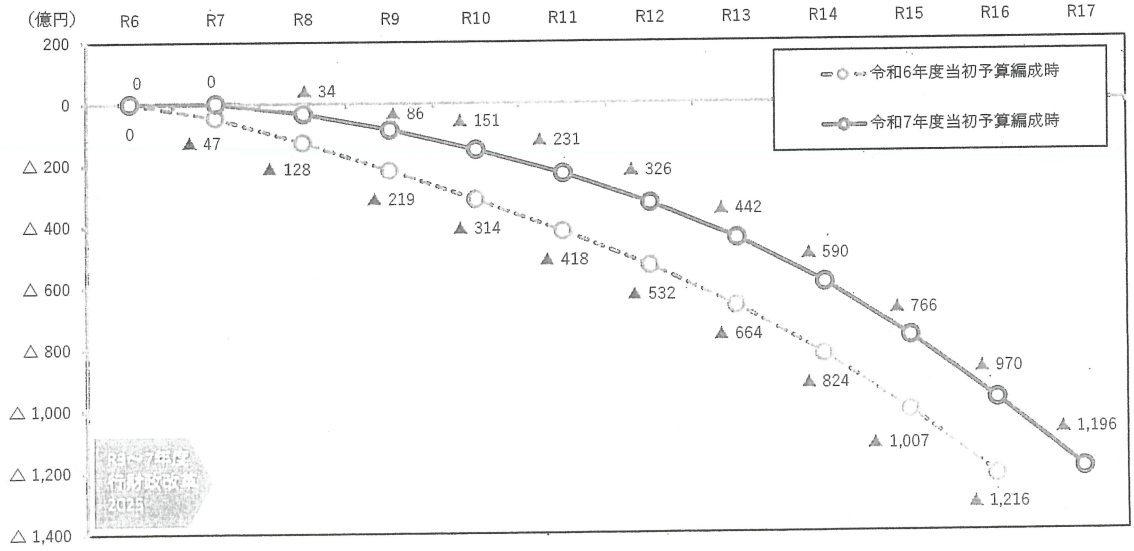
※令和６年度当初予算で公表した中期財政収支見通しでは、令和８年度の収支不足累計額は81億円であったが、令和７年度当初予算編成において事務事業の見直し等により収支不足を圧縮

（１）令和７年度予算編成による収支不足解消額と今後の収支不足額の推移

①単年度収支不足額



②収支不足累計額



○今後見込まれる収支不足額については、毎年の予算編成における事務事業の見直しや、国費やふるさと納税など更なる財源確保に努め、収支不足額の解消に取り組む。

（２）中期財政収支見通しの試算方法

＜　　歳　　入　　＞	
市　　税	・個人市民税は経済成長率、将来人口推計に連動 ・法人市民税は経済成長率に連動 ・固定資産税、都市計画税は経済成長率に連動、評価替（９、12、15年度）を反映 ・市たばこ税は直近の売り渡し本数の増減率を反映 ・軽自動車税は直近の調定額の増減率を反映 ※各税目について、現時点で見込まれる税制改正の影響を反映
譲与税・交付金	・地方消費税交付金は経済成長率に連動 ・その他は令和７年度当初予算で据置
地方交付税	・標準財政規模※が経済成長率に連動する前提で、基準財政需要額、基準財政収入額を積み上げ ※標準財政規模…標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模
国県支出金	・歳出（扶助費等）に連動
市　　債	・投資的経費に係る市債は歳出に連動
そ　の　他	・人件費、扶助費等に係る財源は歳出に連動、その他は令和７年度当初予算で据置
＜　　歳　　出　　＞	
人　件　費	・賃金上昇率に連動 ・退職手当は定年延長に伴う影響を平準化
扶　助　費	・生活保護費は将来人口推計に連動 ・障害者自立支援給付費は事業費の増減率を反映 ・保育給付は利用者見込に連動　等
公　債　費	・市債発行額に応じて積み上げ
繰　出　金	・保険会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）は個別に積み上げ ・その他は令和７年度当初予算で据置
投資的経費・物件費等	・都心・三宮の再整備、大阪湾岸道路西伸部、給食センター整備、PIスポーツセンターの再整備、王子公園の再整備及び西市民病院の再整備は個別に積み上げ ・その他は令和７年度当初予算で据置

※経済成長率　：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和７年１月17日 経済財政諮問会議提出）における名目経済成長率（過去投影ケース）

※将来人口推計：令和７年２月公表　神戸人口ビジョンによる推計人口

※賃金上昇率　：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和７年１月17日 経済財政諮問会議提出）における賃金上昇率（過去投影ケース）

（参考）歳入・歳出の見通し（令和７年度～令和17年度）

（単位：億円）

項　目		R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
歳入	市　税	3,314	3,333	3,338	3,345	3,351	3,343	3,345	3,348	3,337	3,334	3,328
	譲与税・交付金	657	658	659	661	662	663	665	666	667	668	669
	地方交付税	947	967	963	967	972	987	994	1,001	1,016	1,028	1,039
	国県支出金	2,579	2,577	2,613	2,618	2,656	2,654	2,684	2,727	2,778	2,865	2,917
	市　債	739	962	975	897	873	835	716	653	654	680	668
	その他	1,823	1,198	1,220	1229	1221	1228	1167	1220	1194	1253	1223
A		10,059	9,695	9,768	9,717	9,735	9,710	9,571	9,615	9,646	9,828	9,844
歳出	人件費	1,944	2,033	2,000	2,005	2,009	2,013	2,017	2,021	2,025	2,029	2,033
	扶助費	2,596	2,618	2,645	2,674	2,714	2,760	2,812	2,871	2,939	3,015	3,100
	公債費	1,160	887	937	951	955	998	951	1,008	981	1,058	1,030
	投資的経費	1,096	1,351	1,377	1,259	1,231	1,157	1,023	953	957	1,009	984
	貸付金	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
	繰出金	942	956	966	988	998	1,004	1,011	1,035	1,045	1,040	1,042
	物件費等	2,257	1,820	1,831	1,841	1,844	1,809	1,809	1,811	1,811	1,817	1,817
B		10,059	9,729	9,820	9,782	9,815	9,805	9,687	9,763	9,822	10,032	10,070
収支不足額　A－B		-	△34	△52	△65	△80	△95	△116	△148	△176	△204	△226

令和６年度当初予算編成時収支不足額	△47	△81	△91	△95	△104	△114	△132	△160	△183	△209	
収支不足解消額	47	47	39	30	24	19	16	12	7	5	

91

Ⅱ．令和７年度予算における事務事業の見直し

（１）趣旨

○限られた財源・人員の中で、エネルギー価格・物価高騰への対応などの政策課題に対応した新規・拡充施策を積極的に展開するため、令和７年度予算編成方針に基づき、予算編成とあわせて事務事業の見直しを実施。

（２）見直しの状況

【項目数】

33項目（事業費削減が令和８年度以降となるものを含む）

【削減効果額】

約12億円（物件費：約４億円、人件費：約８億円）

【分類】

以下の５分類（各項目の詳細については次頁以降を参照）

分類		項目数	項目
①	補助金の見直し	4	文化芸術創造支援助成事業　等
②	施設運営の見直し	5	道路・公園の維持管理　等
③	人員体制の見直し	7	税務業務改革　等
④	事務費等の見直し	14	障害福祉サービス等の支払業務　等
⑤	歳入の見直し	3	企業版ふるさと納税　等

（3）令和７年度　事務事業の見直し一覧（事前公表分）

No.	所管局	事業名	方向性	分類	概要	見直し案	効果額 事業費（千円）	効果額 一般財源（千円）
1	市長室 地域協働局	神戸市お問い合わせセンター（本庁・区役所）の運営	統合	④	総合コールセンターと代表電話の機能を一元化したお問い合わせセンターの運営	コールセンター等の機能拡充、問い合わせ内容・市民ニーズの分析による市民サービスの向上	△41,306	△41,306
2	市長室	専用コールセンターの見直し	整理・効率化	④	各局室で設置している専用コールセンターの運営	問い合わせ数や同種窓口の有無等の観点から各専用コールセンターを統合・廃止	△18,161	△12,661
3	企画調整局	企業版ふるさと納税	整理・効率化	⑤	民間企業の市政への参画推進による企業版ふるさと納税の受入れ	金融機関や民間事業者などのネットワークを活用した企業への働きかけの強化による寄付受入額の確保	-	-
4	企画調整局	企業版ふるさと納税（人材派遣型）	整理・効率化	⑤	民間企業からの人材確保と人件費相当額を企業版ふるさと納税として受入れ	制度の積極的活用による専門的知識・ノウハウを有する人材の確保及び人件費の効率化	-	-
5	企画調整局 行財政局	働き方改革（業務改革）	整理・効率化	③	働き方改革ロードマップ2.0に基づいた徹底した業務改革の遂行	行政手続きスマート化とBPRによる効率化 ・DXの推進	△416,181	△416,181
6	行財政局	税務業務改革	整理・効率化	③	ICT活用等による市民サービスの向上と適正課税の推進	行政手続きの電子化等DXの推進による業務効率化・体制のスリム化	△418,901	△418,901
7	文化スポーツ局	まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成	統合	①	文化芸術の力を活かした多様なまちの再生・活性化を図るため、当該目的に寄与する文化芸術創造を主体的に実施している団体の事業への補助	「つなぐKOBEアート募金助成」への組み入れによる本制度の廃止	△4,224	△4,224
8	福祉局	障害福祉サービス費等の支払業務	整理・効率化	④	各事業所に対する障害福祉サービス費等の受付・審査・支払等業務	各事業所からの請求書を電子受付に変更することにより事務手続きを効率化	△12,200	△12,200
9	環境局	KOBEエコアクション応援アプリ	廃止	④	アプリを活用したエコ活動の促進	費用対効果の観点から見直しを行い、令和７年９月末をもってアプリを終了	△1,082	△1,426
10	環境局	中小事業者の省エネ対策推進	廃止	④	カーボンニュートラル経営支援	費用対効果の観点から見直しを行い、令和６年度末をもって終了	△500	△500

No.	所管局	事業名	方向性	分類	概要	見直し案	効果額 事業費 (千円)	効果額 一般財源 (千円)
11	環境局	犬猫等死体処理事業	整理・効率化	③	ペットや野生動物の死体処理事業	委託化により、事務コストを削減	△7,049	△7,049
12	環境局	クリーンセンター等計量委託	整理・効率化	③	クリーンセンターにおける計量業務	委託化により、事務コストを削減	△19,000	△19,000
13	経済観光局	神戸市中小企業DX推進事業	整理・効率化	①	デジタル技術を活用した事業転換支援	事業の進捗に合わせて、支援内容の再構築	△7,750	△8,000
14	建設局	道路・公園の維持管理	整理・効率化	②	道路や公園等における維持管理を効率化・高度化するための取組み	新技術の活用や地域・企業等との連携による新たな管理体系の構築に向けた検討	-	-
15	都市局	密集市街地再生事業 ①建物除却事業 ②まちなか防災空地事業 ③防災まちづくり寄付受け事業	統合	①	密集市街地の老朽建築物について、地震等による火災の延焼危険性の低減を図るため、3つの補助事業を実施	密集市街地における老朽木造建築物の各種解体補助を統合し、空地整備補助は「神戸市空き地活用応援制度」に統合	-	-
16	教育委員会事務局	学校施設管理員	整理・効率化	③	各学校園における校地・校舎の環境整備、安全管理、パトロール、教育委員会等との連絡業務	一部の小・中学校の学校管理業務において人材派遣の活用等により体制を効率化	△105,014	△105,014
17	各局	基金の整理	整理・効率化	④	市が設置する基金の整理	設置目的が類似する基金の整理	-	-
						小計（No.1～17）	△1,051,368	△1,046,462

（4）令和７年度　事務事業の見直し一覧（追加公表分）

No.	所管局	事業名	方向性	分類	概要	見直し案	効果額 事業費 (千円)	効果額 一般財源 (千円)
18	市長室	翻訳業務	整理・効率化	③	行政文書等の英語への翻訳	生成AI、語学能力に長けた職員の有効活用により翻訳事務を効率化	△2,500	△2,500
19	企画調整局	スマートこうべの運用保守	整理・効率化	④	ポータルサイト「スマートこうべ」の運用保守	検索エンジンの最適化や委託事業者の稼働工数の効率化	△6,000	△250
20	地域協働局 福祉局	KOBEシニア元気ポイント	整理・効率化	④	登録した高齢者（活動者）が、受入施設等でボランティア活動に参加すると、内容に応じてポイントが付与され、現金等に交換することができる制度	対象事業への地域活動の追加やポイントの上限を拡充するとともに、運用・執行体制を見直し	△5,296	△662
21	文化スポーツ局	洞川教育キャンプ場	整理・効率化	②	洞川教育キャンプ場の管理運営	自然の家との役割分担を踏まえた運営方法の見直しや施設のあり方について検討	-	-
22	福祉局	和光園の管理・運営	整理・効率化	②	和光園の管理・運営	・養護老人ホーム、救護施設を指定管理者による運営に移行 ・ケアハウスを廃止	△117,099	△80,327
23	福祉局	神戸市社会福祉協議会・区社会福祉協議会	整理・効率化	④	神戸市社会福祉協議会と区社会福祉協議会の法人合併	法人合併による執行体制の効率化、地域福祉ネットワーク業務の強化	-	-
24	こども家庭局	産後ケア	整理・効率化	④	産後１年以内の母親と乳児への、助産所・医療機関での宿泊・通所、助産師による訪問	利用申請時期の前倒し、予約受付方法の変更等による利用者の利便性向上	-	-
25	こども家庭局	児童扶養手当	整理・効率化	④	父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給	e-KOBEによる現況届の受付について、対象者を拡大して実施	-	-
26	経済観光局	店舗型モビリティ等の事業展開支援	整理・効率化	④	飲食・小売り業者等の移動販売車等による新たな事業展開を支援するため、チャレンジの場を提供	拠点整備事業を終了し、キッチンカーの出店調整業務や郊外エリア（北区・西区）における出店場所の開拓を引き続き実施	△42,730	△22,730
27	経済観光局	中小企業の販路開拓支援	整理・効率化	①	マーケティング・広報等の面から中小企業の販路拡大を支援	プロジェクトページ作成にかかる経費の補助を見直し	△2,500	△2,500

No.	所管局	事業名	方向性	分類	概要	見直し案	効果額 事業費 （千円）	効果額 一般財源 （千円）
28	建設局	カーボンクレジット創出検討	整理・効率化	⑤	市有林整備や公園灯のLED化等により低減した炭素排出量をクレジット化し、街路樹や公園の整備費に充当	今後のクレジット化を目指し、調査検討を実施	-	-
29	建設局	駐車場の管理運営	整理・効率化	②	公共駐車場（11駐車場）の管理運営	駐車場に応じた柔軟な料金設定による混雑の緩和および収益の改善や設備更新による管理の効率化	-	-
30	建築住宅局	空き家空き地の所有者調査	整理・効率化	③	周辺に悪影響を及ぼす空き家・空き地の所有者調査	行政情報の積極的な活用と専任職員新設による調査集約等を行い、業務を効率化	-	-
31	消防局	救急業務	整理・効率化	④	災害や事故による傷病者を医療機関に搬送する業務	救急隊と医療機関間の情報連携を電子化するシステムを構築し、救急業務を効率化（効果額：令和８年度より約△50,000千円／年）	-	-
32	教育委員会事務局	市立幼稚園の再編	整理・効率化	②	「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について（方針）」に基づき、市立幼稚園のうち今後継続的に20名未満が見込まれる13園を再編	令和６年度休園中の４園を閉園	-	-
33	各局	外郭団体の統廃合	整理・効率化	④	外郭団体の見直しによる統廃合	・（公財）神戸いきいき勤労財団と（公財）神戸市産業振興財団の統合 ・神戸航空貨物ターミナル㈱の解散	-	-
						小計（No.18～33）	**△176,125**	**△108,969**
						合計（No.１～33）	**△1,227,493**	**△1,155,431**

Ⅲ．使用料手数料の改定等

（1）改定

事　　項	使用料手数料等の概要	令和７年度影響額
保育料	市民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯（標準世帯年収930万円から1,130万円）の保育料を引き下げ（令和７年９月～） 第１子　月額66,000円　⇒　月額59,000円 第２子　月額33,000円　⇒　月額29,500円	△27,100千円
小野浜公園球技場 使用料	球技場の機能向上に伴う施設利用料の改定等 （例）施設利用料（土日祝）　１時間につき　1,100円　⇒　2,100円	6,300千円
三宮駐車場（南） 駐車料金	周辺民間等駐車場料金との均衡を図るため、三宮駐車場（北）駐車料金に合わせて改定 （例）7時00分～22時00分　100円/15分 ⇒　7時00分～22時00分　平日：100円/15分、土日祝：200円/25分	42,357千円

（2）新設

事　　項	使用料手数料等の概要	令和７年度収入額
神戸空港 使用料	第２ターミナル等の供用開始に伴う新設 （例）国際線　出発旅客大人１人につき（航空会社から徴収） ・ターミナル利用料　2,290円 ・保安検査施設利用料　550円	1,161,161千円
墓園使用料	期限付墓地の供用開始に伴う新設 期限付墓地　１区画につき　300,000円 埋蔵する焼骨一体につき　50,000円	10,500千円
こうべ市民福祉 交流センター使用料	利用者サービスの向上を図るため、使用料を新設 （例）介護実習室（ベッド未使用）終日利用　5,700円	846千円
建築物エネルギー消費 性能適合性判定等手数料	「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正に伴い、 新たに審査・検査の対象となる建築物にかかる手数料等を新設 （例）審査手数料（戸建住宅）　19,000～39,000円 検査手数料（戸建住宅）　4,500円	－
雲中地域交流センター 利用料	雲中地域交流センターの開所に伴う新設（上限） （例）多目的ホール 午前利用　（午前９時～午前12時）6,000円	－

（3）廃止

事　　項	使用料手数料等の概要	令和７年度影響額
水産体験学習館 使用料	施設機能の変更に伴い、研修室・展示学習室等の使用料を廃止 （例）研修室１ 終日利用　（午前10時～午後５時）5,000円	－
こうべ市民福祉 交流センター使用料	施設機能の変更に伴い、調理実習室の使用料を廃止 （例）調理実習室 終日利用　（午前９時～午後９時）16,700円	△316千円
産業振興センター 使用料	施設機能の変更に伴い、特別会議室の使用料を廃止 （例）　終日利用　（午前９時～午後９時）21,000円	△1,074千円

97

1　市内事業者等への支援

6億9,200万円（うち６年度２月補正　１億7,400万円）

● 市内企業住宅手当等支援補助金《130,000千円》

・市内企業住宅手当等支援補助金（企業の住宅手当の1/2、上限１万円/月）
（高齢化率の高い地域の在住者は、企業の住宅手当の2/3、上限1.4万円/月）

● （拡）中小事業者の経営基盤強化支援

《236,250千円（うち６年度２月補正　56,250千円）》

・中小企業DXお助け隊事業の実施
・省力化を促進する製品・サービス開発実証の支援
・中小企業投資促進等助成制度の実施

● （拡）市内商業者等への支援《129,637千円》

・地域商業活性化支援事業の拡充（空き店舗活用枠の新設　補助率：2/3、補助上限：300万）
・移動販売車の出店場所の拡充
・食のスタートアップ支援事業の実施
・灘の酒、スイーツ、真珠、ケミカルシューズ等の振興

● 農地管理の省力化の推進《23,150千円（うち６年度２月補正　21,500千円）》

・スマート農機の購入補助（補助率1/2、補助上限200万円）
・ラジコン草刈機レンタル事業の実施

● （拡）アーティスト・文化芸術事業者への支援

《91,640千円（うち６年度２月補正　15,000千円）》

・「KOBEまちなかパフォーマンス」の推進
・地下鉄海岸線の駅における若手アーティストの作品展示
・「神戸六甲ミーツ・アート2025beyond」への支援

● 公共交通事業者への支援《81,060千円（うち６年度２月補正　81,060千円）》

・燃油価格高騰を踏まえた公共交通事業者への運行継続支援

1　くらしの安全・安心を守る

31億1,500万円（うち６年度２月補正　25億1,000万円）

●　（拡）防犯カメラ事業の推進

《652,203千円（うち６年度２月補正　550,569千円）》

・通学路及び駅周辺等における直営防犯カメラの増設
（R6年度500台、R7年度1,000台、R8年度1,000台）
・住宅地等における直営防犯カメラの新たな設置（R6年度200台、R7年度200台）
・地域団体が設置する防犯カメラへの更新・修繕補助

●　交通安全対策の推進・強化《174,600千円》

・主要幹線道路及び通学路等の生活道路における交通安全対策の推進
（計画に基づく通学路の路側帯カラー化）
・自転車放置禁止区域の拡大（貿易センター駅、南魚崎駅周辺）
・山麓バイパスへの交通転換施策の実施

●　（拡）道路附属物・公園等のリニューアル

《1,910,000千円（うち６年度２月補正　1,910,000千円）》

・公園樹木や街路樹の点検及び危険木の撤去
・ガードレールや転落防止柵等の美装化
・まちなか街灯の増設
・老朽化している公園施設（遊具・柵等）の更新

●　（拡）重要インフラ・庁内システムへのサイバー攻撃対策

《69,233千円（うち６年度２月補正　48,800千円）》

・市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある病院・交通・水道等の重要インフラへの
サイバー攻撃に対するセキュリティ対策強化
・庁内ネットワークのサイバー攻撃対策強化

●　新たな墓地ニーズへの対応《72,100千円》

・期限付墓地の供用開始（鵜越墓園内、R7年夏頃から募集開始）
・樹林葬墓地の整備（ひよどりごえ森林公園内、R7年度末頃から募集開始）

2　子育て世帯の経済的負担の軽減

75億8,800万円（うち６年度１月補正　13億円）

（拡）高校生等の通学定期券補助《2,271,000千円》

・市外：1/2補助に拡充（12,000円/月の基準額を撤廃、R7.4月～）
　市内：無料（R6.9月～）

妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援・経済的支援

《810,294千円》

・妊娠期、育児期の面談に加え、妊娠８か月頃の希望者に面談を実施
・妊娠届出後に５万円、出生届出後にこども１人あたり５万円を支給

こべっこウェルカム定期便《479,671千円》

・こどもが生まれた世帯に、育児用品等を月に１回、最大10回配達
・配達にあわせて声掛けや子育て情報の提供等を含めた見守りを実施

（拡）保育料負担軽減《900,698千円》

・所得に応じた保育料の見直し
　（市民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯　月額66,000円→59,000円）
・保育所等における多子世帯の保育料等の減免（保育料・一時保育料・副食費）

（拡）学校給食費の負担の軽減（再掲）《1,825,381千円》

・小・中学校等における学校給食食材費の高騰対策及び中学校における半額助成
　小学校給食費：年額61,560円→49,400円
　中学校給食費：年額66,470円→28,900円

（新）低所得の子育て世帯への給付（再掲）

《1,300,000千円（うち６年度１月補正　1,300,000千円）》

・住民税非課税世帯へ給付金を支給（3万円/世帯、2万円/児童）

（拡）教員の多忙化対策《450,837千円》

・学校現場で教員等の業務を補助するスクール・サポート・スタッフの全校配置
・学校主体の働き方改革を推進する「働き方改革トライアル事業」の実施
・学校給食費の公会計化による事務の一元化・集約化
（中学校給食の全員喫食への移行時に順次公会計化）
・教職員のメンタルヘルス対策の充実

（拡）児童の体力の向上（一部再掲）《18,341千円》

・学習用端末の活用により運動記録の可視化を行い、運動意欲の喚起と運動の習慣化を促進
（全小学校4～6年生）
・小学校運動場への運動遊びサポーター配置による児童の運動機会の拡充（87校）

（新）小学校における通学手段の確保《10,000千円》

・路線バスの休止に伴う代替通学手段の確保（平野小）

（拡）学校施設の教育環境の向上

《11,577,372千円（うち６年度２月補正　8,670,771千円）》

・大規模・長寿命化改修（小学校12校・中学校8校）
・エレベーターやスロープ等の整備によるバリアフリー化
・小学校の過密化対策等としての再整備（垂水小・春日野小・東舞子小）
・義務教育学校港島学園の校舎一体化整備（R6～11年度）

青少年科学館のリニューアル《336,000千円》

・第２期リニューアルの実施（第４・５展示室等の更新）
・第３期リニューアルに向けた調査・検討

2　高齢者施策の充実

6億8,000万円

（新）身寄りのないシニア世代への支援《80,540千円》

・終活総合相談窓口の設置（R7.10月開設）
　（将来の不安や課題（財産管理、遺言等）に応じたサービスへのつなぎ、緊急連絡先等の登録）
・生前の葬儀・納骨契約手続きの支援（エンディングプラン・サポート）
・住宅確保要配慮者の受入れ支援（家賃債務保証料等の補助、大家相談窓口の運営）

（拡）地域交通維持の取組み《335,628千円》

・西北神地区のバス路線の維持・確保
・地域コミュニティ交通の導入促進・運行支援
・交通の不便な地域における民間施設の送迎バスを活用した実証実験
・将来的な地域公共交通の自動運転化につながる実証実験

神鉄シーパスワンの販売促進《204,676千円》

・神戸電鉄等で使えるシニア向け乗車券「神鉄シーパスワン」の販売促進

（拡）介護現場におけるハラスメント防止対策《8,283千円》

・市民への啓発・事業管理者への研修によるハラスメントの理解促進・対応力向上

外国人介護人材の確保促進事業（再掲）《50,000千円》

・大学、社会福祉法人等と連携した外国人高度専門人材育成
・外国人介護人材の日本語学習・介護福祉士資格取得を支援

3　再生可能エネルギーの拡大

9億4,300万円

（新）脱炭素先行地域の取組み（再掲）《872,000千円》

・脱炭素先行地域エリア（ポートアイランド第Ⅱ期の一部）の事業者による再エネ・省エネ設備投資に対する補助
・事業者の自己電源増加による災害時の島内滞在可能時間の延長

（拡）ペロブスカイト太陽電池の設置検討《1,000千円》

・次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の設置可能性検討

小水力発電事業の検討《4,500千円》

・小水力発電の事業スキーム構築（R7～8年度調査、R8年度事業者公募）

（拡）KOBEゼロカーボン支援補助金制度《35,000千円》

・市民向けに学びや体験の場を創出する脱炭素に資する取組みを支援（学生枠の新設）

（拡）電動モビリティの導入補助《15,730千円》

・電気バス等の導入に対して補助を実施し、電動モビリティの普及を促進
（新たに電気トラック及び電気バイクを導入する事業者にも補助を実施）

（拡）ブルーカーボンの推進《14,350千円》

・藻場のポテンシャルマップ制作等による藻場の創出活動の推進
・海岸に漂着するアオサの活用プロジェクト
・淡水域の水草等による二酸化炭素吸収・固定の評価

3　駅周辺のリノベーション

299億2,800万円（うち６年度２月補正　13億4,200万円）

定住人口の増加をめざす

西神中央駅《429,616千円（うち６年度２月補正　53,759千円）》

・バス停上屋改修（R7年度完了予定）
・駅西側広場の歩道用照明の更新（R7年度完了予定）

名谷駅《196,552千円（うち６年度２月補正　15,000千円）》

・駅南側ロータリーの整備（R7年度完了予定）
・駅北側ロータリーの舗装改修（R7年度完了予定）
・バス停上屋改修（R6～8年度工事）
・落合中央公園の整備（R6～8年度工事）

垂水駅《3,675,586千円（うち６年度２月補正　341,071千円）》

・新垂水図書館及び周辺施設の整備（R7.9月供用開始予定）
・民間市街地再開発事業への支援（R5～7年度工事予定、R8年度供用開始予定）
・天神川垂水駅福田川線等の再整備（R7年度完了予定）
・垂水駅前東広場の再整備（R5～6年度設計、R7～8年度工事）
・垂水駅前西広場のバス停上屋改修（R7年度完了予定）
・垂水駅東線の再整備（R6～7年度工事）
・垂水小学校周辺道路の整備（R6～7年度工事）
・垂水図書館跡地を活用した区役所機能の充実（R7年度設計・工事、R8年度供用開始予定）

鈴蘭台駅《4,513,239千円》

・新北区文化センター・新北図書館・新すずらんだい児童館・新ユースステーション北の整備
（R6～9年度工事、R9年秋頃供用開始予定）
・鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の実施
・中畑山南公園の再整備

岡場駅《62,698千円（うち６年度２月補正　21,898千円）》

・岡場駅前線の再整備（R7年度完了予定）

交流人口の増加をめざす

都心・三宮の再整備（一部再掲）

《19,984,679千円（うち６年度２月補正　736,500千円）》

・新たなバスターミナルの整備
・新・神戸文化ホールの整備、新三宮図書館の整備
・三宮クロススクエア（第１段階）の実現に向けた整備
・三宮駅周辺歩行者デッキの整備
・都心・三宮の賑わい創出
・三宮駅周辺の再整備検討
・本庁舎２号館の再整備
・都心～ウォーターフロントの回遊性向上等

新神戸駅《138,000千円》

・駅前広場の整備
・周辺事業者と連携した賑わい創出

神戸駅《736,080千円（うち６年度２月補正　140,760千円）》

・駅前広場や周辺道路の再整備（R7～8年度設計）
・地下タワー式駐輪場５基、地下平面式駐輪場の整備（R6～8年度工事）

地域の特性を活かす

新長田駅《27,000千円》

・拠点性向上や賑わい創出につながる駅前広場再整備案等の検討
・新長田南エリアの活性化に資する起業家支援（シタマチスタートアップ）と空き家活用支援

地下鉄長田駅《22,900千円（うち６年度２月補正　17,800千円）》

・駅前空間の再整備（R7年度完了予定）
・駐輪場の再整備（R7～8年度工事）

神鉄沿線《68,000千円》

・谷上駅前広場の再整備
・山の街駅前道路改良に向けた調査
・遊休資産の活用による賑わい形成の実証事業
・地域人材の活用プラットフォームの構築の実証実験

六甲道駅《2,500千円》

・駅前広場の活用に向けたワークショップ等の実施

兵庫駅《2,500千円》

・駅前広場の活用に向けたワークショップ等の実施

鷹取駅《3,000千円》

・駅前広場の活用に向けたワークショップ等の実施

（拡）地下鉄海岸線沿線の活性化

《65,162千円（うち６年度２月補正　15,000千円）》

・地下鉄海岸線中学生以下フリーパス事業
・兵庫運河周辺の市有地を活用した環境学習及び回遊性の向上に資する拠点施設の整備
・地下鉄海岸線の駅における若手アーティストの作品展示

3　オールドタウン対策

7億9,800万円（うち6年度2月補正　5,700万円）

（拡）地域交通維持の取組み（再掲）《335,628千円》

・西北神地区のバス路線の維持・確保
・地域コミュニティ交通の導入促進・運行支援
・交通の不便な地域における民間施設の送迎バスを活用した実証実験
・将来的な地域公共交通の自動運転化につながる実証実験

（拡）職住近接のまちづくり（一部再掲）《93,110千円》

・郊外住宅地における地域の働く場の整備促進
（神戸名谷ワークラボAOZORA、神戸名谷ワークラボSUMAile）
・子連れで利用できるコワーキングスペースを市内3か所で運営
（あすてっぷコワーキングこうべ・学園都市・六甲アイランド）

（拡）住宅地における店舗等立地支援《30,500千円》

・ニュータウンの住宅地における店舗・店舗兼用住宅等の立地支援の拡充
（補助率1/2、上限100万円）

貨客混載の取組み

・モノの運搬による地産地消の推進・生活サービスの提供

（新）企業と連携したニュータウン活性化検討《4,000千円》

・企業の最新技術等を活用し、ニュータウンの活性化モデルを検討

URとの連携による多文化共生のまちづくり《2,000千円》

・花山エリアの地域住民やUR団地在住の外国人（ALTなど）が参画するイベントの実施

（新）バス停留所の上屋・ベンチ整備

《105,568千円（うち6年度2月補正　56,400千円）》

・バスの利用環境向上のため民間路線バス停留所における上屋・ベンチの整備を支援
・市バス停留所への上屋・ベンチの整備を促進

3 地域公共交通の維持確保

11億2,700万円（うち６年度２月補正　5,700万円）

（拡）地域交通維持の取組み（再掲）《335,628千円》

・西北神地区のバス路線の維持・確保
・地域コミュニティ交通の導入促進・運行支援
・交通の不便な地域における民間施設の送迎バスを活用した実証実験
・将来的な地域公共交通の自動運転化につながる実証実験

神鉄シーパスワンの販売促進（再掲）《204,676千円》

・神戸電鉄等で使えるシニア向け乗車券「神鉄シーパスワン」の販売促進

（新）バス停留所の上屋・ベンチ整備（再掲）

《105,568千円（うち６年度２月補正　56,400千円）》

・バスの利用環境向上のため民間路線バス停留所における上屋・ベンチの整備を支援
・市バス停留所への上屋・ベンチの整備を促進

（拡）市バスと民間バスのサービス統一化《207,074千円》

・市内バスのサービス統一化に向けた市バスのシステム改修及び
民間バス事業者へのシステム改修の支援による交通利便性の向上

鉄道施設の安全対策《221,608千円》

・鉄道事業者が実施する防災・減災対策工事や老朽化施設・安全設備の更新等に対する支援

新たなロープウェーの検討《20,000千円》

・新たなロープウェー（布引ハーブ園山頂駅～掬星台）の導入検討調査

（拡）観光を支える公共交通の強化《32,000千円》

・交通と施設利用を一体的に提供するMaaSの構築による移動利便性の向上
・ポートループの利用環境整備（優先信号の実証実験の継続・導入調査）
・BRT・LRTの導入検討

● （拡）観光を支える公共交通の強化（再掲）《32,000千円》

・交通と施設利用を一体的に提供するMaaSの構築による移動利便性の向上

・ポートループの利用環境整備（優先信号の実証実験の継続・導入調査）

・BRT・LRTの導入検討

● （新）万博来場者の神戸への誘客施策（再掲）

《5,000千円（うち６年度２月補正　5,000千円）》

・市内施設と連携した万博期間特別キャンペーンの実施

● 広域連携による一体的な魅力発信（再掲）《10,000千円》

・神戸以西の他自治体と連携した魅力発信

（西のゴールデンルートアライアンスによる万博への共同出展や共同プロモーションの実施）

● （新）チャーター便就航を踏まえた海外プロモーション

《12,000千円（うち６年度２月補正　12,000千円）》

・韓国でのゴルフツーリズムの推進や、旅行会社・メディア向け現地セミナー等を実施

・台湾（桃園市）と連携した現地セミナーや、台湾南部における情報発信を実施

・東南アジア各国の旅行会社に対するファムトリップ（招聘視察ツアー）の実施

● （新）MICE誘致の競争力強化《30,000千円》

・MICE施設の大規模改修に向けた基本調査及び改修計画策定

・MICE誘致促進制度の拡充（大型MICE開催における施設利用料金無料化）

● （拡）路上喫煙防止対策、三宮北地区美化事業（一部再掲）《161,197千円》

・路上喫煙禁止地区における屋内型喫煙所整備補助の拡充

（整備費補助：補助率10/10、上限1,000万円、地下施設の場合は2,000万円）

（維持管理費補助の新設：補助率10/10、上限270万円）

・三宮駅周辺の繁華街における事業系廃棄物の調査及び指導

4　芸術・文化の振興

88億9,800万円（うち６年度２月補正　10億3,500万円）

●　（拡）「音楽のまち神戸」の推進（一部再掲）

《94,540千円（うち６年度２月補正　84,800千円）》

・「第11回神戸国際フルートコンクール」 を核とした「KOBE国際音楽祭2025」の開催（R7.7～9月）
・チャリティ音楽イベント「COMING KOBE」への支援拡充
・親善協力都市（大邱広域市）とのフルートを通じた相互交流
・ストリートピアノを活用したピアノ教室の拡充

●　（拡）アーティスト・文化芸術事業者への支援（再掲）

《91,640千円（うち６年度２月補正　15,000千円）》

・「KOBEまちなかパフォーマンス」の推進
・地下鉄海岸線の駅における若手アーティストの作品展示
・「神戸六甲ミーツ・アート2025 beyond」への支援

●　（拡）博物館・美術館における特別展の開催（一部再掲）《258,848千円》

・博物館特別展「大ゴッホ展－夜のカフェテラス」の開催（R7.9～R8.2月）
・神戸ゆかりの美術館特別展「西田眞人 日本画展－再生の祈りをこめて」の開催（R7.7～9月）等

●　（拡）神戸「本」の文化振興プロジェクトの推進《5,000千円》

・外部アドバイザーの登用による出版社・書店との連携強化
・本と人の出会いの場を作る読書推進イベントの開催

●　伝統的建造物群保存地区の魅力向上《153,200千円》

・旧山口邸・旧ハンター住宅の整備、保存活用計画の策定
・歴史的建築物等の保存・活用に対する支援

●　伝統文化・歴史の継承《589,450千円》

・神戸歴史遺産の認定・助成
・五色塚古墳におけるガイダンス施設等の整備

5　神戸空港の国際化への対応

34億600万円

●　（拡）神戸空港の国際化《1,696,073千円》

・国際チャーター便の運用開始（神戸と韓国・中国・台湾を結ぶ週40便から運用開始）
※R7.4.18～第２ターミナル等の供用開始
・航空需要の拡大に向けた新たな市場開拓
・国際定期便就航に向けた機能強化検討
・RESA（滑走路端安全区域）対策

●　（拡）交通アクセスの強化《1,709,450千円》

・ポートライナーの輸送力強化（神戸新交通㈱による車両１編成増備の着手）
・新交通三宮駅のホーム拡張（R7～9年度工事、R9年度末供用開始予定）
・空港アクセスバス「マリンエアシャトル」の増便・利用促進
・朝ラッシュ時におけるポートライナーの混雑緩和に向けたバスによる輸送力補完
（共通乗車証の利用対象バス停の拡充（新神戸駅前を追加））
・神戸空港と新神戸駅間における自動運転の実証実験
・生田川右岸線の機能強化

5　都心三宮再整備

199億8,500万円（うち６年度２月補正　７億3,700万円）

●　新たなバスターミナルの整備

《8,820,099 千円（うち６年度２月補正　19,000 千円）》

・雲井通５丁目地区（Ⅰ期）再開発事業への支援（R9.12月工事完了予定）
・新バスターミナル（Ⅰ期）と三宮バスターミナルのコンセッション事業者公募手続き
・雲井通５・６丁目地区の一体整備事業（地下埋設管移設工事）
・雲井通６丁目地区（Ⅱ期）再開発事業の都市計画決定に向けた準備

●　新・神戸文化ホール、新三宮図書館の整備（再掲）

《4,711,698 千円（うち６年度２月補正　702,500 千円）》

・大ホール（約1,800席）や小ホール（約270席）、図書館等の整備（R9.12月工事完了予定）
・ホール開館に向けた企画・検討及び管理運営計画の策定

えき≈まち空間

●　三宮クロススクエア（第１段階）の実現に向けた整備（一部再掲）

《415,000 千円》

・三宮クロススクエア（第１段階）の設計
・三宮クロススクエア（センター街東口周辺・神戸阪急周辺）の整備（歩道空間の高質化等）
・まちなかライトアップによる夜間景観の魅力向上（センター街東口周辺・神戸阪急周辺）

●　三宮駅周辺歩行者デッキの整備《1,637,938千円》

・新バスターミナル周辺デッキの整備（R6年度工事着手、R9年度工事完了予定）
・JR三ノ宮新駅ビル南デッキの整備（R7年度工事着手、R11年度工事完了予定）
・税関線横断デッキの整備（R7年度工事着手、R11年度工事完了予定）

●　都心・三宮の賑わい創出（一部再掲）《116,000千円》

・エリアマネジメントの推進
（組織化に向けた協議会の運営、「えき≈まち空間」等における賑わい創出社会実験等）
・税関線の街路樹イルミネーション等

5　回遊性の向上（再掲）

53億5,600万円（うち６年度２月補正　1,500万円）

●　（拡）都心～ウォーターフロントの回遊性向上

《4,843,600千円（うち６年度２月補正　15,000千円）》

・税関線の再整備（R7年度設計・工事）
・市役所本庁前地下通路のリニューアル（R7年度設計・工事）
・ハーバーランド東（弁天）デッキの延伸（R7年度完了予定）
・税関前歩道橋のリニューアル（R7年度設計・工事）
・税関本庁前交差点周辺の道路改良（R7年度設計）
・東遊園地のさらなる賑わい創出のための管理棟の改修
・京橋地区の埋立に伴う船だまりの再整備

●　（拡）新たな公共交通システムの導入《23,000千円》

・ポートループの利用環境整備（優先信号の実証実験の継続・導入調査）
・BRT・LRTの導入検討

●　生田川右岸線の機能強化《488,800千円》

・国道２号以北における車線数の増加や交差点改良

5　陸海空の広域交通結節機能の強化

246億6,900万円（うち６年度２月補正　23億1,600万円）

●　（拡）神戸空港の国際化（再掲）《1,696,073千円》

・国際チャーター便の運用開始（神戸と韓国・中国・台湾を結ぶ週40便から運用開始）
※R7.4.18～第２ターミナル等の供用開始
・航空需要の拡大に向けた新たな市場開拓
・国際定期便就航に向けた機能強化検討
・RESA（滑走路端安全区域）対策

●　国際コンテナ戦略港湾の推進

《16,505,500 千円（うち６年度２月補正　2,284,000 千円）》

・神戸港への集貨・航路開設支援
・高規格コンテナターミナルの整備
・新・港湾情報システム「CONPAS」の導入支援・利用拡大

●　（拡）ポートアイランド・神戸空港へのアクセス向上（再掲）

《1,709,450 千円》

・ポートライナーの輸送力強化（神戸新交通㈱による車両１編成増備の着手）
・新交通三宮駅のホーム拡張（R7～9年度工事、R9年度末供用開始予定）
・空港アクセスバス「マリンエアシャトル」の増便・利用促進
・朝ラッシュ時におけるポートライナーの混雑緩和に向けたバスによる輸送力補完
（共通乗車証の利用対象バス停の拡充（新神戸駅前を追加）
・神戸空港と新神戸駅間における自動運転の実証実験
・生田川右岸線の機能強化

● **道路ネットワークの強化**

《1,591,600 千円（うち６年度２月補正　32,000 千円）》

・国道428号（箕谷北工区）のバイパス整備
・玉津大久保線の整備
・山麓バイパスへの交通転換施策の実施
・阪神高速北神戸線料金割引社会実験の継続実施
・小束山６丁目交差点の渋滞対策
・神戸西バイパスの事業促進
・国道175号の事業促進

● **大阪湾岸道路西伸部の事業促進《3,166,000千円》**

・大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）の事業促進

5　多様な大都市制度の実現・広域連携の推進

24億4,500万円（うち６年度２月補正　2,500万円）

● **特別市の法制化の推進《3,000千円》**

・特別市の法制化に向けた機運醸成・情報発信（シンポジウムの開催等）

● **（拡）広域連携の取組み推進**（一部再掲）

《2,441,136 千円（うち６年度２月補正　24,400 千円）》

・能登半島地震の被災地支援
・隣接都市と連携した主要幹線道路の整備（玉津大久保線）
・三田市との消防指令事務の共同運用に向けたシステム構築
・北神・三田地域の急性期医療の確保・充実（済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合）
・近隣都市との救急安心センターこうべ（＃7119）の共同運営
・他都市の被災地支援に資するトイレカーの導入
・芦屋市との可燃ごみの広域処理体制の構築

取　扱　注　意
（解禁日） ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ２月 17 日（月）会見開始時 新　　聞 ２月 18 日（火）朝刊以降

令和７年度組織改正の概要（案）

１．重点項目

（戦略的な国際交流の推進と政策発信力の強化）

○神戸経済のさらなる活性化に向けて戦略的に国際交流を推進するため、経済観光局に局長（新産業・国際戦略担当）を新設するとともに、市長室から国際課を移管

○市の重要政策と連動性を持った施策発信、戦略的広報をより一層効果的に展開していくため、企画調整局に市長室から広報戦略部、秘書課を移管し秘書室（部相当）を新設

○上記の組織移管等に伴い、市長室を廃止

（危機対策・防犯対策の更なる推進）

○激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ巨大地震等、様々な危機事象への対策を強化し、また、市民の体感治安の向上及び犯罪の起きにくいまちづくりの推進に向けた防犯対策の強化を図るため、危機管理室を危機管理局に格上げするとともに、副局長を新設

あわせて、局内に防災企画課、危機対策課、防犯対策課を新設

○地域への防犯カメラの設置を進め、市民のくらしの安心・安全を守るため、防犯対策課に係長を新設

（多様な主体との連携による持続可能なまちづくりの推進）

○次世代を担う若者や民間企業など、多様な主体の更なる地域活動への参画を促すとともに、地域と一体となって持続可能なまちづくりを推進するため、企画調整局から SDGs 推進課・企業連携推進課を地域協働局に移管するとともに、副局長を増員

（児童福祉の向上に向けた支援体制の強化）

○児童虐待対応にかかる体制強化として、こども家庭局家庭支援課に係長（養育支援担当）を新設

○こども家庭局こども家庭センターにおいて、児童福祉司と児童心理司の配置基準に合わせ増員

（森林関係施策の推進）

○森林関係施策の推進のため、建設局に森林・防災部を、また、部内に森林課を新設するとともに、課長（森林政策推進担当）、係長（森林政策推進担当）を新設

○局内の組織再編により、森林・防災部に防災課、河川課を移管

２．新規・拡充

（地域再生に向けた体制強化）

○オールドニュータウンの再生等を全市的に推進するため、企画調整局に局長（地域再生担当）を新設

（健康科学研究所の再編）

○健康危機管理の専門技術的拠点としての体制を強化するため、健康局保健所健康科学研究所を部相当の組織へと再編

（東南アジア拠点の設置に向けた体制強化）

○海外経済の活力を積極的に神戸に取り込んでいくことを目的に、今後の人口増加や経済発展、スタートアップ成長環境の著しい進展がみられる東南アジアに新たな拠点を設置するため、経済観光局経済政策課に課長（東南アジア戦略担当）を新設

（王子公園再整備事業にかかる体制強化）

○王子公園の再整備を推進していくため、建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課に係長２名を増員

（ウォーターフロントエリア再開発事業の推進）

○「新ウォーターフロントグランドデザイン」（仮称）に基づき、みなとまち神戸を象徴するエリアとしてウォーターフロント再開発事業をさらに推進していくため、ウォーターフロント再開発部を新設

（地域に根差したまちづくりの推進）

○地域に根差したまちづくりをより一層推進するため、すでに配置している支所及び出張所に加えて、北神区役所の有馬出張所に係長（地域活性化担当）を新設

（市立中学校部活動の地域移行に向けた体制強化）

○令和８年の市立中学校部活動終了に伴う「KOBE◆KATSU」の開始に向けて、教育委員会事務局に部長（コベカツ推進担当）を、児童生徒課に課長（コベカツ推進担当）、係長（コベカツ推進担当）を新設

取　扱　注　意
（解禁日） ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ２月17日（月）会見開始時 新　　聞 ２月18日（火）朝刊以降

令和７年度

組織改正案　新旧対照表

１　改正に関係のある組織のみを掲載している。

２　今回の改正では、会計室、東灘区、灘区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、市会事務局の組織には変更がないので、省略している。

（市長室）

現　行	改　正　案
市長室 秘書課 課長（久元市長秘書） 国際渉外秘書官 係長（５） 国際部 国際課 国際経済連携専門官 係長 課長（交流推進担当） 係長（２） 広報戦略部 課長（広報担当） 課長（広報コンテンツ担当） ホームページ監理官 カスタマーDXマネージャー 係長（７） 課長（広聴担当） 係長（２） 市民情報サービス課 係長（２）	

（危機管理局）

（危機管理室） 現　行	（危機管理局） 改　正　案
危機管理室	危機管理局
	副局長
	防災企画課
	係長（２）
	課長（計画担当）
	係長（２）
	課長（被災者支援担当）
	係長
	防災専門官
	危機対策課
	係長（２）
	課長（危機対応担当）
	係長
	防犯対策課
	係長（２）
課長（総務担当）	
係長（２）	
防災専門官	
係長	
課長（危機対応担当）	
係長	
課長（防災体制整備担当）	
係長	
課長（計画担当）	
係長（２）	
課長（地域安全推進担当）	
係長	
課長（防犯対策担当）	
係長	

（企画調整局）

現　行	改　正　案
局長（連携担当） SDGs推進課 係長 課長（プロジェクト推進担当） 係長 課長（調整担当） 係長 企業連携推進課 企業連携調整官 企業連携コーディネーター 係長 係長（ふるさと納税担当）	局長（地域再生担当） <

（地域協働局）

現　行	改　正　案
副局長	副局長（２）
	SDGs推進課 　係長 課長（プロジェクト推進担当） 　係長 課長（調整担当） 　係長
	企業連携推進課 企業連携調整官 企業連携コーディネーター 　係長 　係長（ふるさと納税担当）
区役所課 　係長（企画調査担当）（２）	区役所課 　係長（企画調査担当）
	市民情報サービス課 　係長（２）

（行財政局）

現　行	改　正　案
資産活用課 係長（4）	資産活用課 係長（5）

（文化スポーツ局）

現　行	改　正　案
部長（市民マラソン担当） スポーツ企画課 課長（市民マラソン担当） 係長	スポーツ企画課
部長（国際スポーツ担当） 国際スポーツ室 係長	部長（市民マラソン担当） スポーツ交流課 係長（２） 課長（市民マラソン担当） 係長
課長（世界パラ陸上担当） 係長（２）	
文化財課	文化財課
文化財保護活用係 係長（５）	課長（建造物保存活用担当） 文化財保護活用係 係長（４）
博物館 管理課	博物館 事業課

（福祉局）

現　行	改　正　案
くらし支援課 　係長（6）	くらし支援課 　係長（7）
和光園 　係長	

（健康局）

現　行	改　正　案
保健所 保健課 係長(10) 課長(食育・栄養指導担当)	保健所 保健課 係長（７） 課長(健康・食育推進担当) 係長（２）
健康科学研究所 感染症部 生活科学部	健康科学研究所 第１衛生研究部 第２衛生研究部

（こども家庭局）

現　行	改　正　案
家庭支援課	家庭支援課
	係長（養育支援担当）
幼保振興課	幼保振興課
係長（３）	係長（こどもDX推進担当）
	係長（２）
保育所	保育所
	副所長（56）
幼保事業課	幼保事業課
係長（システム担当）	

（環境局）

現　行	改　正　案
脱炭素推進課 係長（2）	脱炭素推進課 係長（3）
施設課 係長（3）	施設課 係長（4）
事業系廃棄物対策課 係長（2）	事業系廃棄物対策課 係長（3）

（経済観光局）

現　行	改　正　案
	局長（新産業・国際戦略担当）
経済政策課	経済政策課
課長（海外展開支援担当）	課長（東南アジア戦略担当）
係長	
	国際課
	国際経済連携専門官
	係長
	課長（交流推進担当）
	係長（２）
	課長（海外展開支援担当）
	係長
農水産課	農水産課
課長（食都神戸担当）	

（建設局）

現　行	改　正　案
部長（防災担当）	
防災課	
係長（調査防災担当）	
係長（宅地審査担当）	
係長（土砂対策担当）	
課長（六甲山防災担当）	
係長（治山砂防担当）	
森林官	
係長（六甲保全担当）	
河川課	
係長（管理担当）	
係長（指導担当）	
係長（計画調整担当）	
係長（事業担当）	
道路計画課	道路計画課
課長（調整担当）	
係長（利活用担当）	
係長（運営担当）	
駅前魅力創造課	駅前魅力創造課
	課長（調整担当）
	係長（利活用担当）
	係長（運営担当）
	森林・防災部
	防災課
	係長（調査防災担当）
	係長（宅地審査担当）
	係長（土砂対策担当）
	係長（治山砂防担当）
	河川課
	係長（管理担当）
	係長（指導担当）
	係長（計画調整担当）
	係長（事業担当）
	森林課
	課長（森林政策推進担当）
	森林官
	係長（森林政策推進担当）
	係長（六甲保全担当）
公園部	公園部
整備課	整備課
係長（３）	係長（４）

王子公園再整備本部
　王子公園再整備課
　　係長（2）

西建設事務所
　　安全推進係
　　係長（5）

王子公園再整備本部
　王子公園再整備課
　　係長（4）

西建設事務所
　　安全推進係
　　係長（6）

（都市局）

現　行	改　正　案
都市計画課 係長（土地利用担当）	都市計画課 係長（土地利用担当）（２）
未来都市推進課 係長	未来都市推進課 係長（２）
部長（新都市事業担当） 新都市管理課 係長（２） 課長（企業誘致担当） 係長（２）	
内陸・臨海計画課 係長（３）	内陸・臨海振興課 係長（６） 課長（誘致・活用担当） 係長（３）
課長（事業計画担当） 係長（事業計画担当）	
部長（新都市整備担当） 新都市工務課 係長（３） 課長（施設担当） 係長（２） 課長（新都市整備担当） 係長（３）	部長（産業団地整備担当） 産業団地整備課 課長（工事担当） 係長（５）
西神整備事務所 係長（２）	

（建築住宅局）

現　行

建築指導部
　建築安全課
　　指導係
　　係長（建築環境担当）

　建築課
　課長（建築担当）
　　特定建築係
　　係長
　　建築係
　　係長（３）

　設備課
　　技術支援係

改　正　案

建築指導部
　建築安全課
　　指導係

　建築課
　課長（計画調整担当）
　　計画調整係

　　建築係
　　係長（４）

　設備課
　　計画調整係

（港湾局）

現　行	改　正　案
ウォーターフロント再開発推進課 課長（緑化デザイン担当） 係長（３）	ウォーターフロント再開発部 ウォーターフロント再開発推進課 課長（緑化デザイン担当） 係長（３）

（中央区）

現　行	改　正　案
保健福祉部 生活支援課 係長（保護担当）（6）	保健福祉部 生活支援課 係長（保護担当）（5）

（北神区役所）

現　行	改　正　案
市民課	市民課
有馬出張所	
道場出張所	
係長（地域活性化担当）	
八多出張所	
係長（地域活性化担当）	
大沢出張所	
係長（地域活性化担当）	
長尾出張所	
淡河出張所	
係長（地域活性化担当）	
地域協働課	地域協働課
	有馬出張所
	係長（地域活性化担当）
	道場出張所
	係長（地域活性化担当）
	八多出張所
	係長（地域活性化担当）
	大沢出張所
	係長（地域活性化担当）
	長尾出張所
	淡河出張所
	係長（地域活性化担当）

（消防局）

現　行	改　正　案
警防部 部長（救急担当） 救急課 救急係 救急企画係 係長 救急研修係	警防部 救急部 救急課 救急係 救急企画係 救急需要対策係 救急指導係

（水道局）

現　行	改　正　案
経営企画課 課長（調査・広報担当）	経営企画課 課長（水道政策担当）
配水課 課長（給水担当） 係長（５）	配水課
	給水課 課長（審査検査担当） 係長（４）
浄水統括事務所 課長（送水管理担当） 係長（４）	浄水統括事務所
	施設課 係長（４）
	設備課 係長
課長（設備担当） 係長	課長（電気担当） 係長（２）
課長（機械工事担当）	課長（機械担当） 係長
課長（施設工事担当） 係長（３）	

（交通局）

現　行	改　正　案
自動車部	自動車部
市バス運輸サービス課	市バス運輸サービス課
	係長（ターミナル・管理調整担当）
中央営業所	中央営業所
垂水支所	垂水支所
係長	
高速鉄道部	高速鉄道部
地下鉄運輸サービス課	地下鉄運輸サービス課
計画係	
運輸課	運輸課
課長（業務改善担当）	課長（事務・契約担当）
運輸係	運輸係
係長（業務改善担当）	
	企画係
	係長（乗務担当）
	係長（駅務担当）
地下鉄職員研修所	地下鉄職員研修所
係長	

（教育委員会事務局）

現　行

総務部
　教職員給与課

学校支援部
　健康教育課
　課長（給食施設整備担当）

学校教育部

　学校教育課

　　管理係
　課長（初等教育担当）
　　係長（計画・調整担当）
　　係長（５）
　課長（人権・中学教育担当）
　　人権・教育振興係
　　係長（４）
　課長（高校教育担当）
　　係長（人権・教育振興担当）
　　係長（２）

部長（教科指導担当）
　教科指導課
　　学校図書係
　課長（教科指導担当）
　　初等教育係
　　係長
　課長（教科指導担当）
　　中等教育係
　　係長（４）

部長（児童生徒担当）

　児童生徒課
　課長（政策担当）

　　係長（政策担当）
　　係長（部活動担当）

改　正　案

副局長（２）

　教職員給与課
　　係長（教職員健康推進担当）

　健康教育課

部長（初等教育担当）
部長（中等教育担当）
　学びの推進課
　課長（政策担当）
　　係長（管理担当）
　　係長（政策担当）
　　係長（人権教育担当）
　　係長（学校図書担当）

　課長（初等教育担当）（２）

　　係長（初等教育担当）（７）
　課長（中等教育担当）（２）

　　係長（中等教育担当）（８）

　課長（国際教育担当）
　　係長（国際教育担当）（３）

部長（コベカツ推進担当）
　児童生徒課
　課長（コベカツ推進担当）（２）
　　係長（コベカツ推進担当）（３）

2024年度青年女性委員会第3回幹事会

と　き　2024年12月21日（土）　16：00　～
ところ　組合本部会議室
参加者　委員長　谷（乗務）
副委員長　富田（技術）　金澤（駅務）
書記長　川瀧（車両）
幹事　徳田（中央）　津本（垂水）　石田（本局）
本岡（石屋川）　馬場園（乗務）

1．報告事項
（1）近畿地連青年女性協議会　2024サマーセミナー

（2）2025年度第1回地域別交流会

（3）連合兵庫青年委員会　第35回定期総会

2．協議事項
（1）中央支部　役員交代について

（2）動員要請　県本部　第57回全国青年団結集会の開催について

第4回幹事会　2024　年　　月　　日　（　　）

近畿地連青年女性協議会２０２４サマーセミナー

日時　　９月７日（土）～８日（日）
場所　　クサツエストピアホテル
参加者　　谷（乗務）・金澤（駅務）

１日目

１３時３０分　田尻議長より挨拶があり、本セミナーは開催されました。
続いて株式会社 BeOne の丹羽野様・近藤様ご説明のもと、「公務員人生ゲーム～公務員こそライフプランを考えよう～」を行いました。各グループ、メンバー同士のプランやスキルを尊重し合い、ピンチの時には他グループへの声援が飛び交うなどあたたかい雰囲気の中ゲームは進みました。ゲームを終えてからはそれについて振り返り、発表しました。

その後は休憩をはさみ交流会が行われました。途中、席移動などを交えつつ参加者同士親睦を深めました。他の都市の方、全く違う職種の方と交流ができ、新鮮な気持ちになりました。

２日目

石川県本部の糸崎弥央書記長より「能登半島地震を経験して」という講演をいただきました。そしてグループごとに講演についての意見交換を行いました。糸崎書記長が被災された地域は普段から住民同士の繋がりが深い分、災害時は「公務員だから」という立場や住民からの目が気になり、自身も被災者にも関わらずそれでも住民のことを優先しないといけない葛藤があったという内容が印象的でした。

２日間にわたるサマーセミナーでは、講師の方々の貴重なお話を聞くことができ、また他の単組の方々と交流を深めることができました。





２０２５年度　第１回地域別交流会（神戸・阪神）

と　き　2024 年 11 月 12 日
ところ　神戸市中央区文化センター
参加者　谷、宮垣（乗務）、新里（技術）

本交流会は 18 時 30 分より自治労兵庫県本部の荒西さんによる進行で開会しました。順に自己紹介を行い、各職場での労働環境・悩みについて話しました。

その後は、参加者全員で青年部・女性部で作成されたすごろくを行い、賃金・人員確保についての話を深く掘りさげて議論が出来ました。各職場でも人員不足が深刻だという話があり、常に考えていかなければならないと思いました。

すごろくの目には現状の職場での問題定義や労働三権を答えたり、みんなで頑張ろう三唱をおこなったりと盛り上がることが出来ました。1 番盛り上がったのは地元のおすすめのお店を紹介する目はみんなで紹介し合いました。

職場での問題を共有し考えていかなければと思いました。

最後に頑張ろう三唱を行い、また神戸ブロックのみでの交流会を行うことを確認しました。

連合兵庫青年委員会　第３５回定期総会

日付　　１１月１６日（土）
場所　　兵庫県中央労働センター
出席者　富田（技術）・金澤（駅務）

本総会は阿部副委員長（ゴム連合）司会のもと進行されました。議長には新役員の幸田氏（ゴム連合）が、書記には上廻事務局次長（自治労）が選出されました。続いて深江委員長（兵教協）より挨拶がありました。

次に関係各所からの祝電やメッセージ披露をはさんだ後、議事へと移り、第３４期（２０２４年度）連合兵庫青年委員会の活動報告がありました。

磯村事務局長（基幹労連）より第３５期（２０２５年度）活動方針（案）についての提案があり、採決をとりました。

その後は新旧役員代表挨拶があり、議長が降壇した後、閉会の挨拶をもって本総会は閉会しました。





2024年度青年女性委員会第4回幹事会

と　き　2025年2月6日（木）　18：30　～
ところ　組合本部会議室
参加者　委員長　谷（乗務）
　　副委員長　富田（技術）　金澤（駅務）
　　書記長　川瀧（車両）
　　幹事　徳田（中央）　津本（垂水）　石田（本局）
　　本岡（石屋川）　馬場園（乗務）

1．報告事項
（1）2025年度　都市交評青年女性連絡会議

（2）2024年度　宅配サンタ

2．協議事項
（1）春季イベント詳細決め

（2）動員要請　第14回　女性部・臨職評合同学習会について
（3月1日13:00受付）
（3）動員要請　2025年度　第2回青年女性地域別交流会の開催について
（3月3日18:30開始）

第5回幹事会　2025　年　　月　　日　（　　）

２０２５年度都市交評青年女性連絡会議

とき　　２０２４年11月27日、28日

ところ　自治労福岡県本部ほか

参加者　谷、山本渚(乗務)

はじめに、地下鉄博多駅に集合し、青山事務局長進行のもと駅構内の視察から始まりました。駅長室のバックヤードや駅係員、乗務員の仮泊場所、また延伸した七隈線から空港線への通路なども見学させていただきました。

その後、福岡県本部へ移動し、松長本部青年部長に講演をしていただいたのちに、グループワークを行いました。講演では、公共サービス職場で働く仲間の悩み、業務量や職場環境等の状況、課題、解決にむけた取り組みなどを定義されました。講演を踏まえて翌日の昼まで妊娠、子育て、介護や休暇などの悩み、交通事業の将来展望など多岐にわたってグループ討論をし、あわせて、単組報告を受け、交流、活発な意見交換を行った。

最後に都市公共交通評議会の福田議長から「課題共有また交流を深める事ができた意義を考え、これからの運動に生かしてほしい」とまとめ、終了しました。

２０２４年度　宅配サンタ

と　き　２０２４年１２月２３日（月）

ところ　兵庫県内

参加者　三野、山本隆（駅務）馬場園、北城戸、坂上、松本（乗務）富田、北城戸、山本成、田中（技術）本岡（石屋川）津本（垂水）川瀧、中本（車両）　計１４名

青年女性委員会独自で計画・実行し、好評だったクリスマス宅配サンタ。毎年の恒例行事になりつつある大人気企画です。

宅配サンタ決行日、クリスマスムード一色の中、サンタの格好に扮した精鋭部隊がトナカイを引き連れ、組合員の子供さん宅にクリスマスプレゼントをお届けに上がりました。プレゼントをもらった子供たちの嬉しそうな笑顔や、あたたかいお言葉も頂き、本当に計画・実行してよかったなと思いました。

事故、トラブル等もなく無事に終えることができ、サンタのみなさん本当に

ありがとうございました。









第 44 回財政組織検討委員会

2025 年 1 月 10 日 19：20～
於：組合会館 2 階会議室

１．組合ホームページの制作について

日光印刷より、ホームページのトップ画面のイメージ画像の内容について確認し、あわせて、日光印刷より依頼があった「神戸交通労働組合とは？」の原稿内容について協議・確認しました。

また、トップページの関連リンクは、下記の内容とすることを確認しました。一般向けのプライバシーポリシー及び組合員用のプライバシーポリシーの内容についても、別紙の内容で確認しました。

「トップページの関連リンク（案）」

・自治労共済
・近畿労金
・神戸市職員共済組合
・日本年金機構
・自治労兵庫県本部
・神戸市職員労働組合

第 45 回財政組織検討委員会

2025 年 1 月 30 日 19：55～
於：組合会館 2 階会議室

1．組合ホームページの制作について

プライバシーポリシーについて、他の労組のプライバシーポリシーを確認したところ、一般向けのプライバシーポリシーは掲載していないため、神戸交通も組合員向けのプライバシーポリシーのみの掲載に変更することを確認しました。

また、日光印刷より、ホームページのイメージ画像をもとに、1 月 29 日に打ち合わせを行い、修正および変更を依頼している以下の内容について確認しました。

(1 ページ)

・「お知らせ」の内容の掲示方法を、「活動報告」の中の活動記事と同様に、写真・日付・タイトルを掲出するように変更する。(写真の画像がない場合は、特定の写真が掲示されるため、写真を決定する必要がある)

・関連リンクは、①自治労共済、②近畿労金、③神戸市職員共済組合、④日本年金機構、⑤自治労兵庫県本部、⑥神戸市職員労働組合の 6 項目に変更する。

・下段の神戸市の風景写真を、優秀作品と入選作品の写真に変更する。

(4 ページ)

・上段の最優秀作品の写真を、旧組合旗の写真に変更する。

・中段の神戸市の風景写真を、最優秀作品の写真に変更する。

・組織図を修正した内容に入れ替える。

(5 ページ)

・中央委員会報告または定期大会報告及び議案書を掲示し、機関紙一覧のページでデータを保存するように検討する。(容量的には中央委員会のデータでも対応可能とのこと)

・抽選フォームについて、アンケート等でも活用できるようなフォームを検討する。

(6 ページ)

・組合員お知らせ一覧の項目内容を、①おしらせ（機関紙、中央委員会報告など)、②交渉議事録（対局団体交渉、対局交渉、部会交渉など)、③青年女性委員会（青年女性委員会活動報告など)、④その他の 4 項目に変更する。

(7 ページ)

・申請用紙ダウンロードは、①組合加入届、②組合脱退届、③立候補届、④委任状、⑤救済申請書の 5 項目に変更する。

(8 ページ)

・機関紙一覧の種別の名称を、神交から機関紙神交に変更する。

(2 月下旬までに提出が必要なデータ)

・2024 組合手帳のデータ

・機関紙のバックナンバー（2024 年度分）

下記のＱＲコードから、現在のホームページの状況を確認してください。

神戸交通労働組合

お知らせ　神戸交通労働組合とは？　議員の活動報告　マイページ



お知らせ

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

過去のお知らせ一覧へ

活動報告



かじ幸夫　（かじ ゆきお / 昭和 ○○）

かじ議員の紹介等[2行ほど]ルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

詳細はこちら

神戸交通労働組合のみなさまへ！

文章量は自由です。
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサ

お知らせ一覧

お知らせ　組合員専用　イベント　その他

お知らせ　2024年10月10日
NEW!　サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

公募募集　2024年10月10日
NEW!　サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

公募募集　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

公募募集　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

お知らせ　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

©2025 神戸交通労働組合



議員の活動報告

活動報告

活動報告　2024年10月10日
NEW!　サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
NEW!　サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

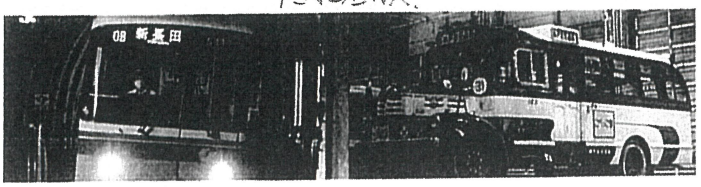
活動報告　2024年10月10日
サンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプルサンプル

神戸交通労働組合
お知らせ　神戸交通労働組合とは？　議員の活動報告
組合員マイページ

©2025 神戸交通労働組合

神戸交通労働組合とは？

旧組合旗



神戸交通労働組合

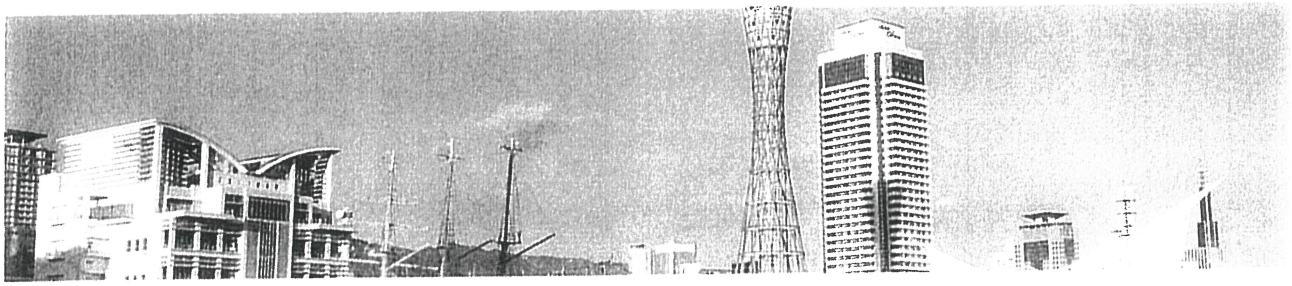
神戸市電時の1929年5月19日に「交総・神戸市電従業員組合」が発足され、1945年8月15日の終戦後の10月16日に、兵庫県下で最初に「神戸交通労働組合」として再建しました。

神戸交通労働組合は、市バス関係に属する石屋川自動車支部、中央自動車支部、車両支部、地下鉄関係に属する高速乗務支部、高速駅務支部、高速技術支部、事務関係の本局支部の全7支部と、若手組合員で結成している青年女性委員会で構成しています。

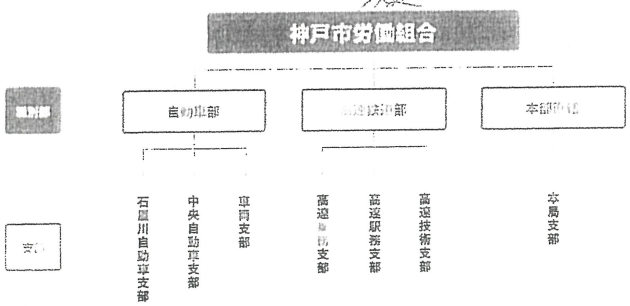
全国産別組織としては、「全日本自治団体労働組合（通称：自治労）」に加盟しており、中でも全国各地のバス、地下鉄、路面電車などの公営交通事業者を中心とした「都市公共交通評議会（通称：都市交評）」に属しています。

兵庫県では、自治労の兵庫県本部、連合兵庫の神戸地域協議会、全日本交通運輸産業労働組合の兵庫県交運労協にも、自治労都市交評として加盟しています。

神戸市では、市職員で結成されている「神戸市職員労働組合」、「神戸市従業員労働組合」、「神戸市水道労働組合」、「神戸市教職員組合」、「神戸市立高等学校教職員組合」とともに、「神戸市労働組合連合会」を結成し加盟しています。



支援



イベント

©2025 神戸交通労働組合

157

神戸交通労働組合

お知らせ　神戸交通労働組合とは？　職員の活動報告　組合員マイページ

組合員専用ページ

労働組合の活動内容やお知らせ、お役立ち情報をお届けします。

トップ > 組合員専用ページ

お知らせ



2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…
詳細を見る



2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…
詳細を見る



2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…
詳細を見る

過去のお知らせ一覧を見る

機関紙一覧

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

過去の機関紙一覧を見る

組合手帳コンテンツ

2024年度 組合手帳
最終改訂：〇年〇月〇日

2024年度　各種申請書DL
最終改訂：〇年〇月〇日

抽選フォーム・アンケート



2024年度　抽選フォーム

5ページ

神戸交通労働組合

お知らせ　神戸交通労働組合とは？　職員の活動報告

組合員マイページ

©2025 神戸交通労働組合

組合員お知らせ一覧



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る



タイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタイトルタ…

詳細を見る

©2025 神戸交通労働組合

申請用紙DL

- 神戸交通労働組合 組合加入届
- 立候補届
- 投票用紙
- 委任状
- 代議員証
- 信任状
- 救済申請書

©2025 神戸交通労働組合

機関紙一覧

絞り込み　▸神交　▸神交ニュース

アーカイブ　▸2024　▸2025

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

2024年10月10日
タイトルタイトルタイトルタイトル
タイトルタイトルタイトルタ…

©2019 神戸交通労働組合

組合手帳一覧

2024組合手帳一覧
(電子ブックが開きます)

組合手帳　項目毎PDF

・発行にあたって（2024年度）

組織

・労働組合とは
・公営交通に適用される法律
・組合の組織と運営
・組合財政
・労働協約

閲覧

賃金

・賃金のしくみ
・給料表
・初任給
・昇給、昇格、転任、昇任
・諸手当
・一時金
・退職手当

閲覧

勤務時間・休日等

・勤務時間
・公休、祝日
・時間外労働と３６協定
・休暇
・欠勤、休職
・点数制協定
・健康管理
・被服

閲覧

福利厚生

・福利厚生事業一覧
・公務災害、通勤災害
・労組福利厚生関係
・神戸交通労働組合推進の共済事業

閲覧

規約・規則

閲覧

バックナンバー

2024年度　2023年度

©2024 神戸交通労働組合

２０２５年度　第１回選挙管理委員会

２０２５年　２月　６日／１８：４５～

出席／竹内（中央）、高森（石屋川）、小藤（車両）、水野（乗務）、谷口（駅務）、
松木（技術）、瑠東（本局）
事務局／奥、富永

１．2025 年度選挙管理委員名簿の確認について

２．2025 年度正・副委員長の選出について

互選により、委員長に水野氏（乗務）、副委員長に谷口氏（駅務）を選出しました。

３．新たな役員体制について

2025 年度からの新たな執行体制と、選挙区分について説明を行いました。

４．2025 年度選挙の日程について

役員選挙、中央委員選挙、代議員選挙、会計監査委員選挙の日程について確認しました。

５．役員選挙について

役員選挙の告示（案）について確認しました。

なお、当局とも協議の結果、職場の掲示板掲出には事前に所属長の承認が必要なことから、役員選挙の告示と合わせて、中央委員選挙の告示の仮案も承認を受けることになったことを報告しました。承認を受けたのち、告示日に合わせて掲示板に掲出することになりました。

中央委員選挙告示については、選挙人名簿再調整に合わせて定数確認をした上で、承認した仮案と差し替えて、中央委員選挙の告示日に合わせて掲示板に掲出することになります。

また、選挙事務として、選挙人名簿の作成、掲示場所及び掲示枚数、立候補受付などの選挙管理事項について確認しました。

投票箱については、個人ロッカーにも入る小型で、封印作業がしやすい形状のも

のを購入することとしました。

現在、臨時応援として、石屋川営業所から中央営業所に出向いている組合員の投票に関しては、両支部の選挙管理委員会で協力して対応していくこととしました。

6．その他

①次回選挙管理委員会（3月5日）について

・選挙人名簿の提出

・立候補者の資格審査

・その他

２０２５年度　選挙管理委員会

（敬称略）

中　　央	◎竹内　寿一、池水　利尚、栗西　幸輔、大塚　正義 中村　尚樹（垂水支所）
石 屋 川	◎高森　勝也、五百蔵　誠、福本　憲聡
高速乗務	◎水野　陽二郎、森本　孝行、松本　直樹、松岡　隆浩、依藤　勝巳
高速駅務	◎谷口　英明、大下　博嗣、鎗本　拓也
車　　両	◎小藤　勇治（車両工場）、片瀬　良（車両工場）
高速技術	◎松木　一也（電気区）、江口　雅広（変電区）、住　浩志（御崎検修係）、峯苫　隆雄（検車区）
本　　局	◎瑠東　孝行（地下鉄運輸ｻｰﾋﾞｽ課）、若林　有生子（営業推進課）、山本　裕二（経営企画課）

◎は支部選挙管理委員長

２０２５年　２月　６日現在

２０２５年度役員選挙等　日程一覧表（案）

役員選挙

選挙人名簿調整	２月２１日（金）
選挙告示	３月　３日（月）
立候補受付（本部）	３月　３日（月）09：00～16：00
	３月　４日（火）09：00～16：00
	３月　５日（水）09：00～16：00
資格審査	３月　５日（水）

※選挙管理委員会を開催して資格審査を行います。

公報発行	３月　７日（金）
不在投票期間	３月　７日（金）～１１日（火）

期間中に 12 時間は必ず確保することとした上で、２日間又は３日間で実施。

一般投票	３月１２日（水）09：00～16：00
開　　票	３月１２日（水）投票終了後

※三役及び常任執行委員は、本部で開票

※執行委員は、各支部で開票、結果を本部に報告

中央委員選挙

選挙人名簿調整	３月１４日（金）
選挙告示	３月１７日（月）
立候補受付（本部）	３月１７日（月）09：00～16：00
	３月１８日（火）09：00～16：00
	３月１９日（水）09：00～16：00
資格審査	３月１９日（水）

※選挙管理委員会を開催して資格審査を行います。

公報発行	３月２１日（金）
不在投票期間	３月２１日（金）～２５日（火）

期間中に 12 時間は必ず確保することとした上で、２日間又は３日間で実施。

一般投票	３月２６日（水）09：00～16：00
開　　票	３月２６日（水）投票終了後

※各支部で開票、結果を本部に報告

代議員選挙・会計監査委員選挙

選挙人名簿再調整	６月　６日（金）
選挙告示	６月　９日（月）
立候補受付（本部）	６月　９日（月）09：00～16：00
	６月１０日（火）09：00～16：00
	６月１１日（水）09：00～16：00
資格審査	６月１１日（水）

※選挙管理委員会を開催して資格審査を行います。

公報発行	６月１３日（金）
不在投票期間	６月１３日（金）～６月１７日（火）

期間中に 12 時間は必ず確保することとした上で、２日間又は３日間で実施。

一般投票	６月１８日（水）09：00～16：00
開　　票	６月１８日（水）投票終了後

※代議員は、各支部で開票、結果を本部に報告

※会計監査委員は、本部で開票

告　示

神戸交通労働組合選挙管理委員長
委員長　●●　●●

神戸交通労働組合選挙規則にもとづき、役員選挙をつぎのとおり告示する。

記

一．告　示　日　　２０２５年　３月　３日（月）
一、定　　数

【三役　　３名】

執行委員長	１名
副執行委員長	１名
書記長	１名

【常任執行委員　２名】

自動車部長	１名
高速鉄道部長	１名

【執行委員　　７名】

石屋川自動車支部長	１名
中央自動車支部長	１名
車両支部長	１名
高速乗務支部長	１名
高速駅務支部長	１名
高速技術支部長	１名
本局支部長	１名

一、立候補受付　　３月　３日（月）～３月　５日（水）午前９時～午後４時
一、公報発行　　３月　７日（金）
一、不在投票期間　　３月　７日（金）～１１日（火）
　　期間内で、２～３日間の不在投票日を各支部で設定
一、一般投票　　３月１２日（水）午前９時～午後４時
一、開　　票　　３月１２日（水）投票完了後、即日開票

注意事項
（１）受付は、本部選挙管理委員会で行う。ただし、電話による届け出は認めない。
（２）三役及び常任執行委員の立候補者は、立候補届に所定事項を記入の上、写真(白黒、タテ４ｃｍ　ヨコ３ｃｍ)、印鑑を持参して、本部選挙管理委員会に届け出ること。
（３）執行委員の立候補者は、立候補届に所定事項を記入の上、本部選挙管理委員会に届け出ること。
（４）立候補受付時間は、午前９時から午後４時までとする。
（５）不在投票は、期間内で投票時間の１２時間を確保した上で、職場実態に合わせて、各支部で投票時間を設定する。
　　一般投票は最終日に午前９時から午後４時までとする。

案

告　示

神戸交通労働組合選挙管理委員長
委員長　●●　●●

神戸交通労働組合選挙規則にもとづき、中央委員選挙をつぎのとおり告示する。

記

一．告　　示　　日　　２０２５年　３月１７日（月）

一、定　　数

石屋川自動車支部	●名	高速乗務支部	●名
中央自動車支部	●名	高速駅務支部	●名
車　両　支　部	●名	高速技術支部	●名
		本　局　支　部	●１名
		合　計	**●●名**

一、立候補受付　　３月１７日（月）～３月１９日（水）午前９時～午後４時

一、公　報　発　行　　３月２１日（金）

一、不在投票期間　　３月２１日（金）～２５日（火）
期間内で、２～３日間の不在投票日を各支部で設定

一、一　般　投　票　　３月２６日（水）午前９時～午後４時

一、開　　票　　３月２６日（水）投票完了後、即日開票

注意事項
（１）立候補者は、立候補届に所定事項を記入の上、本部選挙管理委員会に届け出ること。ただし、電話による届け出は認めない。
（２）立候補受付時間は午前９時から午後４時までとする。
（３）不在投票については、期間内で投票時間の１２時間を確保した上で、職場実態に合わせて、各支部で投票時間を設定する。
一般投票は最終日に午前９時から午後４時までとする。

組合脱退について

組合は、2025 年 1 月 30 日の第 47 回執行委員会において、以下の 2 名の脱退を確認しました。

中央自動車支部	堂本　健二	再任用
本局支部	藤間　和則	現職

各種選挙の単組推薦について

組合は、2025 年 1 月 30 日の第 47 回執行委員会において、以下の各種選挙立候補者の単組推薦を協議確認しました。

①松江市議会議員選挙
候補者　石倉さとし　新人　（元・松江交通労組委員長）
公　認　立憲民主党
推　薦　自治労都市交評

②尼崎市議会議員選挙
候補者　わたせ　和人　現職３期
公　認　立憲民主党
推　薦　連合兵庫、自治労兵庫県本部

自治労 2025 春闘ストライキ批准投票について

組合は、2025 年 1 月 30 日の第 47 回執行委員会において、自治労 2025 春闘ストライキ批准投票の取り組みについて協議確認しました。

・スト批准投票期間　　2025 年２月５日（水）～12 日（水）
・「2025 春闘ストライキ批准投票報告書」に投票結果を記入し、2 月 12 日午後 5 時までに組合本部に連絡。
・県本部への投票結果報告　　2025 年２月 13 日（木）正午（午前中必着）

その後、2 月 12 日の第 48 回執行委員会において、スト批准投票結果を確認しました。

自治労大会代議員の選出について

組合は、2025 年 2 月 12 日の第 48 回執行委員会において、自治労大会代議員の選出について協議しました。神戸交通には、神戸ブロック枠で代議員 1 名が割り振られており、奥書記長を選出することとしました。

2024年度年末カンパの集約結果と寄託について

組合は、2025年1月30日の第47回執行委員会において、. 2024年度年末カンパの集約結果と寄託について協議しました。なお、自治労兵庫県本部「2025 年度国際連帯救援カンパ」も合わせて取り組むこととしました。

＜集約結果＞

石 屋 川	１６，１８２円
中　　央	１８，０００円
垂　　水	４，０００円
高速乗務	３２，４００円
高速駅務	１３，０００円
車　　両	７，１００円
高速技術	７，５８０円
本　　局	２，０００円
本　　部	１５，０００円
合　　計	**１１５，２６２円**

＜寄託先＞

兵庫障害者連絡協議会	５，０００円
いかり共同作業所	１０，０００円
連合兵庫「絆」基金（自治労登録人員数×30円） ※2024年度登録人数560名	１６，８００円
自治労国際連帯救援カンパ（登録人員数×30円） ※2024年度登録人数560名	１６，８００円
児童施設へのプレゼント贈呈	６６，６６２円

支部委員・中央委員合同懇談会について

組合は、2025年2月12日の第48回執行委員会において、支部委員・中央委員合同懇談会について、以下のとおり、取り組むことを協議確認しました。

日時　3月5日（水）　18時30分開会　20時30分終了予定

場所　北野会館

参加　①執行委員会メンバー（本部役員、支部長、青年女性委員長）
②中央委員
③支部委員及び支部青年女性委員長の中から2名
④書記

定年退職者への取り組みについて

組合は、2025 年 2 月 12 日の第 48 回執行委員会において、定年退職者への取り組みについて、以下のとおり、取り組むことを協議確認しました。

①記念品

退職者向けのあいさつ文と記念品（商品券 8,000 円分）を配付。

②自治労共済

定年退職に伴う自治労共済に提出する書類の配付。

・総合共済支払請求書（退職餞別金）　【全員から回収】
・解約申込書　【離職される方から回収】
・出資金返戻請求書　【離職される方から回収】

その他

記者資料提供（2025 年 1 月 15 日）
神戸市交通局経営企画課　赤枝・川畑　TEL：078-984-0105
株式会社こうべ未来都市機構　須磨パティオ事業部　児玉　TEL：078-791-7100
総務部　村瀬　TEL：078-302-2381

リノベーション・神戸 ～名谷活性化プラン～
tete 名谷 × 須磨パティオ グランドオープン合同記念式典開催！

神戸市では、「リノベーション・神戸」の「名谷活性化プラン」において、新たな「ゆとりある郊外型居住エリア」の実現を目指し、リニューアルを進めてきました。

駅ビルに、商業施設「tete 名谷」を整備するとともに、様々な情報を発信するための「大型ビジョン」やバス利用者の利便性を向上させる「バスサイネージ」の設置を進めています。

また、名谷駅前のショッピングセンター「須磨パティオ」の大規模リニューアルに取り組んでおり、2024 年 8 月及び 2024 年 12 月の先行オープンに続いて、グランドオープンが 2025 年３月 18 日に決定しました。

このたび、「tete 名谷」（JR 西日本アーバン開発株式会社）と、「須磨パティオ」（株式会社こうべ未来都市機構）が、2025 年３月 18 日（火曜）にグランドオープンを迎えることを祝して、「合同記念式典」を開催することとなりましたので、ご案内します。



▲駅改札上部の大型ビジョン



▲須磨パティオ フードコートテラス席（イメージ）

1. 開催要領

日時　：2025 年３月 18 日（火曜）
９時 00 分～９時 30 分（８時 30 分受付開始）
場所　：市営地下鉄西神・山手線
名谷駅改札外コンコース（雨天決行）
内容　：主催者挨拶
来賓紹介
テープカット　ほか

２．報道（取材）にあたってのお願い

事前にお申込みいただいた報道機関等の皆様向けにプレスエリアを設置します。当日、プレスエリアへの入場をご希望される場合は、2025 年 2 月 28 日までに以下の申込先までご連絡ください。

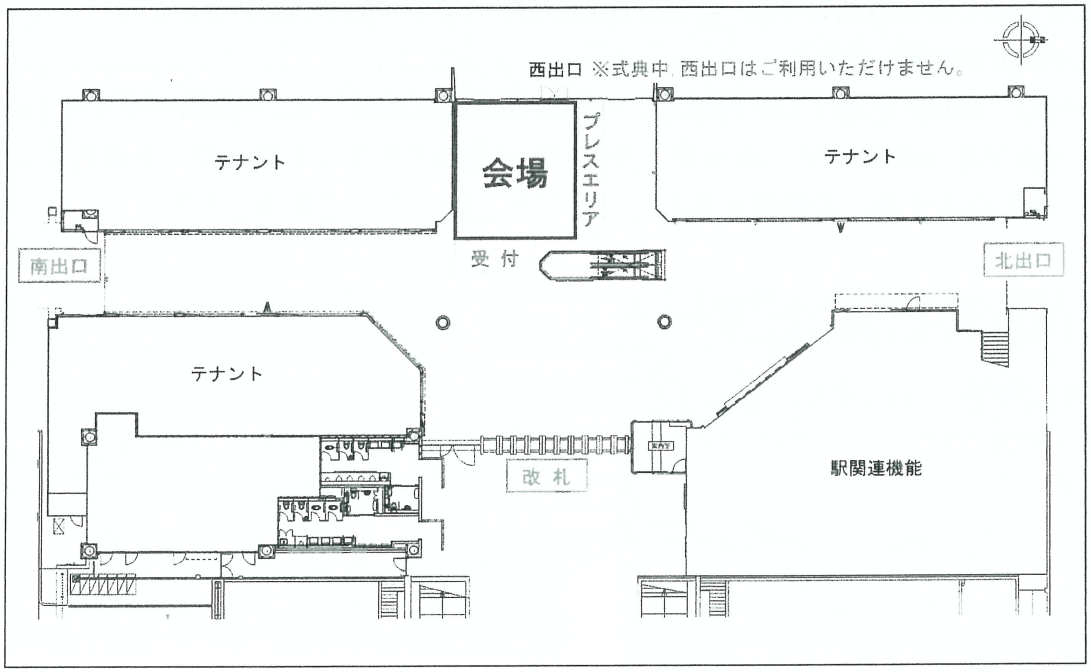
なお、会場スペースの都合上、事前にお申込いただけなかった場合、プレスエリアへの入場を制限させていただく場合がございますのであらかじめご容赦くださいませ。

【申込先】

リノベーション・神戸～名谷活性化プラン～
tete 名谷×須磨パティオ　グランドオープン合同記念式典事務局
Email：myodani0318_reception@jrw-urban.co.jp

【注意事項】

・お申込時に法人名、当日のご担当者名が分かるようメールにご記載ください。
・プレスエリアへの入場申込受付専用のアドレスとなりますので、
本プレスに関する問合せにつきましては別途ご担当者までお問合せください。



３．資料

（１）2024 年 12 月 19 日記者資料提供（神戸市交通局）
『神戸市営地下鉄名谷駅 駅ビル商業施設「tete 名谷」
2025 年３月 18 日（火曜）に全館グランドオープン決定！』
https://www.city.kobe.lg.jp/a89954/109179721573.html

（２）2025 年 1 月 15 日記者資料提供（株式会社こうべ未来都市機構）
『「須磨パティオ」2025 年３月 18 日
リニューアルグランドオープン決定！』
https://www.city.kobe.lg.jp/a72320/366255874326.html

記者資料提供(2025 年 1 月 23 日)
交通局営業推進課　横田、岩田
TEL:078-984-0129（内線:959-6045 FAX:078-984-0203）

「さようなら西神車庫」開催！



2025 年 3 月に地下鉄西神車庫の運用が終了します。1993 年 10 月の運用開始以来、32 年間にわたって地下鉄西神・山手線の運行を支えてきた西神車庫に「ありがとう」の想いを込めて、普段は一般の方が立ち入ることのできない西神車庫でお別れイベント「さようなら西神車庫」を開催します。

鉄道・バスグッズ販売や駅弁販売、レールトイ展示、こども縁日など多様なコンテンツでお楽しみいただけます。

また、神戸市バスのほか、阪神バス・神姫バス・山陽バス・淡路交通・本四海峡バス・尼崎交通事業振興・神戸フェリーバス・日本交通・西日本 JR バスのバス車両展示も行います。ぜひ、ご来場ください。

1. 開催概要

(1)開催日時

2025 年 2 月 24 日(月・振休)10 時～14 時 30 分(雨天決行・荒天中止)

(2)開催場所

神戸市営地下鉄西神車庫(神戸市西区美賀多台 9-2-2)

地下鉄西神・山手線「西神中央駅」より徒歩約 10 分

(3)入場料

無料

(4)申込

不要(会場内が混雑している場合、入場を制限することがあります)

2. コンテンツ内容

- 地下鉄車両展示(こどもっと KOBE 号)
- バス車両展示(淡路交通・尼崎交通事業振興・神戸フェリーバス・山陽バス・神姫バス・西日本 JR バス・日本交通・阪神バス・本四海峡バス・神戸市交通局)
- 保守車両展示
- 車両入替運転乗車体験
- レールトイ展示[ぷらいむ]
- グッズ販売[鉄道会社(神戸新交通、神戸電鉄、山陽電車、阪神電車)、バス展示社(淡路交通・尼崎交通事業振興・山陽バス・神姫バス・阪神バス・本四海峡バス)、イケダモデリング、ウミキリン、くまちゃんのみせ、幻視工房、神戸コスモス、SANSAI、サンワード、スルッと KANSAI、レールクラフト阿波座、神戸市交通局]
- 神戸市地域公共交通活性化ワーキンググループの取り組み紹介
- 駅弁販売[淡路屋]
- こども縁日[松本商事]
- 駄菓子屋レトロバス(ボンネットバス)
- さようならメッセージ＆イラスト

※イベント詳細については、「沿線 NAVI ホームページ」でご確認ください。

記者資料提供（2025年1月31日）
神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課　田中・八尾
TEL：078-984-0162（内線 959-6120）FAX：078-984-0206

2025年（令和７年）３月15日（土曜）
神戸市営地下鉄西神・山手線、北神線でダイヤ改正を実施します

神戸市営地下鉄西神・山手線、北神線におきまして、2025年（令和７年）３月15日（土曜）にダイヤ改正を実施いたします。各駅の発着時刻に変更がありますので、お客様のご理解、ご協力をお願いいたします。

１．実施日
2025年（令和７年）３月15日（土曜）

２．対象路線
市営地下鉄西神・山手線、北神線

３．目的
（１）車庫体制の見直し
（２）ワンマン運転を見据えたダイヤ編成

４．具体的な改正内容
（１）車庫体制の見直し（名谷車庫・西神車庫→名谷車庫・谷上車庫）に伴い、車両の出庫・入庫場所が変わること、通勤・通学需要の変化などを踏まえ、運行本数を次のとおり変更します。

時間帯		発	行	変更本数
平日	７時半～８時半	名谷駅発	三宮・新神戸方面	▲２本
	６～７時台	谷上駅発	三宮・西神中央方面	＋３本
土休日	６～７時台	谷上駅発	三宮・西神中央方面	＋３本
	18～22時台	三宮方面	谷上行	＋３本

※平日、土休日とも、昼間時間帯の運行間隔に変更はありません。

（２）ワンマン運転の際に必要となる運転士の作業時間と、ご利用実態に即したお客様の乗降時間を確保するため、駅停車時分を見直します。

参考：西神中央駅 → 三宮駅間（東行）所要時間比較

時間帯	現行	改正後	
始発	30 分	30 分	±０分
朝ラッシュ	約 33 分	約 34 分	＋１分
昼間	約 31 分	約 32 分	＋１分
夕ラッシュ	約 31 分	約 32 分	＋１分

（３）谷上駅における乗り継ぎの利便性を考慮し、神戸電鉄株式会社も同日にダイヤ改正を行います。

（４）その他の改正点

・平日、谷上駅発・名谷行の列車を全て西神中央行に統一します。

・平日８時台、三宮方面から名谷駅折返しの列車（１本）を西神中央駅発着とし、混雑の平準化を図ります。

５．周知方法

・車内・駅構内のポスター・自動放送、交通局ホームページ等で周知いたします。

・ダイヤ改正後の時刻等の詳細は交通局ホームページをご確認ください。
https://www.city.kobe.lg.jp/a80062/kurashi/access/kotsukyoku/subway/news/2024/2024daiya.html

以上

記者資料提供（2025 年 1 月 31 日）
交通局経営企画課　戸田・小山
ＴＥＬ：０７８－９８４－０１１１（直通）　内線：（９５９）６０２１

職員の懲戒処分

処分案件１　飲酒運転以外での交通事故

(1)被処分者　交通局職員（一般職員・男性・57 歳）

(2)処分内容　戒告

(3)処分年月日　2025 年１月 31 日

(4)処分理由　2024 年７月 16 日 10 時 36 分頃、市バスを営業運行中、停留所で乗客が乗車し、後ろの席へ歩き出そうとしたところ、被処分者がバスを発進させたことにより転倒、負傷させた。

なお、被処分者は、過去１年以内に、物損事故を起こし、注意を受けている。

このような行為は、乗合自動車運転士としての自覚が欠如していると言わざるを得ず、また、交通局の信用を著しく失墜させた。

処分案件２　交通法規違反関係

(1)被処分者　交通局職員（一般職員・男性・50 歳）

(2)処分内容　戒告

(3)処分年月日　2025 年１月 31 日

(4)処分理由　2024 年８月 17 日に運転免許証を失効し、2024 年 11 月 2 日に無免許状態になっていることに気付くまでの間、公用車を運転した日が 3 日あった。また、自家用車を運転し通勤を行っていた。

このような行為は、公務員のみならず、社会人としてあるまじき行為であり、また、交通局の信用を著しく失墜させた。

（参考）

管理監督責任として、課長級職員（男性・57 歳）を「厳重注意」とした（同日付）。

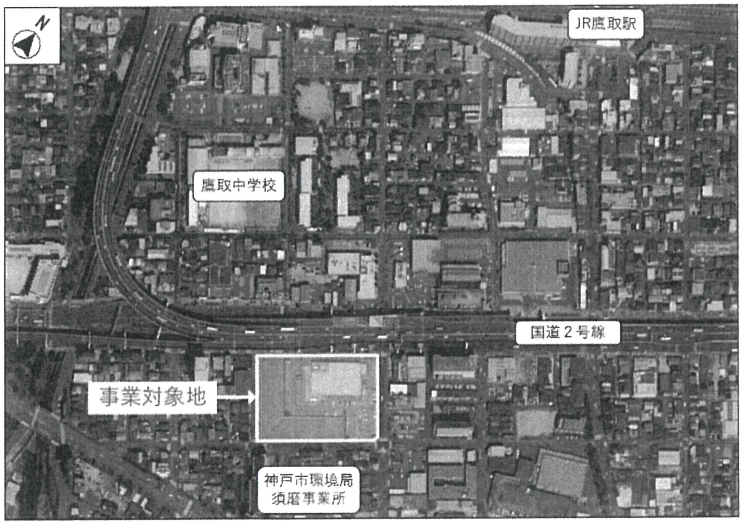
記者資料提供（2025 年２月５日）
神戸市交通局経営企画課　赤枝・川畑
TEL：078-984-0130　FAX：078-984-0201

須磨区古川町２丁目用地活用事業　優先交渉権者の決定

「須磨区古川町２丁目用地」（現：食品スーパー）について、地域の活性化に寄与する土地利用と自動車事業会計の収益力の強化をはかるため、食品スーパーを基幹とする複合施設を整備・運営する事業者の公募を行っておりましたが、この度、優先交渉権者が決定しましたので、以下のとおりお知らせします。

１．事業対象地・位置図

神戸市須磨区古川町２丁目１番・２番



２．公募の結果

（１）１次審査（書類及びプレゼンテーションによる事業提案内容の審査）

満点（150 点）の 60%以上かつ最高点の 90%以上を得点した応募者を１次審査通過事業者とする。

応募申込数	５
通過事業者数	３

※１次審査最高点：117 点（150 点満点）

（２）２次審査（１次審査通過者による入札）

優先交渉権者		役割	入札価格
代表企業	株式会社マルアイ店舗保有	全体の企画・運営・管理	13,752,320 円（月額賃料）
構成企業	株式会社マルアイ	食品スーパー運営	

（３）提案内容

食品スーパー	マルアイ（売場面積　約 600 坪）
生活利便施設	ドラッグストア、１００円均一ストア 飲食店、カフェ、テラス（コミュニティ空間）　等

３．事業計画イメージ（パース）



▲複合施設整備イメージ（鳥瞰）



▲複合施設整備イメージ（アイレベル）

４．今後のスケジュール（予定）

2025 年春頃：基本契約の締結

2028 年初頭：複合施設開業

記者資料提供（2025 年２月 13 日）
神戸市交通局経営企画課　赤枝・榎波
TEL：078-984-0125　　FAX：078-984-0201

神戸市営地下鉄　JR西日本

神戸市営地下鉄と JR 西日本の ICOCA 連絡定期券の発売開始

～神戸市営地下鉄と JR が１枚の ICOCA 定期券で乗車可能になります～

神戸市営地下鉄と西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）は、お客様の利便性向上を図るため、「神戸市営地下鉄と JR 西日本の ICOCA 連絡定期券」を発売します。

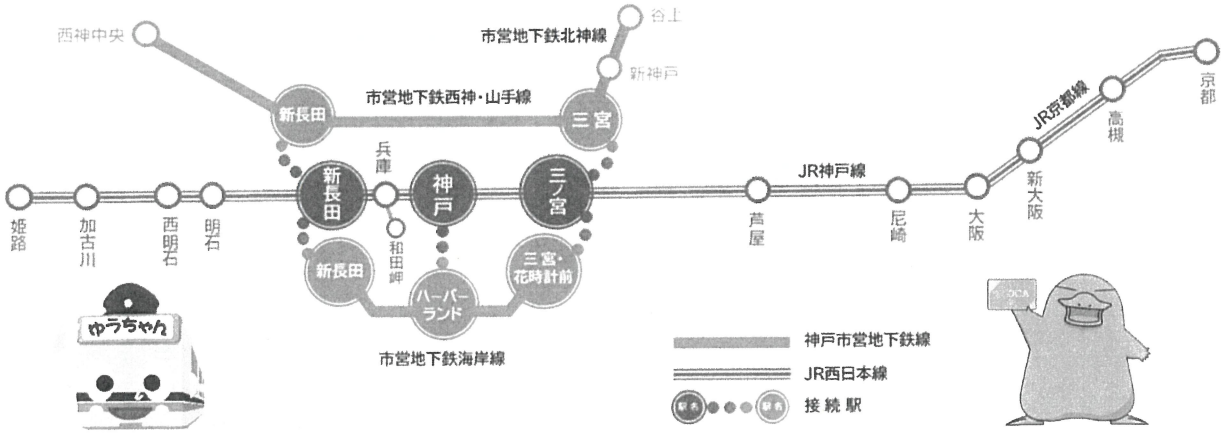
１．発売開始日

2025 年３月 15 日（土曜）

※2025 年３月 15 日（土曜）以降を利用開始日とする定期券を発売します。

２．発売範囲

神戸市営地下鉄全線と JR 西日本の京阪神エリアの一部（下図参照）



３．接続駅

神戸市営地下鉄	／	ＪＲ西日本
三宮（西神・山手線）、三宮・花時計前（海岸線）	／	三ノ宮
ハーバーランド（海岸線）	／	神　戸
新長田（西神・山手線、海岸線）	／	新長田

４．発売券種および通用期間

○通勤定期券(大人)及び通学定期券（大学生等、高校生、中学生、小学生）

○１か月・３か月・６か月

≪発売しない定期券≫

・通勤定期券（小児）・学期定期券・U-15 定期券・障がい者割引定期券

・職業訓練定期券・実習定期券・ゾーン定期券・敬老定期券

５．発売額

神戸市営地下鉄及びJR西日本の定期旅客運賃を合算した金額

６．発売箇所

○JR西日本　京阪神エリアのICOCA取扱駅の「みどりの券売機」、「みどりの券売機プラス」、「ピンク色の自動券売機」及び「みどりの窓口」

○モバイルICOCA for Android / Apple PayのICOCAでも発売します。
2025年春より、中学生・高校生用の通学定期券も、モバイルICOCAでご購入いただけるようになります。

※「みどりの券売機」及び「ピンク色の自動券売機」での新規発売は通勤定期券（大人）に限ります。

※モバイルICOCA for Android / Apple PayのICOCAでは、小児用定期券は発売しません。

※神戸市営地下鉄の駅及び定期券発売所では発売しません。

７．券面イメージ



ICOCA（カードタイプ）



モバイルのICOCA

８．その他

○磁気定期券では発売しません。

○神戸市営地下鉄、JR西日本それぞれの定期券をご利用で、ICOCA連絡定期券をご希望の場合は、現在ご利用になっている定期券の有効期間終了後にお買い求めください。

○2025年４月１日ご購入分より、JR西日本の一部区間の定期券の発売額が変わります。ご購入日にご注意ください。

記者資料提供（2025年２月20日）
神戸市交通局高速鉄道部運輸課　権藤・橋本
TEL：078-791-6043　FAX：078-791-6044

関西の鉄道事業者19社局による共同マナーキャンペーン「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」を共通テーマとしてポスターを掲出します。

関西の鉄道事業者１９社局は、共同マナーキャンペーンとして２０２５年３月１日（土）から３月３１日（月）をコア期間とする「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」を共通テーマとしたポスターを掲出します。

駅や車内でのマナー向上は鉄道事業者共通の願いです。日頃から各社局それぞれでマナー向上に取り組んでおりますが、より効果的により多くのお客さまのご理解・ご協力をいただくため、今回は「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」をテーマとしたポスターを掲出します。

１９９４年から実施しているこの共同マナーキャンペーンは「みんなでつくる みんなの快適」をコンセプトに実施しております。詳細は下記のとおりです。

記

1. テーマ　「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」
2. 掲出期間　２０２５年３月１日（土）～３月３１日（月）をコア期間として掲出
3. 掲出場所　共同マナーキャンペーン参加社局の駅構内・車内
4. 掲出枚数　約１５，０００枚
5. 共同マナーキャンペーン参加社局

西日本旅客鉄道株式会社	阪神電気鉄道株式会社	阪急電鉄株式会社
京阪電気鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社	南海電気鉄道株式会社
近江鉄道株式会社	京福電気鉄道株式会社	叡山電鉄株式会社
泉北高速鉄道株式会社	北大阪急行電鉄株式会社	大阪モノレール株式会社
能勢電鉄株式会社	神戸電鉄株式会社	山陽電気鉄道株式会社
神戸新交通株式会社	大阪市高速電気軌道株式会社	神戸市交通局
京都市交通局		

以上

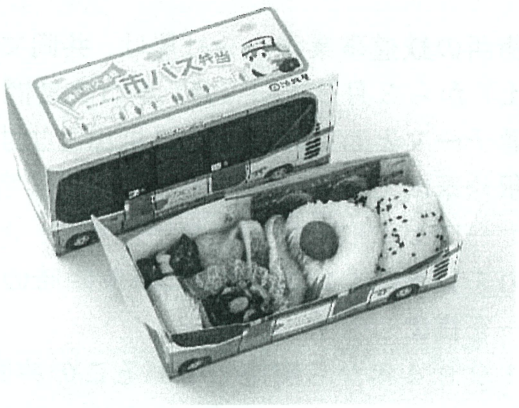
本件に関するお問い合わせ先
関西鉄道協会　総務部
ＴＥＬ　０６－６３４１－１２３１

本資料配付先：青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、京都市政記者クラブ、神戸市政記者クラブ

記者資料提供(2025 年 2 月 21 日)
交通局営業推進課　横田、岩田
TEL:078-984-0129（内線:959-6045）FAX:078-984-0203
株式会社淡路屋　勝川
TEL:078-431-1682

さようなら西神車庫開催記念「市バス弁当」発売！

2025 年 2 月 24 日(月・振休)に、地下鉄西神車庫で開催する「さようなら西神車庫」を記念して、株式会社淡路屋から「神戸市交通局　市バス弁当」が発売されることになりました。

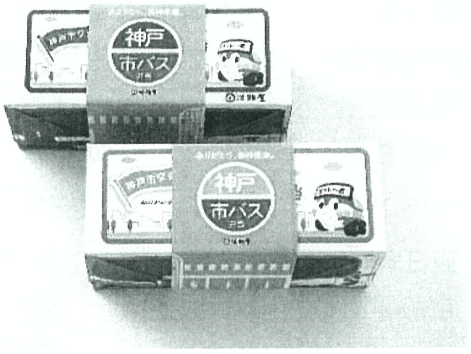


イベント当日は、モデルとなった車両横で販売するほか、神戸市バスノベルティをプレゼントします。

3月 1 日以降は、株式会社淡路屋店舗で通常販売される予定です。

1. 販売日・場所

【「さようなら西神車庫」イベント会場】
2025 年 2 月 24 日(月・振休)
10 時～14 時 30 分
※ 販売数量限定
※ 会場で購入された方には、神戸市バスノベルティプレゼント(数量限定・先着順)



【淡路屋店舗】
2025 年 3 月 1 日(土)～
販売場所・時間等、詳細については、株式会社淡路屋(電話 078-431-1682)までご確認ください。

2. 販売価格

1,200 円(税込)

3.「さようなら西神車庫」イベント概要

2025 年 3 月に地下鉄西神車庫の運用が終了します。
1993 年 10 月の運用開始以来、32 年間にわたって地下鉄西神・山手線の運行を支えてきた西神車庫に「ありがとう」の想いを込めて、普段は一般の方が立ち入ることのできない西神車庫でお別れイベント「さようなら西神車庫」を開催します。

※イベント詳細については、「沿線 NAVI ホームページ」でご確認ください。

第１号議案　２０２５春季生活闘争方針（案）

１．経済および賃金をめぐる状況について

（１）2024 春闘では 5%を超える高い水準の賃上げを実現し、その影響から実質賃金は 27 ヵ月連続でマイナスに転じていたものの、2024 年 6 月にはプラスに転じました。しかし、物価高の状況は依然変わっておらず、2024 年 9 月の毎月勤労統計調査（確報）では、実質賃金が前年同月比 0.1%減と 2 ヵ月連続でマイナスとなりました。また、10 月の消費者物価指数は前年同月比 2.3%増（生鮮食品除く）、2024 年 1～9 月期のエンゲル係数（生活費に占める食費の割合）は 28.0%と 42 年ぶりの高水準となるなど、私たち労働者・生活者を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

（２）一方、そうした状況下で、2024 年 9 月に発表された財務省「法人企業統計調査」によれば、企業利益から税金や配当を差し引いた内部留保は、2023 年度末時点で初めて 600 兆円を超え、12 年連続で過去最高を更新しています。これは 2024 春闘の高い水準の賃上げを行ってもなお、企業側には賃上げ余力が残っているということであり、2025 春闘においては、労働者への還元として労働分配率をより引き上げ、2024 春闘を上回る賃上げを実現していかなければなりません。

（３）他方、円安を背景に続く物価高やその影響による仕入れ価格の高騰、労働人口減少の下、人材獲得が難しいことなどの影響により、中小・零細企業を中心に倒産件数が増加しています。労働組合としてはこの物価高の中、さらなる賃上げや最低賃金の引き上げに耐えうる環境を整備するための国の支援に加え、物価高の状況下での賃上げを下支えするための適切な価格転嫁をこれまで以上に進めていく必要があります。

２．2025 春闘の取り組みについて

（１）「未来づくり春闘」のもと、国際的に見劣りする日本の賃金水準を中期的に引き上げていくことをめざしてきたが、この 3 年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的位置も低いままです。主要国の賃金が年 1～2%ずつ上昇していることを踏まえると、日本の実質賃金をわが国全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることで改善のスピードアップをはかる必要があります。2025 年は日本の実質賃金を少なくとも 1%程度改善し、賃金における国際的ポジション回復をめざす必要があります。

超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、わが国全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が重要であります。2024 年度の地域別最低賃金は 5.1%引き上げら

れ、労働市場における募集賃金は上昇を続けており、同業他社との比較や同一地域の賃金相場に見劣りせず優位性を持てる賃金水準を意識した賃金決定が求められます。また、企業業績は産業や企業規模などによって違いがあるものの全体でみれば高い水準（「法人企業 統計」）で推移し、労働分配率も低下が続いています。今こそ未来を見据えて、傷んだ労働条件を回復させ「人への投資」を積極的に行うべき局面にあります。

2024 闘争では、33 年ぶりの 5%台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと 実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ててこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができます。そのためには、物価を安定させるとともに、2024 闘争における賃上げの流れを定着させ、賃上げのすそ野を広げていく必要があります。

低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっています。また、2024 春季生活闘争の賃上げ集計結果からすると、企業規模間格差は拡大している可能性があります。全体として労働側への分配を厚くし、企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要があります。

近年、人材確保のために初任給を大幅に引き上げる一方、中高年層への配分を相対的に抑制するなどの傾向がみられました。連合総研「勤労者短観」（2024 年 4 月調査）によると、賃上げが物価上昇に追いついていないと感じる比率が中高年層で相対的に高まっています。賃上げ原資の配分についても、人材の定着やモチベーションの維持・向上などの観点も含め、労使でしっかりと協議し、すべての人の生活向上をめざす必要があります。

（3）春闘は、毎春に民間労組が経営側に対して、賃金・労働条件の向上や働き方の改善に資する項目について要求する闘争ですが、人勧制度の下にある公務職場においても、決して無関係なものではありません。公務員賃金は地公法第 24 条第 2 項の均衡の原則により、民間労働者の給与が重要な決定要素の一つとされていることを踏まえれば、自治労も連合に結集し、民間労組と一体となって春闘に取り組むことが重要です。その取り組みが、その年の人事院・人事委員会勧告や毎年秋の確定闘争につながるとともに、ひいては、公務員賃金に準拠した地場で働く者の賃金にも影響し、地域全体の生活環境の底上げにもつながります。

また、春闘は、賃金のみならず、職場における働き方の改善や、人員確保、ジェンダー平等の推進、ハラスメント対策などの多岐にわたる課題の改善について、当局に要求・交渉する機会でもあり、取り組む意義は大きいといえます。

（4）教育・研修の拡充、賃上げなど、「人への投資」を積極的に行うことは、日本全体の生産性を高め、ＧＤＰも賃金も安定的に上昇する経済へとステージをあげることにつながります。バブル崩壊以降の長年の課題である「慢性デフレ」の解決のためにも、働き方に見あった賃上げを行い、物価と賃金が相応に上が

っていく好循環を生み出す社会経済構造へと転換していくことが求められています。

３．公共サービス労働者の労働条件・地位向上にむけて

（１）自治体の現場では、2005年の集中改革プランにより定員削減して以降、減少した定員管理は見直されておらず、そのような中、これまで職場の労働者の努力や職員間の連携によって、かろうじて職場を維持し、公共サービスの提供を継続してきています。しかし、年々さまざまな行政ニーズが増え続ける現状では、対応する人員が不足しているため、離職や休職の増加が懸念され、逼迫した状況が続いています。とりわけ、資格職などにおいては、人員不足が深刻化しています。こうした状況下で、近年は豪雨災害などの大規模災害も頻発しており、他の自治体からの応援で急場をしのいでいるものの、応援する側の自治体にも人的余裕はなく、非常時に対応できる体制の構築が喫緊の課題となっています。

（２）一方、労働人口が減少する中において、総務省「地方公務員の退職状況調査」では、40歳未満の普通退職者数が年々増加傾向にあり、さらに自治体職員の採用試験応募者が減少する状況が続くなど、人員確保が容易ではない状況に陥っており、人員不足に拍車がかかっています。こうした背景には、自治体でも賃金・労働条件等の改善は行われて来たものの、民間企業における人材確保を目的とした賃金の引き上げや働き方改革がより進んでいることも一因と考えられ、公務職場での賃金改善や働きやすい職場づくりなどは急務です。しかしながら、この人員確保が喫緊である中において、春闘期・人員確保闘争期での取り組みは低調であり、改めて、各単組での人員確保における取り組みの意義や重要性を再確認し、取り組みを推進していかなければなりません。あわせて、地方公務員の離職増加の状況を踏まえれば、人員確保だけにとどまらず、当局とともに離職防止対策も進めていくことが必要です。

（３）その上で、2024人事院勧告では、3年連続の月例給・一時金の引き上げとなりました。しかし、若年層と中高年層の改定率には大きな格差が生じており、引き続き、全世代での引き上げが課題となっています。

（４）さらに、2025年4月に実施予定の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」においては、人材確保に主眼を置いた評価できる内容が示された一方、地域・職員によっては、地域手当や扶養手当の廃止・削減も示されていることからも、地方における自主的な給与決定を前提に取り組みを強化していくことが求められます。

（５）また、パワハラやセクハラなどのハラスメントに加え、昨今ではカスハラも大きな問題となっています。とくに、カスハラについては、報道等により社会的認知度が向上しつつあるものの、自治体の職場では住民や議員からのハラスメントも依然として多く、安心して働き続けられる職場環境に改善していくためにも、労働組合の立場から予防・防止対策を早急に講ずるよう求めてい

く必要があります。

（６）安定的かつ充実した公共サービスを提供していくためには、必要な人員確保と同時に、その裏付けとなる財源の確保が不可欠です。地方財源一般総額の確保と人員確保に必要な財源の確保にむけ、本部・県本部は国や地方団体への要請など取り組みを強化するとともに、単組においては、職場点検を踏まえた要求を積み上げて労使交渉に取り組むなど、それぞれの段階から取り組んでいく必要があります。

（７）あわせて、原材料費やエネルギー価格の高騰による行政運営にかかる経費の増大への対応や、公共サービスに携わる民間労働者の賃上げを支援するためにも、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいた適切な価格転嫁が必要であり、そのための財源の確保も求めていかなければなりません。

４．地域公共交通を取り巻く情勢と課題

（１）生産年齢人口減や生活様式の変化による利用者の減少に加え、コロナによる影響、エネルギーや資材の高騰など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、自動車運転者の労働時間規制（改善基準告示）の施行と、それに付随する「2024 年問題」によりバス運転者不足はより深刻となり、こうした状況も相まって多くの路線が廃止・減便・縮小され、地方ローカル鉄道の存続問題も顕在化して地域住民の生活や移動に深刻な影響を及ぼしています。

都市交評は各交通事業の状況把握に努め個別対策を進めるとともに、「地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会」や省庁要請行動等を通じてコロナ特別減収企業債（コロナ企業債）の償還期間の延長、損失補填に対する新たな財政支援、人員を確保するための実効性のある施策などを求めてきました。コロナ企業債については 2023 年度で終了し、2024 年度からは新たに交通事業債（経営改善推進事業）が創設されましたが、この制度の利用は、運賃制度の見直しや民間バスとの共同経営などの経営改善に取り組むことが発行対象となり、コロナ企業債以上に活用しにくいものとなっています。一般会計からの繰り入れや自治体への特別交付税の増額など、即効性のある施策強化が強く求められています。

また利用者数がコロナ禍前に戻りきらない中、バス運転者をはじめ交通事業従事者不足による減便や路線の再編・統合に歯止めがかかっていません。地域の足として持続可能な公共交通を存続・発展させるためには、賃金・労働条件、職場環境を大幅に改善し、魅力ある職場・業種に変えていくことが極めて重要な課題であり、そのための国や自治体からの支援強化が強く求められています。

（２）地域公共交通は、ニューノーマルにおける新たな移動需要の創出の観点や、地域のくらしを充実させる観点から、医療、介護、子育て・教育、商業などの移動目的を生み出すまちづくり全体から交通を捉えた取り組みを、「共創」の発想で進めていく必要があります。

これらの取り組みを進めていくことにより、クロスセクター効果を発揮する

ことが、地域の公共交通を維持・存続するための重要な視点になると言えます。とりわけ公営交通においては、自治体が直営するということを利点に先進的に取り組んでいかなくてはなりません。

（３）地域公共交通は、存在自体がＳＤＧｓに貢献する事業であり、ローカルＳＤＧｓの実現（持続可能な地域づくり）において、3 つの重要な役割を持つとされています。また、地域公共交通の 3 つの役割は、地域公共交通が活かすべき本質的な意義でもあります。

その本質的な意義とは、1 つ目は、交通弱者にとって必要な移動手段、つまり「誰も取り残さない」交通手段であること。2 つ目は、地域活性化を支える基盤・資源という点で「地域・人をつなぐ」役割を担っていること。3 つ目は、1 トリップでの輸送人員が多いという点で「環境効率がよい」交通手段であることです。

これら 3 つの本質的な意義を活かし、地域公共交通を維持・存続させる取り組みを進めていかなくてはなりません。

（４）都市公共交通評議会は 8 月 22 日、2025 年度の国土交通省予算に関わる第 1 次要請を行いました。要請では深刻さを増すバス運転者や整備士等の人員確保、さらに「2024 年問題」も影響している乗合バスの路線廃止など地域住民の移動確保問題を中心に関係予算の拡充、支援強化を要請しました。

また、豪雨による地下鉄施設の浸水問題などこれまでの想定を超える災害への対策強化の必要性などを訴え、安全輸送を担保するための国の支援拡充を求めました。

このように自治労本部を通じた省庁要請に合わせ、県本部都市交評においても、持続可能な地域公共交通の確立にむけて取り組みます。また、地域・住民との協働による自治体交通施策の確立にむけ、公共交通専任部署・職員の配置・充実を図ることに取り組みます。

５．神戸市営交通事業を取り巻く情勢と課題

（１）神戸市交通局の令和 5 年度の決算では、自動車事業においては、令和 5 年度の乗車人員は 5,640 万人（1 日平均 15.4 万人）、乗車料収入は 86 億 884 万円（1 日平均 2,352 万円）となっています。

経常収入は 99 億 4,460 万円となり、令和 4 年度に比べて 1 億 3,635 万円（△1.4%）の減収となっています。一方、経常支出の総額は 105 億 7,480 万円となり、令和 4 年度に比べて 3 億 7,562 万円（△3.4%）の減少となっています。この結果、当年度経常損失は 6 億 3,019 万円となり、令和 5 年度末の累積欠損金は 36 億 2,476 万円となっています。

一方、高速鉄道事業においては、令和 5 年度の西神・山手線、北神線の乗車人員は 9,191 万人（1 日平均 25.1 万人）、乗車料収入は 163 億 27 万円（1 日平均 4,453 万円）となっています。また、海岸線の乗車人員は 1,769 万人（1 日平均 4.8 万人）、乗車料収入は 23 億 1,867 万円（1 日平均 633 万円）となって

います。

その結果、地下鉄全線では、乗車人員は1億960万人（1日平均29.9万人）、乗車料収入は186億1,894万円（1日平均5,087万円）となっています。

西神・山手線、北神線では、1億2,186万円の経常利益を計上し、海岸線では、21億4,974万円の経常損失を計上しています。この結果、地下鉄全線の経常損失は20億2,788万円となり、令和5年度末の累積欠損金は854億607万円となっています。

（2）神戸市営交通事業も各都市と同様に、少子超高齢化の進行や労働生産人口の減少、新型コロナウイルスの影響によるニューノーマルへの転換など、これまで以上に厳しい経営環境になっています。

このような状況の中、2023年6月26日に、交通局から交通事業審議会に対し、「中長期的な経営基盤強化」に関する諮問を行い、審議会及び専門部会において議論が行われ、11月21日、交通局に対し答申が提出されました。それを受けて、12月1日に開催された神戸市会の「都市交通委員会」において、市バス事業及び地下鉄事業の総合的な経営基盤強化策を検討するとして、特に市バス事業の危機的な経営状況からの早期脱却のため、運賃改定の実施や各種割引制度の見直し、また、中長期的な経営基盤強化に向けた保有資産の有効活用などの増収策や地下鉄運営体制の見直しなどの経費削減策、市バス路線のシームレス化等のサービス充実、地下鉄海岸線ホームドア設置等の安全対策を検討していくとの交通局の基本的な考え方が示されました。

（3）さらには、2021年度から2025年度までの5ヵ年の計画となる「神戸市営交通事業　経営計画2025」が最終年度を迎えますが、この5か年の計画の成果など検証する必要があります。

経営計画において、勤務・労働条件に関わる事項については、労使合意のもと進めていく考え方はこれまでと変わりはありません。しかしながら、現状を十分に把握した上で、労使交渉を進めていくことが重要であり、市バス・地下鉄を市営交通事業として存続させるためにも、組合員の知恵と行動力をもって一丸となって取り組んでいかなくてはなりません。

（4）2024年8月22日に、神戸交通と組織内議員のかじ幸夫議員が所属する、こうべ未来市会議員団との「2025年度予算にむけた要望書」についての意見交換会を開催しました。神戸交通における課題として、①公営交通事業への財政支援の拡充について、②人材の確保について、③北神線への支援策について、④敬老優待乗車制度及び福祉乗車制度の負担金の改善措置並びに新たなエコファミリー制度の構築について、⑤各種制度の導入及び見直しについて、⑥バス停留所の整備についての6項目について説明を行い、各課題に関連し意見交換を行いました。今後も、継続して意見交換会を開催しながら、交通独自の抱える課題を共有し、神戸市会に現場の声を反映させて、環境改善や予算確保にむけて取り組みます。

加えて、違法・迷惑駐車や走行環境の改善、第三者による暴力行為などの課題解決にむけ、県本部都市交評の取り組みとして、伊丹交通や各級議員と連携

し、関係各所に対して要請行動を行います。

6．くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーンについて

（1）国土交通省は地域公共交通に求められる役割について、①地域住民の移動手段の確保、②コンパクトシティの実現、③まちのにぎわいの創出や健康増進、④人の交流の活発化をしていくこと、の4点を挙げています。解決の方向性としては地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で地域活性化のために不可欠な地域の装置・社会インフラとして大きな効果をもたらすものです。民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組む必要があります。

（2）自治労本部都市交評は、2024年10月～12月に実施した「くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーン（統一行動）」の総括を行い、2025年4月期に実施する同キャンペーンに県本部・単組と連携して取り組むことを確認しています。

今後はさらに、自治体が主体的に地域公共交通の確保に責任ある施策を実現するよう求めていきます。具体的には、県本部・単組において、地域における街頭行動、春闘・確定闘争・人員確保闘争における一連の行動との連動を意識し、年間闘争として取り組めるように努めるとともに、統一行動に対する県本部各単組への協力要請や、組合員の参加率向上にも努めます。

7．組織強化・拡大と財政強化にむけて

（1）自治労は春闘を、年間闘争サイクルの確立にむけた「1年のたたかいのスタート」としての位置づけだけでなく、組合活動の活性化、組織強化のための重要なたたかいと位置づけています。

春闘段階から組合員の思いを集め、課題を出し合い要求をとりまとめ、要求・交渉を行い、身近な職場環境や賃金・労働条件の改善をはかっていくことによって、組合員から「職場の声が要求に反映されている」「職場の改善には労働組合が必要だ」と認識してもらうことが重要です。そのことが組織の強化にもつながっていきます。

（2）労働組合の力の源は、圧倒的多数の職員が組合に加入しているという「数の力」であり、それを背景とした交渉力にあります。全国的に労働組合の組織率が低下するなか、自治労では、すべての県本部と危機感を共有するとともに、新規採用者の獲得と単組運動の活性化を最優先の課題とする「第6次組織強化・拡大のための推進計画」が進められています。

自治労全般において、単組役員の負担感の増加や交渉経験の不足、組合活動の低調さなどにより「組合の存在意義が見えにくくなり、それが新規採用者を

含めた組織率の低下につながり、結果として、さらに組合の担い手不足を招く」といった悪循環に陥っており、持続可能な組織体制の回復にむけては、まだまだ高いハードルが待ち受けています。

（3）神戸交通では、組合員数が800人程度となっている状況を鑑み、組合運動の質を変えず継続していけるよう、「財政組織検討委員会」において、さまざまな視点から協議・検討を進めています。

2024年度に検討すべき課題として、①神戸交通労働組合のホームページの制作についてを中心に協議してまいりました。

神戸交通労働組合のホームページの制作に関しては、2025年4月からの運用開始にむけ、製作を進めています。組合手帳や機関紙などの掲載を含め、組合の取り組み状況を発信するなど、新たなツールとして活用を進めていきます。

また、組合会館の建て替え又は移転に関しては、2024年度は協議することができませんでしたが、喫緊の課題として2025年度も継続協議することとし、建て替えるのにも多額な費用を要することから、移転も含めて十分に議論を重ねてまいります。

今後も将来にわたって安定した組織運営と財政運営を築いていくために、さまざまな課題について、聖域を設けず議論を進めるよう取り組みます。

（4）支部活動や本部活動を担っていくリーダーを育成していくためにも、青年女性委員会の活動はとても重要であります。次世代の神戸交通を担う組合員と思いを共有させながら、共に目標に向かって進んでいける強固な組織を構築できるよう努めていきます。

また、組合員の交流を目的とした取り組みについて検討し、開催に努めるとともに、組合員から「信頼される組合」となるため、様々な形で発信される組合員の声に真摯に耳を傾けながら、組合員の魅力の創出についても検討を進めます。

8．政治活動の取り組み

（1）私たち労働者が労働条件だけでなく、生活全般を含めた経済的地位の向上を図るためには、労使関係だけでは解決できない課題が多くあります。私たちの賃金・労働条件の決定が「勤務条件条例主義」のもとに置かれているため、いったん労使間の交渉でお互いの理解のもとに賃金・労働条件を決めても、議会で覆されることもあります。

現場の労使交渉だけでは解決することができない、医療や福祉、年金、教育、税制などの改善を、政党や政治家に働きかけていくことも重要です。また、地域住民のためにより良い公共サービスを提供するためにも、労働組合の立場から政治の場に政策を反映していくことは必要なことです。私たちの仕事も、国会で決められる法律や地方自治体の議会で決められる条例で定められていることを忘れてはならず、そのため、組合の政策を理解する各種議員を一人でも多く議会に送り出す必要があります。

（2）昨年 10 月の衆議院議員総選挙において、政権与党の自民党と公明党が過半数を下回り、立憲民主党や国民民主党などの野党勢力が議席を大幅に増やしました。しかし、与党も野党も単独で過半数を獲得することができず、2009 年衆議院選の時のような政権交代には至りませんでした。

今年の 7 月には第 27 回参議院議員選挙が行われますが、次期衆議院選挙での政権交代の礎を築くためにも、参議院選挙において多数の野党議員を誕生させることが必要不可欠です。神戸交通としては、比例代表においては、自治労組織内候補である現参議院議員の「岸まきこ」さんを推薦決定しており、必勝に向けて全力で取り組みます。

また兵庫選挙区においても候補者が決定し、上部産別の推薦決定次第、単組での推薦を協議・確認し、必勝に向けて全力で取り組みます。

（3）また、各自治体選挙などについては、連合兵庫や自治労兵庫県本部の方針を基本に、単組として推薦候補者を決定し、具体的な選挙闘争方針についてはコンプライアンス（法令遵守）の下、積極的に取り組んでいくこととします。

おわりに

公共交通事業は今、大きな転換期を迎えています。人口減少・少子高齢化の進行は深刻な状況で、交通運輸産業は、他産業以上に人手不足感が強くなっています。さらには、3 年超に及ぶコロナ禍の影響など、私たちを取り巻く環境は極めて厳しく、激動の時代を迎えています。これまでの概念や価値観が一変し、経済や社会、そして私たちの暮らし方、働き方が大きく変わろうとしています。

しかし、いかなる時代であっても交通運輸の安全確保と利便性向上にむけて、全力で取り組んでいかなければなりません。

神戸交通は、過去、幾多の苦難を乗り越えてきた歴史と栄光のある労働組合です。どんな苦しいときも組合員一人ひとりが力を合わせ、英知を結集して未来を切り開いてきました。こういった大きな変化を伴う新しい時代の流れの中、現場での日々の職務や組合活動などを通じて、「自らの職場は自らで守る」という姿勢をこれまで以上に強く保ちながら、「現場力」を発揮し、そして、時代の変化と、その流れの方向を見極め、冷静に対処していくことが求められています。

公営交通事業として独立採算を堅持しつつ、さまざまなニーズに応えなければならない矛盾を抱えていますが、神戸交通労働組合は、自らの知恵と努力によって私たちが働く職場の将来展望が見出されるよう、組合員全員であらゆる困難に立ち向かっていくことを強く訴え、2025 春季生活闘争方針とします。